高　　山

—町並調査報告—

奈良国立文化財研究所

高山

―町並調査報告―

奈良国立文化財研究所

奈良国立文化財研究所学報第二十四冊　一九七五

序

ここ十数年の間に、高度経済成長にともなって、文化財保護の上から、埋蔵文化財の問題とともに民家の保存の問題が大きく取り上げられるようになり、さらに民家個々の保存とならんで、町並としての伝統的建造物群の保存の重要性が高まっている。当研究所では数年来、橿原市今井町等を対象として町並の基礎的調査を進めて来た。

文化庁は、昭和47年度から、伝統的な姿を残す町並集落の調査を進め、全国で180個所におよぶリストを作成したが、昭和48年度には、具体的な保存対策をたてるための資料とするため、高山・倉敷・萩の3市を選んで調査を行った。当研究所は高山市の調査を担当することとなったが、本書はその調査結果を取りまとめたものである。

高山は飛騨地方の中心であり、奈良時代に国分寺が建てられ早くから開けていたが、現在の市街地は、慶長10年に完成した金森長近の居城の麓に営まれた城下町が次第に発展したものである。元禄5年からは幕府の直轄領となり、その番所を中心とした物資の集散力は、豊かな町人の街を発展させ、高山祭に象徴されるような町人文化が栄えたのである。

今も市内を宮川・江名子川等の清流が流れ、周囲は美しい自然に囲まれ、その町並は伝統的な姿をよく残している。日枝神社・八幡神社の祭礼には、華麗な屋台が繰り出されるが、この屋台を支えるそれぞれの屋台組があり、住民の共同意識の大きなよりどころとなっている。

この豊かな環境を守ろうとする住民運動も盛で、恵比須台組保存会・上三之町および上二之町町並保存会が結成され、自主的に規約を作り、これを守っている。伝統的環境の保存は、住民の心に深く根ざしてはじめて可能なことを考えるとき、この運動は特に高く評価される。

住民の自発的な保存運動と呼応して、市当局は「高山市市街地景観保存条例」を制定、積極的に町並保存に取組んでいる。高山市は町並保存の面で、全国的に見て最も進んだもののひとつであり、こうした住民や行政当局の努力に深く敬意を表する。

本書が高山市の町並の記録として、また今後の保存対策の資料として役立つことを願うとともに、ひろく町並集落の調査研究の発展に資するところとなれば倖せである。

この調査に当って、前高山市長の故元仲辰郎氏を中心として、高山市・高山市教育委員会の絶大な御協力があった。また各住宅所有者の方々は快く調査に協力していただいた。記して心からお礼を申し上げる。

昭和50年3月

奈良国立文化財研究所長

小　川　修　三

例　　言

1. 本書は昭和48年度に文化庁が実施した岐阜県高山市における町並調査の報告書である。この調査には高山市が全面的に協力した。
2. この調査は、高山の町並の一部である上三之町恵比須台組を中心とした地区に限られている。高山市には、このほかにもすぐれた町並、伝統的建造物群が所在する。これらについては、今後の調査研究が望まれる。
3. 調査は奈良国立文化財研究所建造物研究室長鈴木嘉吉を主任調査員として、文化庁、岐阜県教育委員会、高山市ならびに奈良国立文化財研究所が協力して実施した。
4. 調査資料のとりまとめ、ならびに本報告書の執筆・編集は奈良国立文化財研究所が行なった。
5. 本書の第一章第一節・第三節、第二章第四節は藤村泉、第一章第二節・第四節、第二章第一節・第二節・第三節は上野邦一、第三章は宮沢智士が分担して執筆し、鈴木嘉吉を中心として当研究所関係調査員全員が討議を行ない、とりまとめた。図面等の作製は主として細見啓三・宮本長二郎・上野邦一・藤村泉・中村雅治・福田幸子・金井しんがあたった。編集は主として岡田英男・宮沢智士・上野邦一があたった。
6. 英文要約は上野邦一が素稿をつくり、大和郡山カトリック教会ジョン・ウオルシュ神父の校閲を受けた。ここに記して同神父に感謝の意を表する。

目　　次

第一章　高山の歴史と風土……1

第一節　高山の歴史……1

1　城下町高山……1

2　天領高山……3

3　明治以降の高山……6

第二節　高山の現況……9

第三節　高山の魅力……12

第四節　保存の動向……18

第二章　高山の町並と町家……22

第一節　調査の概要……22

1　調査の目的……22

2　調査地区の設定……24

3　町並調査の動向……24

4　調査の内容……26

第二節　町並……30

1　町並と町並景観……30

2　町並の性格……31

3　町並景観の分析……35

第三節　町家……41

1　概要……41

2　間取り……41

3　正面……45

4　構造と内部空間……47

第四節　史料に見える町家……49

第三章　町並保存の問題点…… 54

第一節　高山町家・町並の特徴…… 54

1　町　家　の　特　徴…… 54

2　町　並　の　分　析…… 55

第二節　町並保存の理念と現実…… 57

1　町並保存の理念…… 57

2　町家の修景・保存…… 58

3　修景・保存にあたっての基本的な立場…… 60

第三節　保存地区と住民…… 63

1　市街地景観保存条例…… 63

2　町並保存と住民…… 64

3　文化財保護法改正…… 66

高山市町並保存関係条例等資料 …… 68

English Summary…… 71

図　面・写　真

		頁
1	調査地区屋根伏図	2
2	建物時代別分布図	3
3	建物構造体別分布図	4
4	建物階数別分布図	5
5	建物正面様式別分布図	6
6	建物用途別分布図	8
7	屋台組区分図	9
8	道路・都市計画図	10
9	高山周辺地図（防火・準防火地域の表示を含む）	11
10	文化財・風致地区関係図	12
11	絵図による元禄年間の高山	13
12	中村家住宅現状透視図	14
13	堀家住宅復原透視図	15
14	原田家住宅図面	16
15	中村家住宅図面	17
16	野登家住宅図面	17
17	高島家住宅図面	18
18	武田家住宅図面	18
19	阪田家住宅図面	19
20	堀家住宅図面	19
21	飛騨民族考古館図面	20
22	松本家住宅図面	20
23	土川家住宅図面	21
24	平田記念館図面	22
25	久田家住宅図面	22
26	打保屋図面	23
27	大野家住宅図面	23
28	高桑家住宅図面	24
29	重要文化財松本家住宅図面	24
30	調査地区航空写真	25
31	恵比須台組町並（北から）	26
32	恵比須台組町並（復原）	27
33	竜神台組町並（修景図）	28
34	竜神台組町並（電柱撤去前　北から）	29
35	竜神台組町並（電柱撤去後　北から）	29
36	恵比須台組町並（北から）	30
37	恵比須台組町並（船坂・原田家付近　北から）	30
38	同　（原田・船坂家付近　南から）	31
39	同　（中村家付近　南から）	31
40	同　（住家付近　南から）	32
41	同　（小鳥家・三塚家付近　南から）	32
42	恵比須台組町家の屋根	33
43	同　町並（北上から）	33
44	恵比須台組東側町家正面連続写真	34
45	竜神台組町並（南から）	36
46	同　（北から）	36
47	平田記念館正面連続写真	37
48	飛騨民族考古館正面連続写真	37
49	松本家住宅正面連続写真	37
50	打保屋正面連続写真	38
51	土川家住宅正面連続写真	38
52	堀家住宅写真	39
53	土川家住宅写真	40
54	平田記念館写真	41
55	打保屋写真	42
56	高桑家住宅写真	43
57	重要文化財松本家住宅写真	44
58	高山古写真（昭和初期）	45
59	天保14年建家造作建具巨細書上帳の一部	46
60	恵比須台組平面図	47
61	恵比須台組西側町並正面	48
	a 現状連続写真　b 現状正面図	
	c 復原正面図　d 修景正面図（案）	
62	恵比須台組東側町並正面	49
	a 現状正面図　b 現状正面図	
	c 復原正面図　d 修景正面図（案）	
63	天保14年建家造作建具巨細書上帳に見られる町家平面図	50

挿　図　(図・写真・グラフ・表)

（第一章）

		本文頁
1— 1	城下町建設期の高山	1
1— 2	高山付近街道図	3
1— 3	高山陣屋	4
1— 4	高山三町村の石高推移	4
1— 5	高山の家数・人口一覧	5
1— 6	天保９年２月の家数・人口	5
1— 7	高山火災年表	6
1— 8	明治27年—１日の交通量—	7
1— 9	明治12年産業別人口	8
1—10	高山市位置図	9
1—11	飛騨地方と高山	9
1—12	高山の人口	10
1—13	産業別人口	10
1—14	昭和46年工業内訳	10
1—15	観光客でにぎわう町並	11
1—16	屋台会館へ向う観光客	11
1—17	高山への観光客動向	11
1—18	水路と町並	12
1—19	町家の内部	12
1—20	春慶塗作業風景	13
1—21	町を練り歩く祭の行列	13
1—22	高山祭の屋台	13
1—23	祭に装う町並	13
1—24	現存屋台一覧表　附廃台一覧表	14
1—25	宮川と中橋	15
1—26	重要文化財照蓮寺本堂	15
1—27	高山の文化財一覧	15
1—28	飛騨地方の自然公園	16
1—29	宮川べりの朝市	16
1—30	陣屋前の朝市	16
1—31	雪の高山	17
1—32	渋草焼作業風景	17
1—33	高山の町家内部	17
1—34	高山の子供	18
1—35	宮川	18
1—36	江名子川	18
1—37-a	竜神台組町並（電柱撤去前）	19
1—37-b	竜神台組町並（電柱撤去後）	19
1—38	町並と軒裏配線	19
1—39	営業用車の進入	20
1—40	町並と背景の城山	20
1—41	自主的な交通規制	21
1—42	保存関係年表	21

（第二章）

2— 1	高山の町並	22
2— 2	萩の町並	22
2— 3	倉敷の町並	22
2— 4	調査経過表	23
2— 5	江名子川と町並	24
2— 6	吹屋町付近町並	24
2— 7	上二之町町並	24
2— 8	上一之町町並	24
2— 9	調査地区位置図	25
2—10	妻籠宿の町並	26
2—11	産寧坂の町並	26
2—12	倉敷の町並	27
2—13-a	シトミ（外観）	28
2—13-b	シトミ（内部）	28
2—14	高山祭	29
2—15-a	高山の道路パターン（元禄頃）	30
2—15-b	同　（江戸末期）	30
2—15-c	同　（明治41年）	31
2—15-d	同　（昭和10年頃）	31
2—16	間口規模別棟数分布表（明治６年）	32
2—17	恵比須台組明治６年と現状の間口規模別分布表	32
2—18	調査地区内の３地区別軒高分布表	33
2—19	電々公社ビル	33
2—20	町並景観をこわすパラボラアンテナ	33
2—21	軒に腕木を出す町家	34
2—22-a	町並に調和する看板	34
2—22-b	町並に調和しない看板	34
2—23	町家の正面	35

2—24　町並　35
2—25　視野をまとめる町家　36
2—26　屋台蔵　37
2—27　秋葉社　37
2—28　古めかしい看板　38
2—29　犬矢来　38
2—30　柵　38
2—31　明治22年「商工技勢飛驒之便覧」にのる町家　39
2—32　高山古写真（昭和初期）　39
2—33　こけら葺の庇とふきかえ作業　39
2—34　町並に調和しない建物の遠望　40
2—35　調査地区内間口規模別分布表　41
2—36　間取り調査をした家一覧　42
2—37　間取りの分類模式図　42
2—38　「みせ」・「おえ」境の「どじ」にかかるのれん　44
2—39　「どじ」を仕切る軽い建具　44
2—40　大戸　45
2—41　格子の大戸　45
2—42-a　本格的な出格子（千本格子）　46
2—42-b　枠組による出格子（高山格子）　46
2—43　中二階の建具　46
2—44　高山格子４種　47
2—45　庇詳細模式図　48
2—46　町家内部の建具　48
2—47　元禄８年と明治６年の三之町の敷地間口　49
2—48　上一之町、上二之町、上三之町の敷地間口　49
2—49　「天保14年建家造作建具絵図面小前帳」にある町家の位置図　50
2—50　原田家住宅復原図　51
2—51　一之町村家数・人別改帳に見る借家率の変化　52

（第三章）

3— 1　木曽　奈良井宿の町並　54
3— 2　会津　大内宿の町並　54
3— 3　大和　今井町の町並　54
3— 4　高山の町家内部　55
3— 5　恵比須台組　道路と町家の関係　55
3— 6　坂道と町並（高山えび坂付近）　56
3— 7　自動販売機とメーター類　56
3— 8　黒く塗った自動販売機　56
3— 9　車の進入　57
3—10　調査地の町家のランク別一覧表　58
3—11　民芸調の改造例　61
3—12　正面だけの保存　62
3—13　保存区域の表示　63
3—14　共同で雪かきをする住民　65
3—15　地場産業　67

第一章　高山の歴史と風土

第一節　高山の歴史

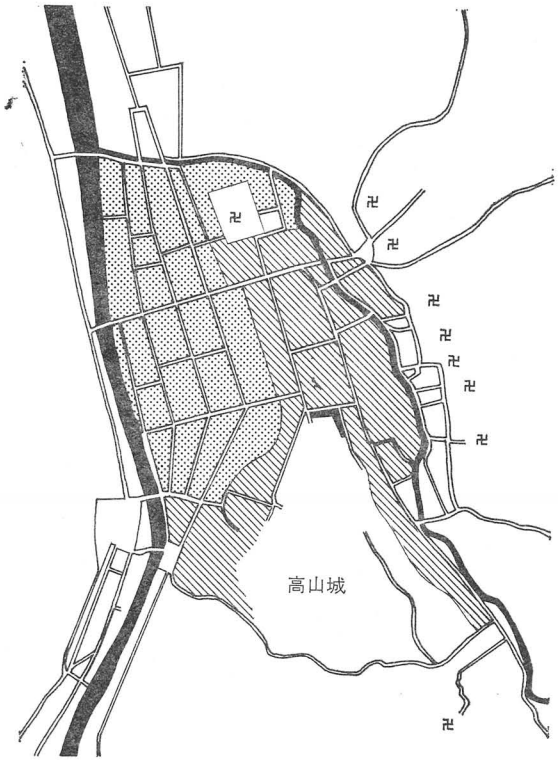

1—1　城下町建設期の高山

＊1.　高山城を鳥瞰図法で描いたものには、前田家旧蔵（現尊経閣文庫蔵）「高山城古図」（岐阜県史蹟名勝天然記念物調査報告第４回所収）、高山郷土史料館蔵「飛州大野郡高山城絵図」他数種あるが、すべて江戸中期以後のもので、城郭破却後に描いたものである。尊経閣文庫には「飛州高山城図」４枚、「飛騨国高山城図（嘉永6年写）」４枚がある。他に、本丸・二之丸の殿舎群を描いた平面図が高山郷土史料館に残っている。なお城下町絵図には下記のものがあるが、最後の１枚を除いてすべて金森時代後期のものである。

- 「（金森時代）高山城下図（元文年間写）」、長瀬武宣氏蔵、（高山市史による）
- 「飛騨国大野郡高山町絵図」尊経閣文庫蔵（岐阜県史附図所収、この他に尊経閣文庫に高山城下図２枚があり、その写が高山郷土史料館にある）
- 「金森家中屋舗并町屋敷図」高山郷土史料館蔵
- 「天明４辰年焼失以前高山町並社寺絵図面」同館蔵

1.　城下町高山

高山城　近世高山の歴史は、天正14年(1586)の金森氏の飛騨国支配により始まる。その前年、越前大野城主金森長近は飛騨における中世以来の旧勢力三木氏を滅し、豊臣秀吉より飛騨一国３万８千石を与えられ、天正14年９月（または８月７日）に入部した。長近は当初鍋山城にあったが、天正18年に新城郭建設に着手した。

城郭は城下町東南の丘陵地、天神山古城跡を本丸とし、北に出丸、南に二之丸・三之丸を新たに設け、慶長10年（1605）近世城郭にふさわしい平山城の完成をみた。本丸西方には三層の天守を築き、二之丸・三之丸にはそれぞれ荘大な殿舎を建てた。大手門(追手門）は城下町と反対の南方に設け、西に折れて桝形橋に通じる。搦手門（桜門)は三之丸北方にあり、城坂通から武家地の幹線である馬場通に通じている。桜門は常の大手門である。高山城は元禄８年(1695)、幕府により完全に破却されてしまったため、城跡には往時の盛観を示すものをほとんどのこさず、絵図[＊1]等によってわずかに当時の有様を知るのみである。

城下町　城下町は城郭北方の平坦地、江名子川と宮川で囲まれた東西500ｍ、南北600ｍの範囲に建設された。この二つの河川は他の城下町に多く見られるような惣構えの濠として、防御的な役割りを果したのであろう。この区域内に東方を武家地（空町地区）、西方を町人地（下町地区）と、はっきりとしたゾーニング（住区割）がなされ[＊2]、寺院は江名子川対岸の東山にあつめられた。町人地は一番町・二番町・三番町（後の一之町・二之町・三之町）の南北通りを中心とした本町地区が最初につくられた。城下町建設に際しては松倉城下をはじめ、周辺の商人・職人たちが集められた[＊3]。本町の中間を肴町通、安川通が東西に横切る。東西の小路はこの２本の通りを除いてすべて南北の通りと喰い違い交差をするが、南北通りは一部で地形の制約を受けて放射状の曲折を見せる以外、ほぼ一直線に通じている。城下町建設当初には宮川以東、江名子川以南に収まっていた町人地は、金森時代末期には二河川を越えて外部に拡張していく。また当初、町人地の東の空町地区と、城郭を囲む形でその東・西・南一帯に配されていた武家地は、第３代重頼時代には江名子川の東、および宮川の西の２箇所に、藩主の下屋敷が建設され、町人地とともに

外部に拡張していく傾向が現われる。

寺社地は、天正年中に大雄寺・天照寺が建てられたのを始めとして、素玄寺（慶長14年・1609)、善応寺（寛永3年・1626)、宗猷寺（同9年）、法華寺（寛永年中）などが東山一帯に相次いで建立され、寺町を構成していった。これらの寺院とは別に天正16年(1588)に馬場通北端に白川郷より照蓮寺が移された。照蓮寺は飛騨における一向一揆の中心勢力であったが、長近はこれを高山に移転することにより自己の政権拡大に利用しようとしたものとみられる。しかし照蓮寺に対する飛騨一円の信仰は厚く、長近も照蓮寺およびその周辺部を一種の治外法権区として照蓮寺の自治を認める方針をとった。照蓮寺の南門は城の事実上の大手門である桜門と馬場通を隔てて相対しており[*4]、周囲に多くの塔頭を建て町人地を配した寺内町を形成していた。したがって高山は城と照蓮寺という二つの核を持った町といえる。照蓮寺は元禄16年（1703）東山本願寺の支配下に入り、以後高山御坊と称するが、寺内町は御坊領として存続する。

建設当初の城下町の規模形態を具体的に示す史料はのこっていないが、改易前後の様子は数種の城下町絵図[*5]によって知ることができる。図1—1は、第6代頼旨（よりとき）時代の絵図をもとに、当時の城下町を現在の地図上に復原したもので、これを見ると町人地が武家地より広い面積を占めていたことがわかる。元禄8年の検地帳[*6]によると、

高山町(一・二・三之町)	22町5反3畝14歩
寺除地（境内山林）	16町7反6畝3歩
城山並武家屋敷地	19町

である。これによると町人地は武家地（城郭を含む）の実に1.2倍の面積を占めている。全国の城下町の平均が武家地7割、町人地3割と見られるのに対し、極度に町人地面積が大きいといえる。その原因として考えられるのは、早くから高山が飛騨一円における唯一の商業経済活動の中心地としての性格を有していたためであろう。すなわち美濃が8藩に分かれて支配されていたのに対し、飛騨は高山1藩の支配下にあり、他には高山藩支城の置かれた古川があるのみであった。飛騨国における産業経済活動の高山への集中度は、天領時代・明治時代に至ってさらに強まるのである。なおこの検地帳に記された面積の合計は約58.3町（0.58㎢）であるが、これは正保頃の全国平均1.72㎢（江戸・京都・大阪を除く[*7]）にくらべてかなり小さい。全国的にみて高山は、小規模な城下町であったといえる。

戸数・人口　城下町時代の戸数・人口に関する記録のこはっていない。金森家が転封となったのちの元禄7年9月の記録[*8]によると、

御家中御給人家数	120軒余	寺	10箇寺
御足軽扶持方以下迄	100軒余	町医師	8人
町中家数	700軒余		

*2. 元禄5年8月19日に高山城下の状況を金沢藩に報じた記録に「一、侍町は町屋とは入込不申候」とあり，金森時代末期にもなおゾーニングはくずれていなかったものと思われる（「飛州高山城在番記」—大野郡史）。

*3. 「願生寺伝」（大野郡史）には「三町は松倉石が谷、十七軒を初て、七日町、其外方々より七百余軒の屋敷取、うへを下へとかへしたる。家々益々重りたり」とある。

*4.「五明の敷地を改て城の地とりに相むかひ、照蓮寺は城にそむかす、城は又寺にさからはすして楽に守らんと、寺をは城に向はしめ（中略）御堂庫裡程なく成就せしかは、太守照蓮寺入来おはしまして、城の普請を遠見し給ひけり」（「岷江記」—大野郡史）。「寺と城との門を向はせ建られけり、寺に南向の大門、（下略）（「願生寺伝」—大野郡史）。

*5. 注1　参照

*6. 高山市郷土館蔵「元禄八乙亥年三月飛騨国大野郡灘郷高山屋舗御検地水帳」

*7. 山川元伸「近世城下町の形態規模に関する研究」昭和45年度　名古屋工業大学修士論文

*8. 「飛州高山城在番記」— 大野郡史

である。翌元禄8年の検地帳によると、高山町の人口は約7,000人を数えることから、ここに記された「700軒余」という家数は、一之町村・二之町村・三之町村のうち一之町・二之町・三之町のみの家数を記したものであろう。ちなみに当検地水帳に記された町名は次の通りで、金森家改易直後の高山町の範囲を知ることができる。

一之町村　一之町、欠之上町、鉄砲町、嶋川原町、日影町、若達町、天照寺町、宗猷寺町、一之新町、八幡町

二之町村　二之町、二之新町、下新町

三之町村　三之町、片原町、上川原町、西川原町、八軒町、中川原町、川原町、東川原町、向町、下向町

交　通　最後に金森時代の交通について述べる。長近は飛騨平定後、高山を中心とした交通運輸政策を重点的に進め、京・大阪へ上る益田街道、江戸へ通じる信州街道、物資の輸送路である越中街道の改修を次々に実施していった。その他の諸街道も、その都度改修され、天正末には飛騨国境と国内交通の要所に口留番所（関所）を31箇所設けた。また伝馬制度についても積極的な施策を行なっている。図1—2は「飛騨鑑」に記された「大道小道之覚」を図におこしたものである。

2.　天領高山

金森藩から天領へ　第6代藩主頼旨は元禄5年（1692）7月出羽国上ノ山へ転封となり、旧金森領飛騨一国はすべて幕府直轄領となった。同年8月、幕府は関東郡代伊奈半十郎に飛騨代官兼務を命じ、つづいて加賀藩に高山城在番を命じた。同8年正月、幕府は高山城破却を決し、加賀藩に取壊し方を命じた。同年4～6月に高山城は破却され、加賀藩の諸奉行は在番衆500余名を率いて帰藩した。ここに城下町高山の象徴が消え、名実ともに高山は天領の町となった。

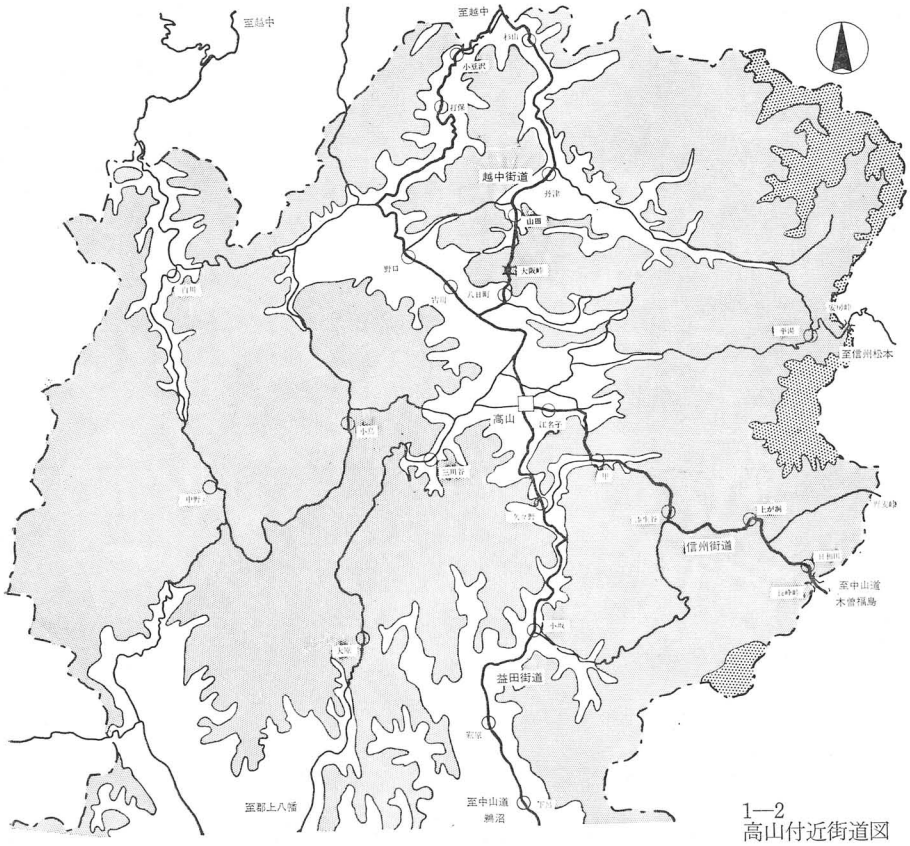

1—2
高山付近街道図

金森家の転封、飛騨の幕府直轄領化の原因については諸説あるが、そのうちに飛騨の山林資源および金銀鉱山を幕府が重視したためとする説がある。しかし鉱山を幕領化するのは一般にその鉱山が盛況を呈してい

る時であるのに対し、飛騨の各鉱山は16世紀中ごろから17世紀にかけてが盛時であり、幕領となった元禄５年にはみるべき鉱山開発はなかった。また飛騨一国の石高３万８千石は、幕領全体の石高約420万石の１％にも満たず問題外である。木曽山林を尾張藩に渡し、明暦大火などを経験した幕府がもっとも重視したものは、豊かな飛騨の山林資源であったことは想像に難くない。

代官から郡代へ　飛騨代官は、初代伊奈半十郎（元禄５～10年・1692～1697）以来、関東郡代の兼任であったが、正徳５年（1715）の森山実造の時から専任制となり、元文３年（1738）長谷川忠崇に至って、代官が高山に常時在勤するようになった。安永６年（1777）には第12代代官大原彦四郎が郡代に昇進し、以後飛騨郡代は関東郡代・美濃郡代・西国郡代とともに幕領四郡代の一つとなった。また高山城破却が進行中の元禄５年４月には、金森重頼の３人の娘が住んでいた宮川西岸の向屋敷に代官所を移して高山陣屋と称し、以後幕末まで飛騨郡代の政務はここで執行される。

高山町の変化　城下町から天領という経過をたどった高山においては、必然的に武家地の縮少、町人地の拡大が行なわれる。城下の約３割を占めていた武家地のうち、武家屋敷地715軒は、元禄10年（1697）６月に町人に払下げられ、[*9] 陣屋およびこれに仕える若干の役人の屋敷を除いてすべて町人地となった。[*10] 金森時代の武士は、約1,120名であるのに対し、[*11] 飛騨郡代支配下の役人は郡代１名、手付６名、手代12名のわずか19名にすぎず（嘉永６年・1853）、うち陣屋詰は郡代を含めてわずか４名である。これに金森家家臣で致仕土着した地役人82名を加えても101名である。これら地役人は八幡町・川原町・八軒町・下新町・向町など旧城下町周辺に散在しており、[*12] 武家地に相当するものは形成していない。陣屋は宮川西岸にあり、元禄以降、宮川以東の旧城下町全域は完全に町人の町となる。

天領となって以後の高山町の発展にはめざましいものがある。代官所治政下で、農業・林業・商工業にわたる政策が順次進められ、この間に高山町人の富は飛躍的に増大した。元禄５年の検地水帳に記された高山三町の石高合計が204石であったのに対し、寛政元年（1789）には約2.4倍の492石余となり、さらに文政10年（1827）には近隣諸村の4,700石が高山町人の手中に握られている。しかしその大半は、旦那衆と呼ばれる一部の限られた富有な町人に集中しており、これら旦那衆によって高山の町人文化は支えられていたといえよう。

高山の町政は町年寄（３名）→町組頭（30名余）→五人組頭という組織の下に行なわれている。町年寄は慶長19年（1614）に矢嶋茂右衛門が命ぜられて以来、代々矢嶋家がただ１人この任にあたっていたが、金森時代後期、貞享年間には町年寄は３人となっている。[*13] こ

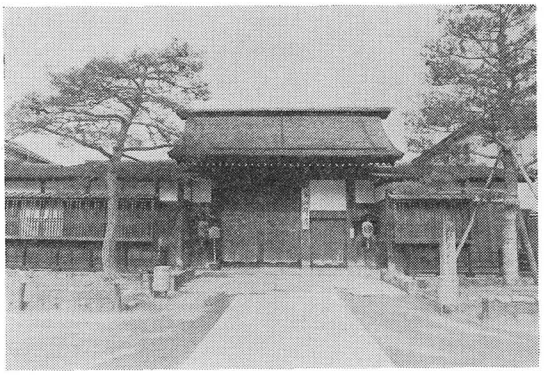

1―3　高山陣屋　上　表御門　下　御役所

＊9．「高山御役所御用留」―大野郡史

＊10．注1.の「天明４辰年焼失以前高山町並社寺絵図面」は、天領下の高山町を描いた唯一の絵図である。往時の武家地には建物がなく、田畑の様に描かれている。武家屋敷地が町人に払下げられた後、一度開墾され、江戸中期頃、再び宅地化されていったものであろうか。

＊11．「金森出雲守家来付帳」（「飛州高山城在番記」―大野郡史）に記載された数。

＊12．岐阜県史　通史編　近世上

＊13．六代藩主頼旨時代のことを記した「金森侯御在城之節御目見仕候川上氏筆記」によれば、矢嶋善右ヱ門・川上善吉・屋貝権四郎がこの時の町代であった（高山市史）。

	一之町村	二之町村	三之町村	合　計
元禄七年	82.1石	49.9石	72.3石	204.4石
寛政元年	145.8石	158.1石	188.3石	492.2石

1―4　高山三町村の石高推移

の時には町代と呼ばれている。天領下の町年寄は、一之町村矢嶋氏、二之町村川上氏、三之町村屋貝氏が代々受けついでいるが、その襲行には高山御役所の許可を必要とする。町年寄の取扱事項は、一般政治、訴訟、貸金滞、家普請願、戸籍、年中行事、犯罪、博奕、上納金など多岐にわたっていたことが、高山郷土館蔵「町年寄詰所日記」から伺える。各村は幾つかの組に分かれ[*14]、各組に町組頭をおく。組数は一定せず、享保9年（1724）には一之町村10組、二之町村15組、三之町村12組の計37組であり、天保5年（1834）には、一之町村9組、二之町村9組、三之町村12組の計30組で、他に照蓮寺門前寺内町に1組あった[*15]。各組の下に5人組をおくのは、他の近世都市と同じである。

町年寄の詰所である町会所がいつ設置されたかは不明である。金森時代には矢嶋家の自宅において事務を取扱っていたものと思われるが、元禄8年（1695）の検地水帳には一之町伊勢屋にあり、安永3年（1774）の検地水帳には城坂通に移っている。高山市史には町会所の平面図がのっているが、玄関を構え、広い台所を露地下手におき、座敷まわりに多くの部屋を配するなど、一般町家とは異なる平面をもっている。

家数・人口　天領下の家数・人口の推移は表1—5の通りである。徐々に増加しているが、他都市のような幕末頃の人口急増現象はみられない。天保3年に2件の大火が発生するが、翌4年に類焼者救助拝借金を勘定所に伺った時の記録[*16]に、「惣家数八百八十六軒、焼失家数六百十七軒、飛州大野郡高山一之町村二之町村三之町村、外家数七百八十五軒」とあり、町方家数886軒、村方家数785軒、合わせて1,671軒であったことがわかる。町方家数は一～三之町本町のみのものであろうから、これは元禄7年の700軒余という軒数とくらべて大差がないとみることができる。本町はすでに金森時代に飽和状態となっており、高山町の人口増加は周辺の村々への町域拡大によるものであろう。表1—6は天保9年2月の記録である。これには家持と借家の区別があり、その比は約4：6で借家がかなり多い。また空家・空屋敷が107軒で全体の6.4%を占めているのが目立つ。全人口は9,094人であるが、女性が男性より多いのは同時期の城下町とは逆の現象である。武士のいない都市、商工業中心の町としての高山の特色であろうか。なお空家・番小屋等を除いた1軒当りの人口は約5.8人である。

火災と防火体制　江戸時代後半には大火が続発している（表1—7）。焼失家屋が数百軒以上におよぶ大火だけでも享保7年（1722）から天保3年（1832）までに5回をかぞえ、明治以降の火災を含めると焼失範囲は高山全域に及び、場所によっては数度の火災をこうむっている。このため市内には現在、江戸中期以前の町家遺構は皆無で

*14. 高山の場合、町場は一之町・二之町・三之町からなるが、それぞれ村高がつけられ、町家には地子免がないので、正式には一之町村、二之町村、三之町村と称し、町と村が未分離の状況下にある。

*15. また文化6年（1809）の三箇町村の構成は次の通りである。

一之町村17組　一之町本組9組（一之新町1組を含む）、寺内町2組、八幡町、鉄砲町、天照寺町、宗猷寺町、嶋川原町、日影町各1組、

二之町村15組　二之町本組9組（二之新町1組を含む）、東川原町2組、下新町、西川原町、中川原町上川原町各1組

三之町村12組　三之町本組8組、片原町、上向町、向町、下向町各1組

*16. 「睡眠夜話」—大野郡史

年	家数	人口
元禄8年（1695）	1,259軒	3,757人
安永元年（1704）	—	6,942
正徳5年（1715）	1,350	—
享保18年（1733）	1,483	7,434
延享元年（1744）	1,513	7,214
天保15年（1842）	1,671	9,237
嘉永6年（1853）	1,672	10,190
明治2年（1869）	1,678	11,796
明治6年（1873）	1,672	11,180
明治36年（1903）	3,991	16,986
明治41年（1908）	3,786	17,194
大正2年（1913）	4,188	17,613
大正9年（1920）	4,420	18,482

1—5　高山の家数・人口一覧

（岐阜県史・大野郡史による）

	一之町村	二之町村	三之町村	合計
家数	521	596	554	1,671
寺	15	—	—	15
家持	169	210	212	591
地借	36	15	—	51
家守	2	2	—	4
借家	252	341	307	900
空家空屋敷	47	26	34	107
番小屋	—	2	1	3
竈数	1,153	723	804	2,660
人別	3,786	2,596	2,710	9,094
僧山伏等	72	2	1	75
男	1,790	1,276	1,317	4,383
女	1,926	1,318	1,392	4,636

1—6　天保9年2月の家数・人口（大野郡史による）

あり、屋台などの文化財も幾度か焼失している。大火の後、町の再建は幕府の援助を受けつつ比較的速やかに行なわれている。焼失家屋2千数百軒におよんだ天明4年の大火に、幕府の貸下げ金1,807両を受け、天保3年の2度にわたる大火の後には、御救米として正米100俵、籾81石が代官所より渡された。この火災では、翌天保4年3月にも扶食米として正米217石余の拝借を代官所に願出、囲籾435石余が貸渡され、同じ月に小屋掛料416両余、扶食米1,088俵余が年賦返済で貸渡されるなど、援助が相次いでいる。また建替え普請の用木については、代官所の特別のはからいがなされている。これら幕府の援助とは別に、再建が比較的早く進んだ背景に、蓄積された高山町民の富力も見逃すことはできない。

度重なる大火に対して、防火体制も順次整えられていった。文化11年（1814）には火の用心の割竹引番が始まり、文政12年（1829）には中橋・海老坂・筋違橋の3箇所に火の見櫓を設置、用水設備の修繕もなされた。代官所からの通達も度々出されている。文政元年（1818）、天保4年（1833）には七夕の火の用心について厳重な申し渡しがあり、文政13年には消防道具の設備に対しての指図があった。嘉永4年（1851）には江戸より竜吐水50挺を購入し、各家に用水桶を置くよう町年寄からの達しが出されている。

交　通　最後に高山の交通について触れる。この時代には高山と江戸が政治的に直結されたため、前代の京街道（益田街道→中仙道）中心の交通から、高山・美女峠・上ケ洞・野麦峠・松本平・和田峠・碓氷峠を経て江戸へ通じる信州街道を最重視する交通体制となった。この道程は約86里で、益田街道から東海道に出て江戸に向う経路の約3分の2である。明和4年（1767）に越前の幕府領2万6千石が高山陣屋に所管替えとなり、本保陣屋と高山を結ぶ越前街道が整備された。この街道は高山から六厩・野々俣・美濃白鳥・油坂峠を経て越前に通じる。また金森時代から続いた31箇所の口留番所を充実した。これは治安維持のほか、口役銀の収益を目的としていた。番所役人には、陣屋に抱えられた地役人84人のうち約半数の43人があてられている。

3.　明治以降の高山

行政の変化　慶応4年（1868）正月、維新の動乱で郡代が江戸に逃亡したことにより、高山の代官所支配はおわりを告げる。

同年5月23日、飛騨県が設置され、6月2日には高山県と改称された。これにともない町会所は里正詰所となったが、里正は町年寄がそのまま担当し、町政に大きな変化は見られない。明治3年には高山町の組数は40組であった。同4年8月には高山町を4区に分け、町年寄を廃して各区に戸長・副戸長をおいた。同年11月、廃

享保7年9月3日	川原町より出火、16軒焼失
14年3月8日	一之町より出火、三町5軒を残して全戸715軒および八幡、寺13箇寺、土蔵14棟を焼失
明和3年5月29日	縄手町より出火、20軒焼失
天明4年3月20日	一之町より出火、2,342軒、寺11箇寺焼失
7年4月16日	八幡町より出火、70軒焼失
寛政8年7月7日	大横町より出火、447軒焼失
天保3年8月19日	川原町より出火、227軒焼失
3年11月3日	二之町より出火、617軒焼失
明治5年2月14日	上向町より出火、721軒焼失
25年12月8日	一之町より出火、54軒焼失
28年6月27日	天性寺町より出火、43軒焼失
大正2年10月31日	一之町より出火、全焼115戸、半焼破壊12戸
15年4月2日	空町より出火、全焼46、半焼32
昭和11年7月28日	安川通より出火、全焼37、半焼9
24年4月4日	桜町火災、全焼29、半焼4

1—7　高山火災年表（高山市史による）

藩置県によりさらに筑摩県に移管され、このとき里正詰所は区会所となった。同6年4月には行政区画を改め、筑摩県を30大区に分けた。高山は第25大区で、その下に小区5区が設置された（このうち1～4区は高山町、5区は後の大名田村である）。区会所は戸長詰所とかわり、同7年1月にはさらに第何小区事務扱所と改称した。同8年1月には高山一之町村・二之町村・三之町村を合併して高山町となり高山町扱所ができた。このときに大野郡片野村ほか20箇村が合併して大名田村が成立した。同9年8月には筑摩県を廃して長野県を設置したが、飛騨国はこれと分かれて岐阜県に併合され高山支庁をおいた。高山町は「岐阜県管下第15大区第1小区大野郡高山町」と改称される。同12年2月、これまでの大小区制を廃して高山に大野益田吉城郡役所をおき、高山支庁は廃止された（明治30年には三郡郡役所を分置し、高山町には大野郡役所が設置される）。同18年2月には高山町・大名田村の合併がなったが、同22年7月の市町村制施行にともない再び高山町・大名田村・上枝村に分かれた。この間、町役場が開場し戸長役場は廃止となり、高山町を16区に分け各区に区長を置いた。大正15年6月、郡役所廃止により岐阜県飛騨支庁を高山に設置し、大野・吉城2郡を管轄することになり、益田郡は岐阜県庁の管轄となった。同年11月大野郡灘村を高山町に併合し、昭和11年11月には高山・大名田町を廃して高山市と称し、飛騨国は一市三郡の現在の形となった。

明治維新後、高山は表面上はげしい行政上の変化をみせているが、町年寄→里正→戸長→区長→戸長とかわる町政において実質的な変化は微々たるものであったろう。むしろ明治時代は江戸時代の延長として生活面の急激な変化は少なかったものと思われる。

生活の変化　たとえば交通手段についてみると、明治7年高山町内には引戸駕籠9挺、乗駕籠36挺、荷車9輛があり、新しい時代の交通用具である人力車はわずか1台であった。同8年に人力車営業が始まり、同12年には自家用を含め35台に増えている。同27年、鉄道敷設運動の必要から、高山町において1日の交通調査を行なった結果が表1—8である。荷物輸送の主力は荷車で、牛馬や人力にたよる部分も大である。自転車が始めて入ったのは明治32年、自動車は同43年である。大正2年濃飛自動車会社設立により乗合バスが岐阜・高山間に運行を開始（当分は岐阜・小坂間と関・下呂間）、同12年に飛騨倉庫株式会社設立により数台の貨物自動車が現われた。このころ荷馬車による輸送では岐阜・高山間に6日間を要していたが、貨物自動車運行によって一挙に輸送力が増大したと思われる。このようにみるとき、明治時代の高山では、文明開化の洗礼は微々たるもので、旦那衆を中心とした産業経済のもとに江戸時代とあまりかわらない生活をおくっていたものであろう。事実、後章で考察する

	荷　車	荷馬車	駄牛馬	歩　荷	人力車
出之部	296	45	88	111	34
入之部	318	44	111	217	52

荷車・荷馬車は荷物積載するもの。駄牛馬は荷物を負いたるもの。歩荷は穀物及び貨物を負いたるもの。

1—8　明治27年—1日の交通量—

ように、明治末から昭和初期の町家建築は江戸時代末期との差異がほとんどなく、その様式的変化が現われるのは実に昭和10年代頃からである。これは高山線開通の時期とほぼ一致している。この頃になってはじめて、中央の新しい文化の導入が本格的となったことが知られるのである。

明治初期の高山町は、周辺の村々の貧困とは対照的に、飛騨の政治・経済・文化の中心地として維新期にふさわしい活気を呈していた。自給経済の農村部と高山・古川・神岡の3つの町場との対比は表1—9から如実にうかがえる。当時（明治12年）の高山町の人口は14,000人余であり、岐阜（12,744人）、大垣（10,639人）をしのぎ、濃飛第一の都市であった。高山が都市としてここまで大きく成長した背景には、高山中心の飛騨の経済構造が考えられる。飛騨から他国へ移出される物資（特に飛騨第一の特産物である生糸）の大半は、飛騨全土の村々から仲買い・小商人によって一たん高山に集められ富山・岐阜方面に出荷された。主として越中方面より移入される米・塩・魚などの物資もすべて高山に集められたのち、小商人の手で飛騨一円の村々に運ばれた。明治以降、高山は古来からの物資集散地としての性格が一層強まり、飛騨国の富をほとんど高山の豪商たちの手に集積する結果となった。明治9年の「富有者調査」（筑摩県第25大区内）によれば、財産5,000円以上の者23名中、18名が高山に居住している。このような明治期における巨商への過度な富の集中は、単に旧幕期からの経済発展の結果として生じたばかりではなく、県の産業政策に依るところが大きいと考えられる。すなわち、県は有力な商人達によって運営される産物会所・開産社を相次いで設立し、飛騨のすべての特産物を強制的にこの組織を通じて集荷することを企画したのである。このため高山を要とする商品流通網をさらに強固なものとし、高山の有力商人への富の集中を一層促進したのである。高山のみを飛騨の商業経済の中心地とする傾向は、飛騨の交通条件とも重なり、明治末から大正期までつづいた。飛騨で大量に生産される木材の商品化、飛騨林業の発展も昭和9年の高山線開通まで待たなければならなかった。

高山町の停滞　しかし一部の商人のめざましい発展とは別に、飛騨全体における沈滞傾向は高山にもみられる。すでに明治13年には出寄留388人に対して、入寄留109人と人口の流出現象があらわれている。さらに明治21年の出入寄留数でもわずかに8人入寄留が多いのみで、同年の岐阜の5,870人、大垣の1,722人の急激な人口増加に比べてその人口増はきわめてゆるやかである。事実、明治16年に旧岐阜町、同20年には大垣町が高山町の人口を凌駕する。この高山町の人口停滞は以後一貫してつづくのである（表1—5）。

	農業	工業	商業	雑業他	人　口
農　村　部	98.1%	0.3	0.2	1.4	69,728
町　部（高山・古川・神岡）	35.1	11.7	34.2	19.1	17,560

1—9　明治12年産業別人口

第二節　高山の現況

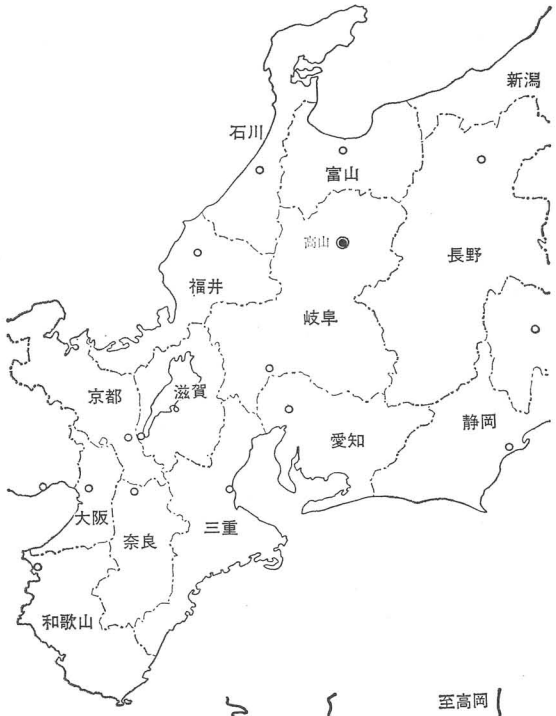

1—10 高山市位置図

位　置　高山市は、東に乗鞍・穂高の北アルプス連峰を眺め、西に白山をのぞむ飛騨のほぼ中央にある。宮川沿いにひろがる高山盆地、川上川沿いにひろがる上枝盆地、大八賀川沿いの平地などの海抜540m～600mのところに市街地と集落があり、江名子などの丘陵地帯、海抜600m～650mにも集落が点在する。その他は山地で集落はない。土地形成の中心となる河川は、宮川を主流として西に川上川・苔川、東に江名子川・大八賀川が流れる。北の国府町との境に小八賀川が流れる。宮川は富山県に入って神通川に注ぐ。

人口と産業　高山市の人口は約6万人で、ここ10年間、自然増加と周辺農村からの転入者とで、わずかずつ増えている。就業人口は約3万人で、第一次産業が減少し、第二次・第三次産業の比重が高まる傾向が見られる。昭和45年には、就業人口のうち16.3%が第一次産業、33.8%が第二次産業、49.9%が第三次産業と、比較的第三次産業の比率が高い（1—12・1—13参照）。

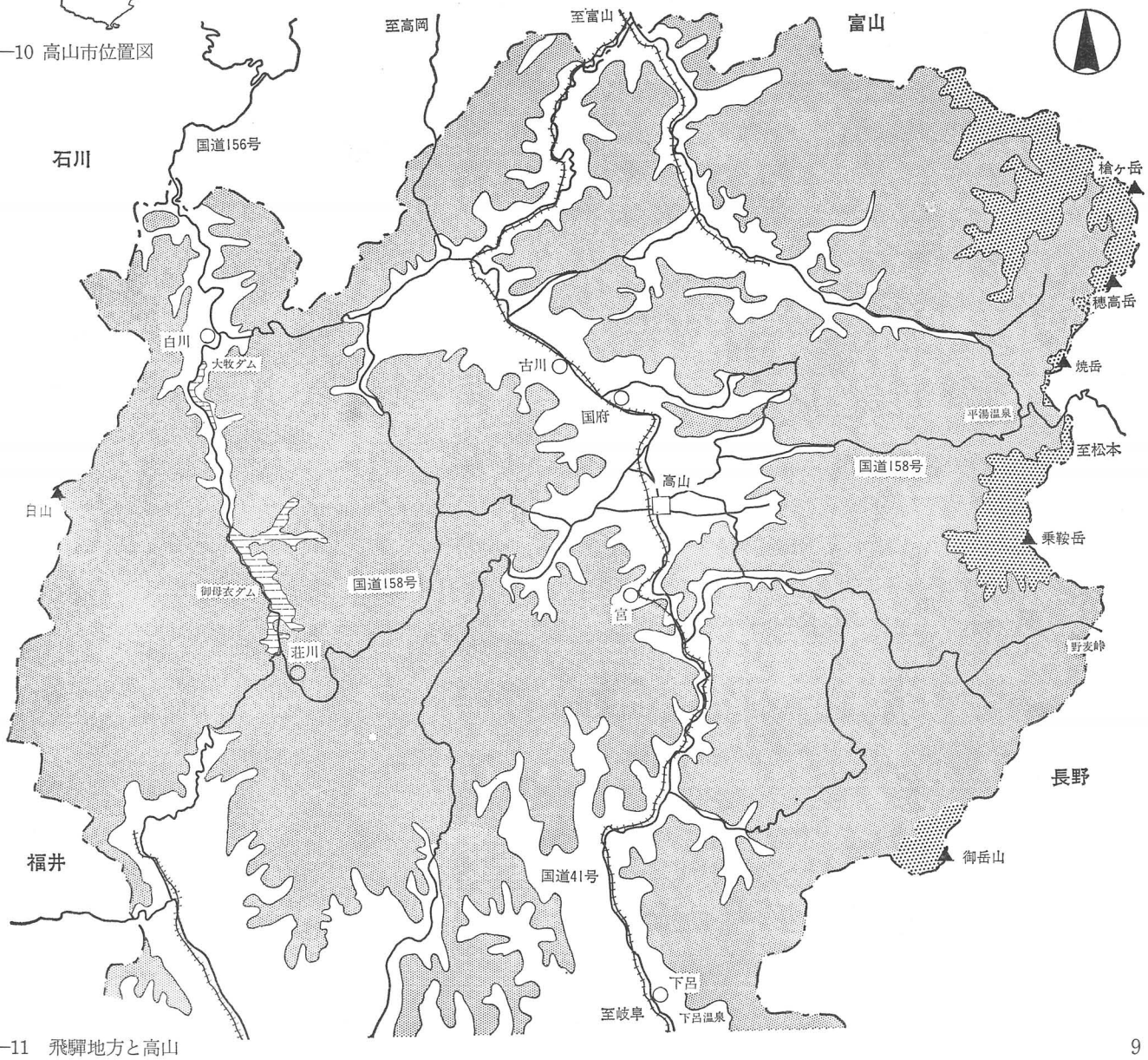

1—11　飛騨地方と高山

第一次産業のうち農業についてみると、農家人口のうち、若中年層は、第二次・第三次産業の成長によって、第二次・第三次産業へ移る傾向がある。主な農産物は、昭和46年に米4,300ｔ、野菜・果物5,800ｔで、繭は21,640㎏生産した。野菜・果物のうち白菜・大根・ほうれん草・かぶ・馬鈴薯の生産が多く、白菜・ほうれん草は中京・阪神方面へ出荷する。

飛騨一円の森林資源は高山の木工業を支えている。第二次産業のうち工業についてみると木工加工業が中心を占めている。市の工業生産の60％が木工加工業によっている。木製家具が最も多く、その他に春慶塗・一位一刀彫など、伝統的な技術を生かした木工業がある。

第三次産業のうち、商業は飛騨一円の中心都市として発展してきている。市内店舗数は約2,000で、従業員は7,500人、就業人口の25％にあたる。近年は観光関係の店舗が増える傾向にある。商業地域は、三町筋・安川通および宮川以西の本町筋など２群あり、宮川をはさんで連続している。

観　光　高山への観光客は、昭和47年に約140万人で増加する傾向にあり、観光は高山の産業・地域計画などに大きな影響を与えている。昭和43年に策定された高山市総合計画書によれば、高山市の未来像を「産業観光都市」と定め、高山の観光の方向を次のように述べている。

> 古い伝統と風俗にまもられた飛騨高山は、将来健全な観光の町として発展する要件を充足している。しかし、観光発展に性急のあまり、本来その魅力である美しい自然、貴重な文化財、床しい風習が破壊され、保全に万全が期されないならば、遠からず「飛騨高山」は単なる「高山市」でしかなくなることはあきらかである。高山市が「山も水も美しい」そして「人の心も美しい」町として、これらのすぐれた観光資源を保全しつつ、「観光飛騨高山」の発展を期す「昔と今」が隣り合わせに調和された姿で息づいている町高山を、守り、育てるのは、すべて高山市民の一人一人の心と努力にかかっている。

また、

> 高山祭をはじめ数多くの文化財と古い伝統を維持している高山市は、観光にその発展のウェートを多くかける必要があるが、そのためには、市民の生活の中に息づく観光資源に対する愛着と誇りを保全整備の方向へとすすめ、周囲をとりまく大自然の整備保全にあわせて、我が国における最大級の健全なレクリエーション・ゾーンとして必要な施設の開発が、重点的かつ計画的になされなければならない。

ところで、高山の観光は昭和30年代前半頃まで、主として春秋の高山祭に限られ、乗鞍登山・飛騨白川へのターミナル的色彩が強かった。昭和38年「くらしの手帖」に「山のむこうの町」として、高山が紹介された頃から、飛騨・民芸・小京都という高山のイメージ

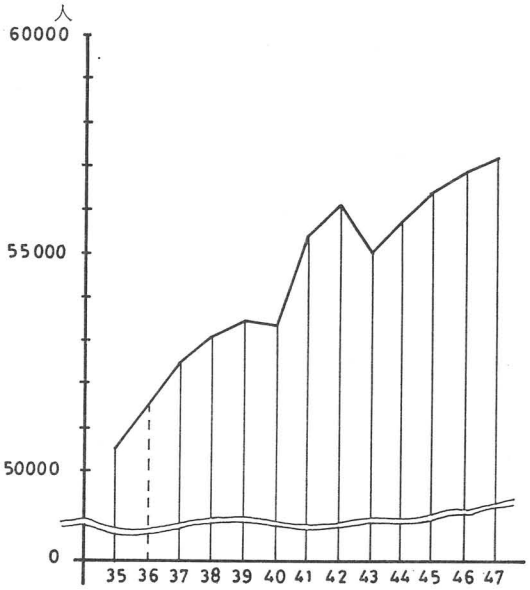

1—12　高山の人口（昭和35年—昭和47年）

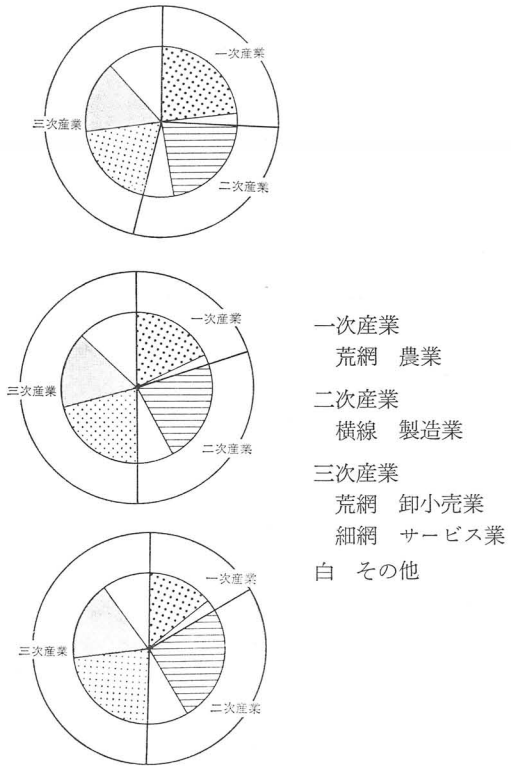

1—13　産業別人口（上から昭和35年 同40年 同45年）

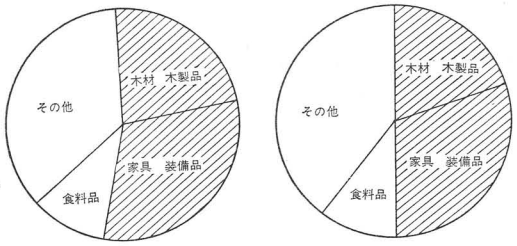

1—14　昭和46年工業内訳　左　従業員　右　出荷額

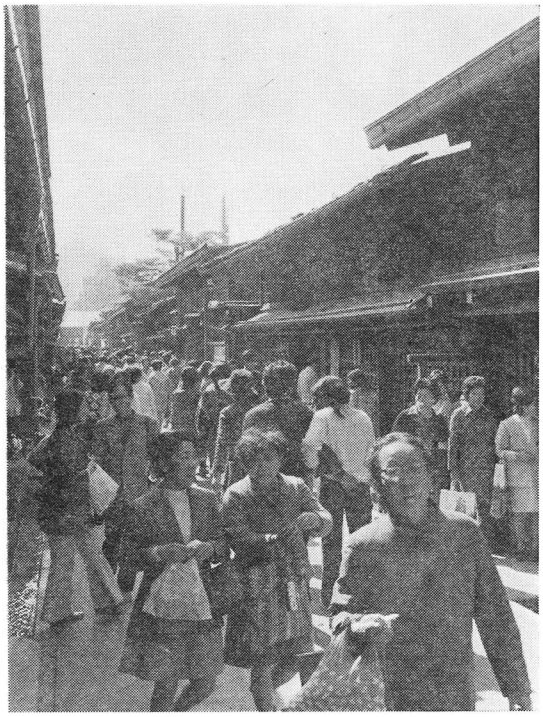

1—15　観光客でにぎわう町並

1—16　屋台会館へ向う観光客

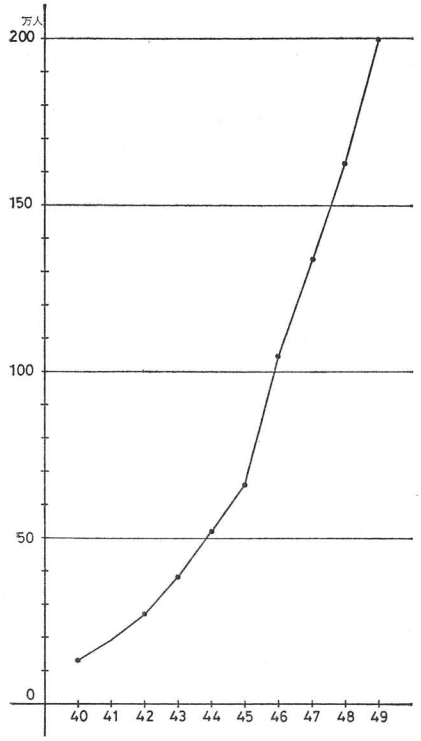

1—17　高山への観光客動向（昭和40年—昭和49年）

が定着し始め、観光客が目立ってくる。東海道新幹線開通、国道41号線の整備の時期とも重なって、観光客の数は次第に増加する。

高山の観光を通年観光にしたいという市の構想は、昭和30年代中頃からあり、いくつかの観光施設を設けた。昭和34年には、合掌造の民家を移築し、飛騨民俗資料館とし、後には付近の農家も移築して充実し、飛騨という山国の暮しを伺い知る恰好の施設となった。昭和46年には飛騨一円の民家を10数棟移築して、「飛騨の里」をつくり、民俗資料館と併せて民俗村とした。もうひとつ、高山に行くと必ず訪れる観光施設に昭和43年に開館した高山屋台会館がある。祭と屋台については次節にのべる。

観光客の増加に伴い、旅館・みやげ物店も増加している。旅館・民宿は現在170軒で6,000人を収容でき、少しづつ増加している。3年程前までは40軒足らずだったみやげ物店は今では130軒程になりここ2・3年で急増している。みやげ物は地元高山・飛騨の手作りのものが多く、高山のイメージと合っているので好評である。みやげ物には木工業製品、農産物の加工品などが多いので、観光客の増加は、観光客を直接の対象にする旅館・みやげ物店以外の工業・農業にも好影響を及ぼしている。第一次・第二次・第三次産業のそれぞれが今のところうまく係わりあいながら発展していると言えよう。

観光客の増加は、一方では汚物・騒音などのいわゆる観光公害と言われる問題を引起す。また、観光客相手の経営者と、その他の住民との間には、それぞれ「金が入る」「迷惑なだけだ」という意見の対立があり、今後に問題を残している。

交　通　高山の現況のうち、主要道路網についてまとめておく。幹線道路は南北に国道41号線・同バイパス、東西に国道158号線が通る。国道41号線は国鉄高山本線とともに、高山と東海・北陸を結ぶ動脈である。そのため、高山を通り抜けるだけの通過交通が多い。昭和47年に、市街地から西へ離れて高山バイパスが開通し、通過交通はバイパスを利用すればよくなった。

国道41号線と国道158号線は市街地で交叉する。国道158号線は、東へは丹生川村から長野県松本市に至り、西へは荘川村・白川村に至る。すなわち高山と東西の山間部とを結ぶ道路であり、もともとは生活道路である。けれども近年では、東の乗鞍・平湯、西の飛騨白川などと高山とを結ぶ観光道路としての整備も進んでいる。

第三節　高山の魅力

高山文化の根　高山は町人の町である。城下町高山は飛騨国唯一の商業経済活動の中心地として成立し、天領化以後さらにその性格を強め、飛騨の富は高山、なかでもその町人達に集中した。高山町人の豊かな財力が、今日小京都と称せられるほどの質の高い文化を築き上げてきたものと言える。しかし高山文化を生み出したものは町人の力だけではない。代々茶道にすぐれた理解を示し、京文化に精通していた金森家が高山文化の成立に果した役割は大きい。また天領時代には江戸文化が容易に導入されたことは想像に難くない。金森家時代の京文化、天領時代の江戸文化という、当時の最高水準の文化が期せずして高山にもたらされ、これを財力にすぐれた町人たち（特に一部の旦那衆と呼ばれる富豪）が自分たちのものとして育て上げたものが、今日見る高山文化であろう。

文化遺産　高山文化の質の高さは、数々の文化遺産によって我々に示される。とりわけ町家建築と祭屋台は、町人文化の粋を集めたものといえるであろう。現存する最古の町家は19世紀初の松本家住宅、屋台は文化11年の布袋台（ほていたい）である。ともに幕末のものであり、それ以前のものについては具体的に知ることができない。しかし幕末から明治初は、高山町人の財力がもっとも高まったときであり、その時期の所産が数多く残されていることは、高山文化の本質を理解する上で幸いなことである。

町家については、後章で詳述するので、その一部に触れるにとどめる。町家は幕末から明治時代にかけての度重なる大火によってその多くが失なわれたが、重要文化財指定の日下部・吉島両家住宅をはじめ、すぐれた遺構は少くない。加えて天保14年（1843）の町家絵図・小前帳によって当時の代表的な町家について、その詳細を知ることができる（第2章第4節参照）。

これらの町家は外観上、地役人たちの家に比べ門構えはなく、棟は低く、質素な造りではあっても、内部はその財力に物を言わせて高価な材料をふんだんに使っている。しかし決して華美なだけに走ることなく、その節度を保っている。高山町人の心意気が偲ばれるとともに、造型力の優秀さがよくわかる。高山でよく使われる「こうとな」という言葉が、町家建築の一面をよく表わしている。天領時代の制約を受けた中で生まれた代表的な町家は、松本家・原田家住宅などである。代官所がなくなり、自由な空気の中で、何の制約も受けることなく生み出された町家の代表として日下部家・吉島家・平田家・土川家住宅などがあげられる。

ここで、先ほどの天保14年町家絵図に記された23軒の町家平面を見ると、すべてに茶室が備えられている。また現存する町家の多く

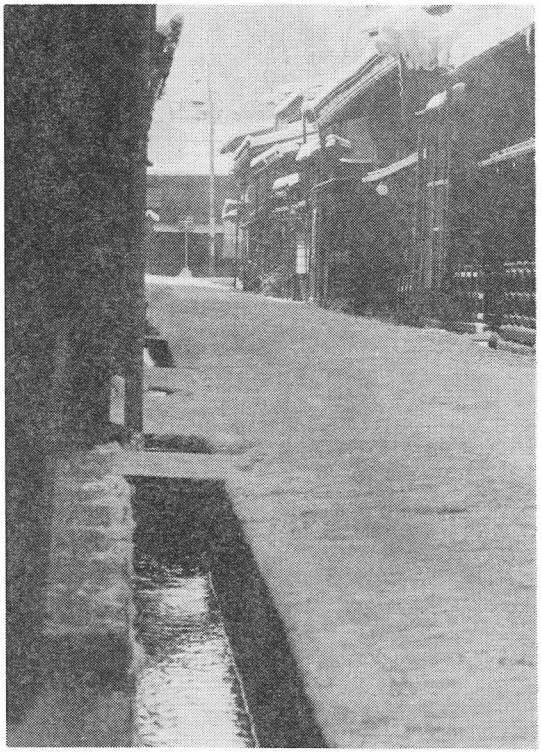

1—18　水路と町並

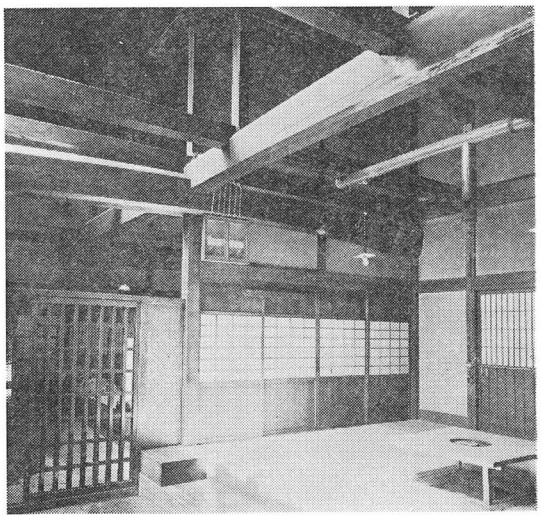

1—19　町家の内部

＊1　岡村利平「飛騨編年史要」住伊書房、1921
＊2　宮本常一「町のなりたち」未来社、1968

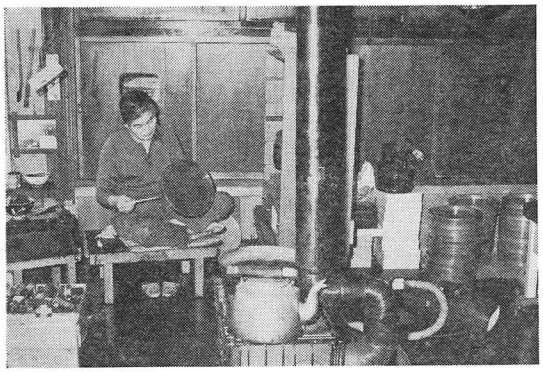

1—20　春慶塗作業風景

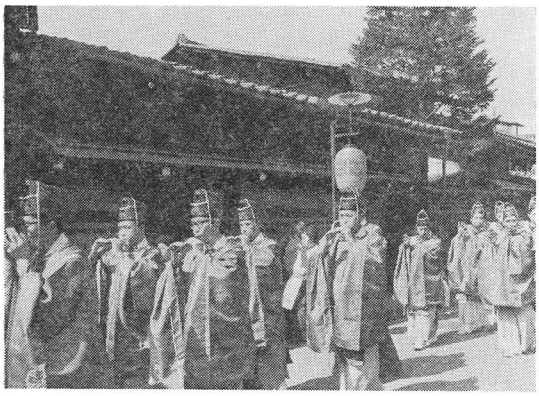

1—21　町を練り歩く祭の行列

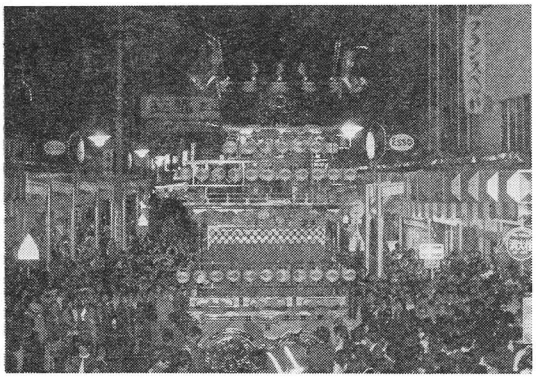

1—22　高山祭の屋台

1—23　祭に装う町並

も茶室を持ち、高山町人の間では、茶道が日常生活の一部となっていたことを知る。以下しばらく高山における茶道とその関連文化について述べよう。

茶道が高山に広く定着したのは、藩主金森家に依るところが大きい。初代長近は素玄法印と称し、利休あるいは織部門下といわれ、2代可重（ありしげ）は「古田織部の時代は、金森出雲殿尤目ききの功者たり」と評されるほどの目ききであり、出雲肩衝（いづもかたつき）の逸話も残されている。その子重近はのちに京に出て宗和流をたてた金森宗和である。このように金森家は、代々すぐれた武家茶人を生み出した家柄であり、その影響が町人の間にも及んだことは容易に想像できる。たとえば文政7年に高山の料亭に遊んだ池戸氏の見聞誌「飛騨みやげ」に、「茶箱の紐のとくよりもたて出す薄茶のふく合までかかる興ある楽しみもげに昇平のいさをしならん」とみえる。

茶の隆盛に伴ない茶道具の進展もみられる。その代表的なものが今日高山の特産となっている春慶塗である。春慶塗は元来、堺の絵師春慶が応永頃に創始したもので、桃山時代には茶人の間に茶器・茶箪笥としてもてはやされていた。歴代茶道を好む金森氏が堺春慶に通じていたのは明白である。堺春慶を高山に持ち込み、飛騨春慶を創始したのは、慶長17年（1612）の金森宗和と伝えられる。[＊1] 歴代藩主は諸大名との交遊に春慶塗を贈るなどしたため、飛騨春慶の名は高まった。幕末頃には、郡代の奨励によって大量生産につとめ、江戸や上方へも盛んに売出されるようになった。もともと茶道具が主であった春慶塗も、このころには日用雑器・建具にまで用いられるようになった。

春慶塗の他、焼物も茶道具としてかかせないものであるが、小糸焼・三福寺焼・江名子焼がわずかに見られるのみである。現在までつづく代表的な焼物として、渋草焼が挙げられるが、これは幕末の頃に始まり、一時衰退したのち、明治11年に復興したもので、その歴史は浅い。しかし瀬戸系の生地に九谷系の意匠をほどこした渋草焼には、やはり高山らしい「こうとな」気分を感じさせる。

町家建築とともに、高山で忘れられないものに高山祭の屋台がある。春秋2回の大祭には高山全体がわきかえるような盛り上がりを呈する。かつての城下町で、これほど町人のエネルギーを結集した祭りがあったであろうか。宮本常一氏は、江戸時代の都市の中で武士の町に対して町人の町—多くは非城下町である—を市民的都市と名付け、そこには他の城下町には見ることのできない市民的な祭が盛大に行なわれてきたとされる。[＊2] 例えば京都の祇園祭、大阪の天神祭、堺の夜市、博多の山笠、ドンタク、長崎のオクンチなどである。高山の春の山王祭、秋の八幡祭は、まさに市民的都市における市民的な祭とされるものである。

高山祭の始まりは、一般に山王祭が享保元年（1716）、八幡祭が享保3年とされるが[*3]、それ以前より両祭が行なわれていた記録がある。すなわち、山王祭はすでに金森時代、承応年間頃に3年に1度ずつ行なわれていたことが、元禄5年（1692）の記録に見える[*4]。山王祭は、高山城の鎮護神として金森長近が奉遷した日枝神社の祭礼であり、金森家の保護の下に、早くから行なわれていたものであろう。また八幡祭は享保元年8月にすでに行なわれていた[*5]。この時には「通り物」がありその順路がわかる。しかし「通り物」が何であるかは不明である。享保3年8月3～7日の八幡祭礼の行列には、「出し1本、神楽、屋たい高砂、屋たい猩々、同浮島太夫夫婦、屋たい湯ノ花、御輿他」が出ている[*6]。「紙魚のやどり」によれば、屋台が始めて登場したのはこの年である。山王祭では、同じくこの年に始めて御輿が登場した[*7]。

高山市史によると、屋台の創建年代のあきらかなものは、元禄年間と伝えられる麒麟台（山王祭、天明4年焼失）を別にすると、享保13年の神馬台・仙人台（ともに八幡祭）がもっとも古く、大半は18世紀後半～19世紀初頭の創建である(表1—24)。文政5年（1822）の山王祭には、すでに15台すべてが出揃っている。享保年間から徐々に建造され、19世紀初にほぼ出揃ったものであろう。その時期は町民の財力の最も高まった時期に一致している[*8]。また19世紀初は、屋台の修理・改造の頻繁に行なわれた時期である。現存する屋台の大半は、この時期に集中的に建造されたものである。明治初期に40台近くあった屋台も、廃台・解体・転売などのため現在は26台（神楽台3台を含む）に減少している。屋台を保存するための屋台蔵は安政以後に建てられたもので、それ以前は解体した屋台を各家で保管し祭礼のときに組立てたものである。

高山祭の屋台の特色は、祇園祭の山鉾に比すべき豪華絢爛たる装飾性と、巧妙なからくり人形であろう。俗に動く陽明門と称される豊富で精巧な彫刻、京都西陣などでつくられた華麗な刺繍、異国の毛織堅幕、種々の金具や彩色等々がその美しさを引きたてている。屋台建造に当っては、町家建築に才を示した飛騨職人たちの技術と心意気を見逃すことができない。またその費用は莫大なものである。屋台中屈指の美しさと気品をもつと言われる鳳凰台を例にとると、嘉永4年（1851）の修理に378両余、明治43年の改修に4,000円を要している。これだけの費用を、わずか数戸～数十戸からなる屋台組で負担するのである。屋台にかける高山市民の情熱とその財力のほどが偲ばれる。

町家・屋台を中心に高山の文化遺産をみてきたが、文化財の宝庫といわれる市内には、国・県・市指定の文化財が数多く残されている（表1—27）。

＊3　「庭の千種」—大野郡史
＊4　大野郡史
＊5　「飛騨遺乗合符」—高山市史
＊6　「柚原家日記」—高山市史
＊7　前記「飛騨遺乗合符」
＊8　第一節参照

屋台名	所有	現存屋台建造年代	創建年代
山王祭			
神楽台	上一之町上組	嘉永7年	文化年間
三番叟	上一之町中組	文政12年	宝暦年中
麒麟台	上一之町下組	弘化2年	伝宝暦年間
石橋台	上二之町上組	嘉永6年	伝天明年間
五台山	上二之町中組	文化12年	宝暦頃
鳳凰台	上二之町下組	天保6年	寛政11年以前
恵比須台	上三之町上組	嘉永元年	明和年間
竜神台	上三之町下組	明治15年	不明
崑崗台	片原町組	嘉永2年	安永3年以前
琴高台	本町一丁目筋	天保9年	文化4年以前
青龍台	川原町組	嘉永4年	明和3年以前
大国台	上川原町組	弘化4年	寛政8年
八幡祭			
神楽台	八幡町組	明治37年	宝永5年
布袋台	下一之町上組	文化11年	天明年間
金鳳台	下一之町上組	嘉永年間	天明年間以前
大八台	下一之町下組	文政元年	文政元年
鳩峰車	下二之町上組	天保8年	延享4年
神馬台	下二之町中組	文政10年	享保3年以前
仙人台	下三之町上組	不明	享保3年
行神台	下三之町中組	明治16年	文政6年以前
宝珠台	下三之町下組	明治41年	不明
豊明台	二之新町組	天保6年	不明
鳳凰台	大新町組	嘉永7年	文政年間か
その他			
神楽台	東山白山神社氏子	弘化4年	弘化4年
神楽台	愛宕神明社氏子	明治初年	不明
神楽台	飛騨惣社氏子	嘉永3年	嘉永3年
廃台			
山王祭			
黄鶴台	上一之町中組		不明
大平楽	上一之町上組		文化10年
南車台	上二之町中組		不明
応龍台	本町二丁目		寛政年間
陵王台	西町組		安政以前
八幡祭			
浦島台	一之新町組		文化5年以前
牛若台	寺内町組		文政元年
文政台	下一之町中組		享保3年以前
船鉾台	下二之町下組		文政六年
その他			
神楽台	一本杉白山神社氏子		安政年間

1—24　現存屋台一覧表、附廃台一覧表

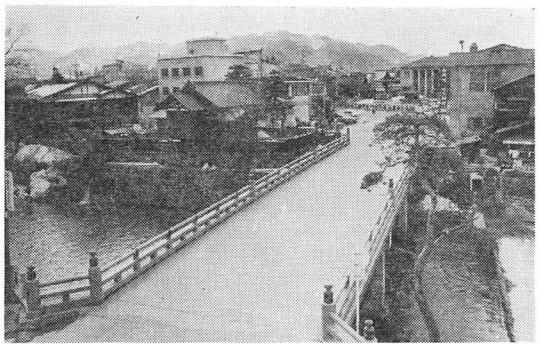

1—25　宮川と中橋　遠方にみえるのは旧陣屋

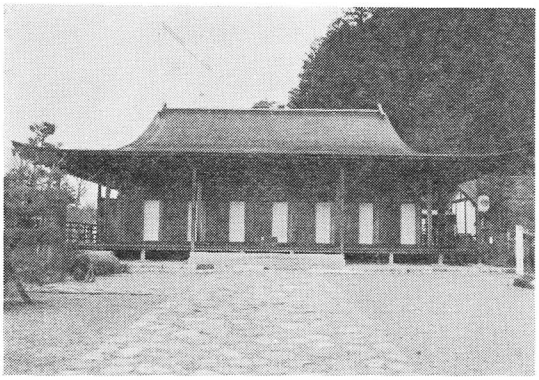

1—26　重要文化財照蓮寺本堂

城下町成立以前のものでは、第一に飛騨国分寺があげられる。境内には創建時代の塔跡（史跡）、室町時代の本堂（重要文化財）のほか、江戸時代の鐘楼門（市指定）と三重塔が残る。彫刻も重要文化財３軀（ともに平安時代）、県指定１軀がある。また荘川村中野から高山城内旧庭樹院屋形跡に移建された照蓮寺本堂（重要文化財）は、永正元年（1504）建立の真宗本堂最古の遺構である。[*9]

江戸時代以降の文化財では、すでに述べた町家建築、松本家・日下部家・吉島家住宅が重要文化財に指定されているほか、「飛騨民俗村飛騨の里」には高山周辺の民家が数多く（すでに30棟を越え、順次増えている）集められている。このうち田中家住宅が重要文化財、[*10]野首家住宅が県指定の文化財である。また重要民俗資料に指定されている飛騨一円の民具も、これらの民家内に展示され、見学者の便に供されている。

城下町の象徴、高山城跡は県指定史跡、天領高山の政治的中心である高山陣屋は国指定の史跡として、それぞれ保存の途が取られている。[*11]現存する陣屋は、金森家下屋敷を、享保10年（1725）に代官長谷川庄五郎が改修し、さらに文政13年（1830）に大改修を行ったものの一部 — 表御門・門番所・御役所・土蔵・郷倉・塀 — をのこし

	建造物	美術工芸	史跡	民俗資料・無形文化財	天然記念物
国指定	国分寺本堂 照蓮寺本堂 日下部家住宅 吉島家住宅 田中家住宅 松本家住宅	木造薬師如来座像（国分寺） 木造観世音菩薩立像（〃） 太刀無銘（　〃　）	飛騨国分寺塔跡 高山陣屋跡	高山祭屋台（23台） 飛騨のそりコレクション（飛騨民俗館） 荘川の養蚕用具（　〃　）	飛騨国分寺の大イチョウ
県指定	野首家住宅 東山神明神社絵馬殿 法華寺本堂 東照宮本殿及び唐門透塀 大隆寺鐘堂	金剛神（小林氏蔵） 木造阿弥陀如来座像（国分寺） 鰐口（大隆寺）	荏野文庫土蔵 田中大秀墓他墓３基 高山城跡 赤保木古窯跡他窯跡１箇所 赤保木石器時代火炉 赤保木古墳群 鍋山城跡 松倉城跡	高山祭屋台（飛騨総社、白山神社）	日枝神社の大スギ 高山神明神社の大スギ 白山神社矢立杉 二宮神社のケヤキ
市指定	日枝神社拝殿 一本杉白山神社拝殿 国分寺鐘楼門 天満神社石造鳥居 岩井神社本殿 照蓮寺中門 雲龍寺楼門 飯山寺観音堂・弁財天社 大雄寺山門	桧山及び小丸山古墳副葬品 短刀銘宇多国長（高山市郷土館）他刀２振 金森長近肖像（素玄寺） 軍扇他（素玄寺） 神鏡（国分寺） 円空作金剛神（小林氏蔵） 他仏像12体 雲橋社汁物（加藤氏蔵） 八雲形文台（日野氏蔵） 写経・仏画他（宗猷寺） 角竹郷土史料文庫 加藤光正遺品（法華寺） 梵鐘（照蓮寺） 緋羅紗陣羽織（日枝神社） 加藤竹簫画像他 鰐口・梵鐘（国分寺） 春慶批目曲物他（天満宮）	三仏寺城跡 江戸街道（山口町森下より水呑洞まで） 道分灯籠（荏名神社） 旧陣屋稲荷宮境内地 よしま住居跡 吉野朝時代の伝説地（滝町下平及び塔洞） 桐生町万人講 日焼古窯跡 富田礼彦墓他墓６基	盆踊絵巻物（一本杉白山神社） 日枝神社の算額 金森左京邸付近の古絵図（八幡神社） 神明講火消用具（日枝神社） 飛騨匠木鶴大明神像及び版木（国分寺） 車田（平野氏蔵） 木地師の集団墓地（宗猷寺） 飛騨の里・建造物 国分寺絵馬額 しよがの踊り　親子獅子舞 宗和流茶道（森本花文氏） 飯山寺絵馬額他（小林氏蔵） 愛宕講火消用具（東山神明神社） 東山神明神社絵馬額 庚申さま（下村氏蔵）	杉箇谷神社の大スギ 高山城跡及びその周辺の野鳥生棲地 熊野神社の大スギ

1—27　高山の文化財一覧

ている。

これら文化財の大半は一般に開放されており、高山を訪ずれる人々はその豊富な文化財を自由に鑑賞することができる。このほか重要民俗資料指定の祭屋台を一堂に集めた高山屋台会館、高山特産の春慶塗を集めた飛騨高山春慶会館などがある。

高山の自然　高山は、飛騨山脈（北アルプス）と飛騨山地に囲まれた高原状の高山盆地に開けた都市である。飛騨山地の西方には大汝峰・御前峰を中心とした白山から能郷白山にかけての両白山地が控える。東・北・西の三方を山で囲まれ、わずかに南方にのみ、神通川支流の宮川(下流で益田川となる)にそって開けている。このめぐまれた自然の中で、飛騨には多くの自然公園がある(表1—28)。城山あるいは飛騨の里など、市内の高台に登って四周を展望するならば、東に御岳・乗鞍岳・焼岳・槍穂高連峰から、遠く立山・剣岳を、西には飛騨山地を前景に純白の白山を望むことができ、山都高山を訪ずれた喜びを倍加できるであろう。

高山盆地は遠く3,000m級の山岳で囲まれているが、盆地の中心高山市も7～800mの低い丘陵にすっぽり包まれ、市内を縦断する宮川ぞいにわずかに平野が続いている。高山の自然環境を端的に特徴づけているのは、東山・松倉山などの丘陵と宮川・江名子川の両河川であろう。この地形的特質が、京都と近似したものとして認識されたのは、古く金森時代からである。

高山のひとつの象徴である宮川には清流に泳ぐ鯉、幾重にも架かる橋があり、川辺で毎日早朝に開かれる朝市も宮川の景観を飾る。高山の朝市は、江戸時代末頃照蓮寺門前で開かれていた桑市と、少しおくれて開かれた花市に始まる。慶応3年（1867）には弥生橋詰、明治5年（1872）には中橋詰でも桑夜市が開かれるようになった。明治27年の桑市開設届によれば、6月18日より8月18日までの午前5時～同10時、午後6時～同10時に開かれ、桑のほかに青物・自作野菜も売られている。現在は一年を通じて宮川東岸および陣屋前広場で開かれ、地元住民の便に供するのみでなく、高山を訪ずれる観光客を楽しませている。宮川とともに市内を流れる河川に江名子川がある。小さな流れは、宮川に比すべくもないが、左京橋・若達橋・葵橋・桔梗橋・小柳橋・助六橋・東橋・錦橋などの優雅な名をもつ小さな橋を幾重にも架け、木々の緑を水面にうつす風情は、周囲の町並ともよく調和して高山を訪ずれる人々の心をなごませる。その東岸の東山一帯は多くの木々に囲まれ、静かな雰囲気をよく残している。

市内にはめぐまれた自然を示すかのように、天然記念物に指定された古木が数多く点在しており(表1—27)、高山市もこれらの天然記念物を中心に自然保護行政を積極的に推進している。

＊9　「重要文化財照蓮寺本堂移築修理工事報告書」重要文化財照蓮寺本堂移築修理委員会　昭35

＊10　「重要文化財旧田中家住宅修理工事報告書」高山市　昭48

＊11　「史跡高山陣屋跡修理及び環境整備工事報告書」高山市　昭49

公園名	関係市町村
中部山岳国立公園	丹生川村、朝日村、高根村、神岡村、上宝村
白山国立公園	荘川村、白川村
飛騨木曽川国定公園	金山町，下呂町
奥飛騨数河流葉県立自然公園	古川町、神岡町
宇津江四十八滝県立自然公園	国府町
位山舟山県立自然公園	萩原町、宮村、久々野町

1—28　飛騨地方の自然公園

1—29　宮川べりの朝市

1—30　陣屋前の朝市

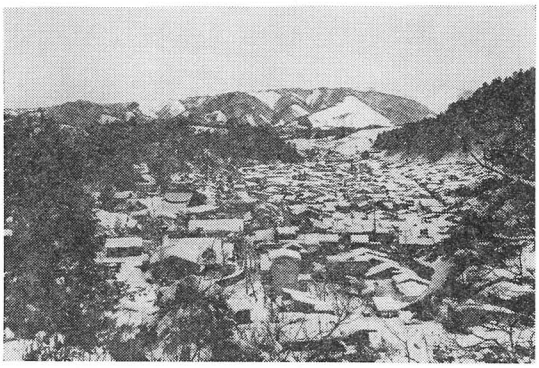

1—31　雪の高山

1—32　渋草焼作業風景

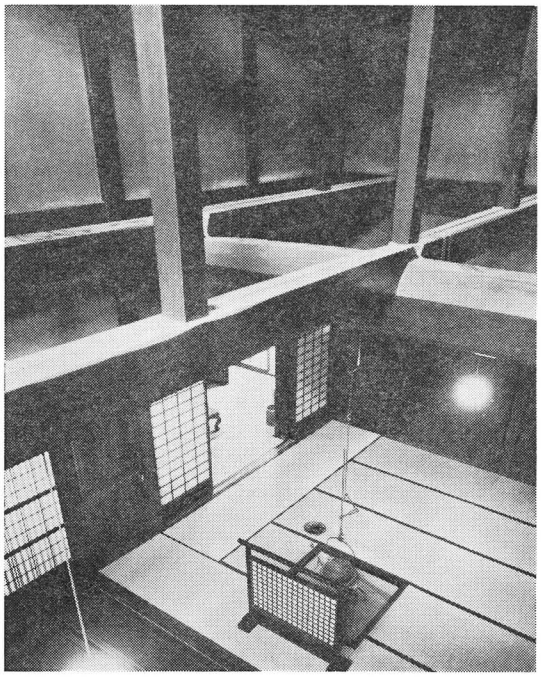

1—33　高山の町家内部

＊12　岩波新書「日本美の再発見」、岩波書店
＊13　飯沢匡「飛騨と円空」（太陽27号、1965.9）

高山の魅力　現在、高山を訪ずれる人は年間200万人に達する。これらの人々を引きつける高山の魅力とは何であろうか。

高山は俗に小京都と呼ばれている。他に小京都と称する町は全国に数多い。津和野・金沢・角館等々。これらの中でもっともその名にふさわしいのは高山であろう。「小京都」が意味するところは、日本文化の中心地京都に匹敵する高度な文化をもつとともに、その都市的環境が類似することが必要であろう。

高山文化の質の高さは、これまでみてきたように、当時の諸都市の水準を越えるものである。また市中を縦断する宮川・江名子川、東山の丘陵地帯、周囲を山々で囲まれた小盆地に開けた自然環境も小京都の名にふさわしい。

高山は当初、文字どおり山奥の小城下町であり、近世以後江戸との交通が整備されたが、中央から遠く離れた山間の一小都市にすぎず、高山本線開通後の現在でも辺境という感じはぬぐいきれない。しかし山間の地に盛えた文化都市高山に対する一種のあこがれの感じは古くからあった。すでに江戸時代の見聞誌、旅行案内書などに高山を紹介した記述が見られる。また明治14年刊の「中部及び北方日本旅行案内」は、山好きのお雇い外国人達が執筆したもので、高山を旅の起点あるいは終点とした行程をいくつか紹介案内している。この本は日本で出版された最初の山岳書であり、その中で高山を中心とした旧街道に興味が注がれているのは面白い。明治末から大正初には飛騨山脈登山の黄金時代を迎え、高山は登山基地として重要性をます。昭和11年、市政施行を協議した際、高山の登山基地としての重要性が語られている。そして現在、登山家たちは、松本・富山・甲府とともに高山を山都と呼んでいる。

また高山周辺には焼岳・乗鞍岳・御岳などの火山帯の麓に多くの温泉があり、金森時代より利用されている。「飛騨鑑」の「大道小道之覚」によると、「平湯村湯四ヶ所御座候、岩の越、落合、川原、舟湯と申何も湯、病人に相応仕候故他国ゟも湯治仕候也、平湯ゟ三里下がま田申名湯御座候（下略）」とあり、 江戸時代初期にはすでに平湯・蒲田へ通じる道が開発されていた。他国より飛騨の温泉に湯治に来た人々が、途中で高山に立寄る傾向はごく最近まで見られた。昭和30年代前半までは、高山を訪ずれる観光客の大半は、温泉湯治・乗鞍登山を目的とするものであった。

しかし高山周辺の自然の魅力に引かれてのみ、高山を訪ずれたものでないことはいうまでもない。すでに昭和初年に高山に来た建築家ブルーノ・タウトは、高山の町並の魅力にひかれている。[＊12] 戦前の民芸趣味流行の際、高山本線開通と重なって高山界隈の民具が買いあさられ、東京・大阪方面でブームを呼んだという話[＊13]も、高山文化を評価するものであろう。

第四節　保存の動向

契　機　市民憲章に、「山も水も美しい飛騨高山」とある言葉には、高山市民の愛着と誇りが満ちている。住民・市民の手で、住環境や町並を美しく保とうという運動は、この愛着と誇りに支えられている。こうした運動のこれまでの経過を簡単に触れておこう。

宮川は、現在鯉や鱒が泳ぐ清流で、高山を訪れる人々の目を引く。今でこそ高山にふさわしい美しい川と評価されるが、こうなるまでには川を美しくする努力の積重ねがあった。上水道が普及し、人口が増えると、宮川は汚水が流れ込むだけの川となっていった。宮川が生活に結びついていた時には川の清掃も盛んであったが、川と離れて生活できるようになると、清掃することも少くなった。昭和30年代には川の汚染が目立ち始め、魚の姿も消えていった。

昭和38年、こども会は「宮川に清流をとり戻そう」と活動を開始し、毎月１回こども会をあげて宮川の清掃を始めた。川に流れ込む溝や土管に金網をはり、川にたまったゴミを取り除いたのである。数箇月の後には宮川に清流が戻ってきた。

清流を取り戻した子供達は、こんどは魚を呼び戻そうと、おこずかいを出し合って魚を買い、放流しようということになった。昭和39年４月、鯉と鱒の放流が子供達の手で行なわれた。

昭和40年は岐阜国体が開催された年である。県は「町をきれいに花を植えよう」という「花いっぱい」運動を推進していた。高山の子供達の活動は、国体準備をする市民運動を呼び起し、そして国体の後も、環境を良くしてゆく運動として引継がれ、昭和41年には市民憲章の制定に至る。

「宮川に清流を」という子供達の活動は、その後昭和44年「宮川を美しくする会」の結成により市民運動として引継がれ、現在なお続いている。宮川に注ぐ江名子川についても同様の運動があり、昭和45年に「江名子川を美しくする会」が生まれて活動している。子供達・市民の手によって宮川・江名子川は美しさを取り戻し、保たれている。

住民の動き　川を美しくする活動と相前後して、町並保存の気運が生まれていた。恵比須台組町並保存会は早くから活動してきた保存会である。昭和25年に、恵比須台組町並を舞台にして行なわれた映画ロケは、住民が自分達の住む町の美しさを発見する契機になった。恵比須台組の人々の町並保存の底流はこのときに遡るとさえいわれる。昭和30年代後半に観光客が目立ち始め、ちょうどこの時期が宮川や町を美しくしようという運動が盛上った時であり、これらの動向を受けて、昭和40年頃に町並保存を志向する保存会の話が持上った。そして翌年には上三之町町並保存会[*1]結成の運びになった。

1—34　高山の子供

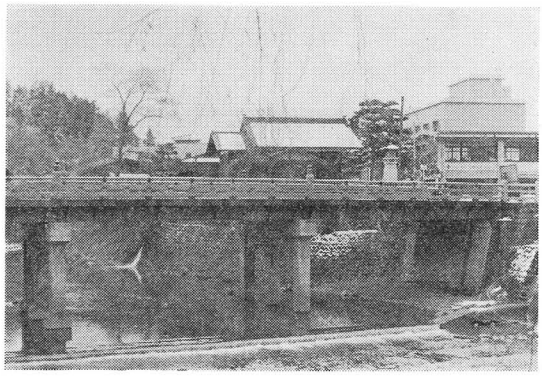

1—35　宮　川

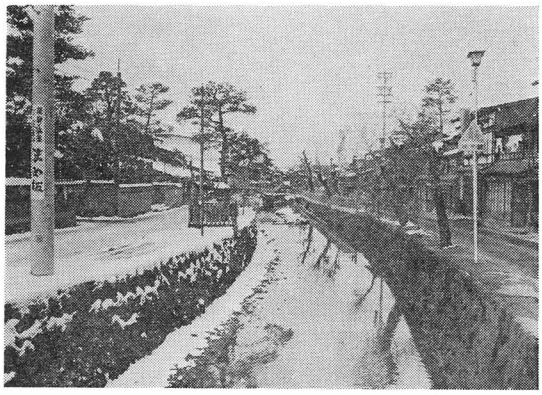

1—36　江名子川

＊1　現在ある上三之町町並保存会とは異なる。恵比須台組の人々で結成され、活動が恵比須台組に限られたため、昭和46年には恵比須台組町並保存会と改称して現在に至っている。昭和48年に結成された上三之町町並保在会は恵比須台組を除く上三之町の人々によって結成された。

＊2　「恵比須台組町並保存会規約」70頁

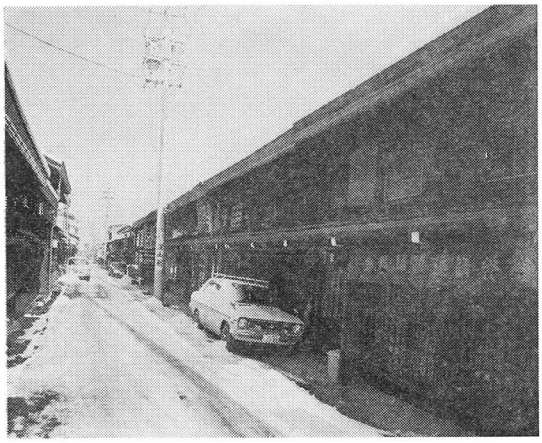

1—37—a　竜神台組町並(電柱撤去前)

1—37—b　竜神台組町並（電柱撤去後）

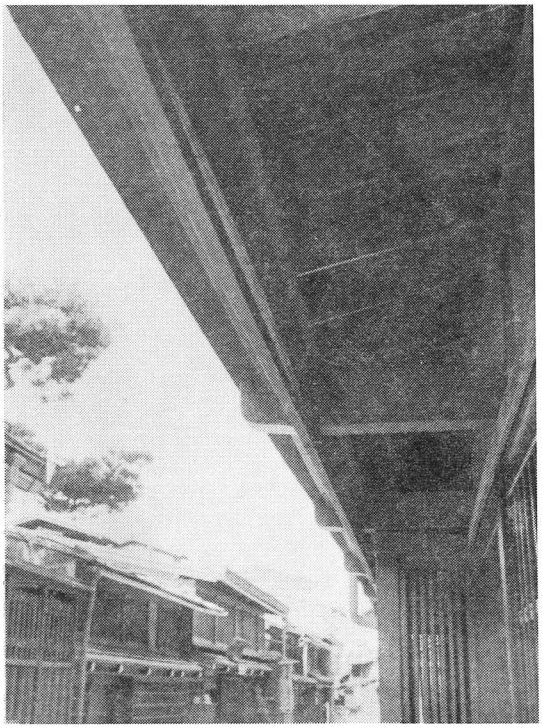

1—38　町並と軒裏配線

この会は規約[＊2]によれば、

　この会は、会員が地域内において新築・改築・改装する場合、前側だけでもできるだけ町並にふさわしく自主的に創意工夫することを申合わせ、……（以下略）

とあり、住民は独自の努力によって町並景観を維持してきた。先祖からの町は自分達で守る。行政的に上からの規制で守ることには反発する気慨もあった。昭和42年頃、佐藤家の改造にあたっては住民間の話合いがもたれ、建物正面を工夫して残すことになった。こうして、規約に申合せたことは、実際の新築・改築に効果をあらわし、古い町並のイメージを保持することに成功し、美しい町並は高山を訪れる人々の大きな魅力となっている。

上三之町町並保存会は、実状は恵比須台組に限られた活動であったので、昭和46年には恵比須台組町並保存会と名称を改め現在に至っている。屋台組は祭のときばかりでなく、日常生活の中でも連帯感があり、地域共同体としての性格も強い。恵比須台組町並保存会の規約にある申合せ事項は、屋台組としての連帯感や信頼の上に成り立っている。

恵比須台組町並保存会以外の２つの保存会、すなわち上二之町・上三之町の町並保存会も、その設立の主旨、めざす活動は恵比須台組町並保存会と同様で、保存会が成立っている基盤もやはり屋台組である。２つの保存会結成の契機は、高山市当局が条例を定めて町並景観を積極的に保存する意向を明らかにした時期、昭和47年頃である。行政側が援助などの施策を実施するとしても、町並を保存するのは住民が主体であるという考え方から保存会が結成された。

建物の増築・改築に際しての住民の独自の努力の他に、町並保存会は、電柱の撤去や車の進入規制も実践してきた。恵比須台組では、町並保存会を結成した翌年の昭和42年から43年にかけて電柱を撤去し、軒裏配線とした。恵比須台組を除く上三之町でも、ここ２・３年盛上っている町並保存の気運に伴って、住民は電柱撤去を要望していた。保存会結成を機会に関係者に強く働きかけ、昭和49年に電柱撤去を実施し、軒裏配線とした。電柱の撤去は、初め電柱と電線が、祭のとき屋台を曳行するのに邪魔になるので考えられたことであった。町並保存の気運と併行して、電柱が町並景観を損っていると考えられたのである。現代の生活に電気は欠かすことができない。電柱を撤去して、各戸へどのように電気の供給を確保するかも難しい問題である。恵比須台組・竜神台組では、軒裏に目立たないようにうまく配線されている（1—37・38）。

車も町並景観から言えばふさわしいものではない。しかも道幅が概して狭いので危険でもある。観光シーズンになればマイカーが町にあふれる。一方、商売を営んでいる家にとっては営業用の車は欠

かせない。

恵比須台組では、営業用以外の車を締め出す自主規制を行っている。町並に入る道路上に、「古い町並であるので車の進入を遠慮して貰いたい」旨の立札があり、これによってほぼ車を締め出すことに成功している。

市の対応　ここで、住民・市民の活動を市当局がどう受けとめて施策を実行したかに触れておく。町並保存の気運が盛上る以前、高山の屋台が重要民俗資料に指定されたのを契機に、高山市は観光課を通じて、昭和36年から屋台保存会を援助し、昭和38年からは文化財としての考え方から教育委員会が援助を行い現在に至っている。屋台保存への援助であり、町並保存とは直接結びつかないが、文化財や町並を大事にしていきたいという素地をつくり出していた。昭和46年の恵比須台組の松浦家の建て替えに際しては、伝統的様式を採用することを話し合い、　①出格子をつける　②アルミサッシを使用しない　③柱等は古色とする　④軒先はせき板をつける、こととし、これらを条件として助成金を出すことにした。建築の増築・改築・新築に対して、町並に調和するよう高山市が実行した最初の試みである。また、昭和48年には林家等の建替えに当り、市長みずから積極的に所有者に協力を求めて町並保存に効果をあげている。

観光資源保護財団は財団結成の手初めの事業として、昭和44年から3箇年間上三之町町並保存会に援助金を出し、側面から町並保存を推進した。この事業を継続するという意味で、高山市観光課は昭和47・48年に恵比須台組町並保存会に補助金を出し、市としても町並保存を推進することに意欲を示していた。恵比須台組町並保存会を中心とした住民の努力や市の施策がある一方、昔ながらの雰囲気を保ってきた町並の中に、近年、改築・新築が増加し、その中には町並景観を損う例がある。また電々公社ビルのように巨大な建築物が建設されたりしている。個別の配慮や工夫だけで町並景観を保つには限界があり、市当局のさらに積極的な施策が望まれていた。

住民の努力や要望、高山の急激な変化の徴候に対応して、高山市は昭和47年「環境保全基本条例」を定め、これを受けて「市街地景観保存条例[*3]」を定めて、町並保存に積極的に取組むことを決めた。これらの措置は、町並保存を都市計画構想の中で推進しようとするものである。すなわち、古い町並は、宮川・江名子川や背景となっている丘陵など自然と一体となって、市民生活に良好な環境をつくり出している。高山市民の環境整備・保全の一環として町並保存を進めてゆく、というものである。高山市は、大きく言えば東の市街地を保存区域、西の市街地を商業区域と構想する。この構想は、両市街地が形成された歴史的経過からみて納得のできるものである。こうした構想の下で、条例を実行してゆく体制を強化するために、「環

1—39　営業用車の進入

＊3　資料（68〜70頁）

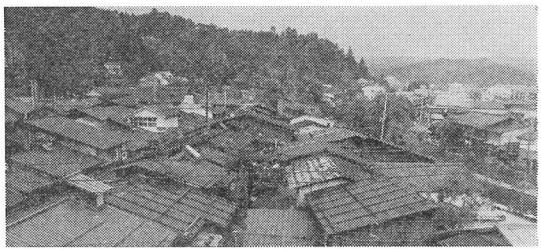

1—40　町並と背景の城山

1—41　自主的な交通規制

年	保　存　の　動　向
S34	高山祭の屋台、重要民俗資料の指定をうける
S36	高山市、屋台保存会に援助金
S38	「宮川に清流を」子供会の活動始まる
S38	「くらしの手帖」に「山のむこうの町」として高山紹介
S38頃	観光客が目立ち始める
S39	こども会の手で、宮川に鯉を放流
S40	岐阜国体開催
S40.	国体に向けて、県下で「花いっぱい」運動を展開、高山では「町をきれいに、花を植えよう」市民運動展開
S41	市民憲章制定
S41	上三之町町並保存会結成
S42・43	恵比須台組　電柱を撤去し軒裏配線とする
S44	「宮川を美しくする会」結成
S44	観光資源保護財団　44年・45年・46年の3箇年、上三之町町並保存会に援助金
S45	「宮川の鯉を守る会」結成
S45	「江名子川を美しくする会」結成
S46	上三之町町並保存会、恵比須台組町並保存会と改称
S46	恵比須台組内での伝統様式による新築に、市が助成金を出す
S47	高山市環境保全基本条例、市街地景観保存条例を制定
S48	上二之町、上三之町にそれぞれ町並保存会結成
S48	竜神台組、電柱を撤去し軒裏配線とする

1—42　保存関係年表

境課」を新設した。

市街地景観保存条例にもとづいて、町並保存にふさわしい地区を保存区域に指定する。保存区域は、今のところ、東の市街地のうち次の地区が考えられている。

1.　上一之町、上二之町、上三之町
2.　重要文化財日下部家・吉島家を含む江名子川流域
3.　東山山麓の寺院を含む東山地区

の三地区で、このうち昭和49年初めに、1と3の2地区が指定され、2の地区はやや遅れて指定されるようである。

指定を受けた地区に対しての施策は次のような事業が考えられている。

①　保存区域で結成された町並保存会へ援助金を出す。——これは観光課が行っていた町並保存会への援助を受け継いだものである。

②　建物の改築・増築・新築に際しては、デザイン上の規制（巻末条例参照）を設ける。——この規制に則って施工する場合、規制を受けずに施工する場合の工事費よりも高額になることが考えられる。そこで規制に従うことを条件として補助金を出す。補助金の施策は、すでに他の都市に前例があり、これによって考えられた。

③　防火と清掃についての施策を実行する。——防火については具体的施策を検討し、実施する。清掃については、さしあたってゴミ箱の設置や定期的清掃を実施する。

これらの施策が効果をあげながら運用されるには、住民と市当局それに加えて専門家の三者の協力が必要である。

なお、条例施行後の初年度にあたる昭和49年度には、総額326万9,000円の予算で保存区域の整備をすすめている。その内訳を上に述べた事業別にみると以下の通りである。

①　町並保存会への補助金は、第1種保存区域では1戸あたり1,000円で17万6,000円、第2種保存区域では1戸あたり5,000円で72万円の予算である。町並保存会に属する戸数に応じて補助する。

②　建物の改築・増築・新築に伴う損失補償金には100万円を準備する。該当件数が増えて当初予算では不足する場合には、別途損失補償金を準備する予定である。

③　防火関係では、地域住民の早期消火体制を充実するために30万8,000円の予算で粉末消火器を備える。また防火水槽の管理を徹底するため、清掃整備に20万円を用意する。清掃関係では、環境美化のために標識・吸いがら入れ・ごみ入れを購入し、地域内に配置する。標識に22万5,000円、吸いがら入れに40万円、ごみ入れに24万円をそれぞれ計上する。

第二章　高山の町並と町家

第一節　調査の概要

1.　調査の目的

概　要　この調査は昭和48年度に文化庁が実施した第1回集落町並本調査の一部をなすもので、同年度の対象には、岐阜県高山市・岡山県倉敷市・山口県萩市の3箇所が選ばれた。文化庁は町並や集落などの伝統的建造物群を保存するため、47・48年度の2箇年にわたって予備調査を行い、全国的なリストを作製した。予備調査は全国の都道府県に依頼して管内に所在する伝統的建造物集中地区について、その種別（農村集落、宿場、城下町等）・規模・年代・残存状況・見どころ等の現状と、必要と思われる保存地域の範囲、主要な保存対象、それに対する地元の意向等、今後の保存対策立案上の基礎資料をまとめた一覧表を作製したもので、作業はまず各府県教育委員会で略調査をしたのち、文化庁建造物課の担当官が現地調査して不備をおぎなう形で進められ、その結果北海道から沖縄に至る約180箇所がリストアップされた。そこでさらに一歩進めてその中から緊急もしくは重要な地区を選んで具体的な保存案を策定する資料を得るために計画されたのが本調査で、次のような実施要項によった。

目　的　この調査は重要な集落町並について、その保存計画に必要な基礎資料を作成するとともに、集落町並保存対策の樹立に資することを目的とする。調査は文化庁が委嘱した主任調査員を中心に、県・市の協力を得て文化庁が実施し、高山市が全面的に協力した。

調査内容　①都市および対象地区の歴史（郷土史）、②都市の自然および社会的条件（風土、産業、人口等）、③保存地区の現状（配置図1/1000、航空写真、町並写真、時代区分）、④地区内の典型的民家の現状（平面図、立面図、断面図、特色ある細部の詳細図、改造部の復原資料、必要な写真）、⑤現状と保存対策の展望（関係法規との関係、開発計画との調和、保存の原則）

調査団の構成　主任調査員（文化庁委嘱）、主任補佐員（県・市専門調査員または県市の委嘱した人）、調査員（建築又は都市計画専攻の研究者）、文化庁担当官（建造物課）、県市担当者。

町並集落の保存　なお第1回目の本調査に高山・倉敷・萩といった代表的都市が選ばれたのは、これらの地区では既に何等かの形で伝統的建造物群の保存対策が進行し、実際にある程度の効果をあげつつあるからで、対象地区の学術的調査に併せて保存対策の実情と問題点も抽出して、文化庁が現在進めている全国的な集落町並保存策の立案資料が得られることを期した。よく知られているように現

2—1　高山の町並

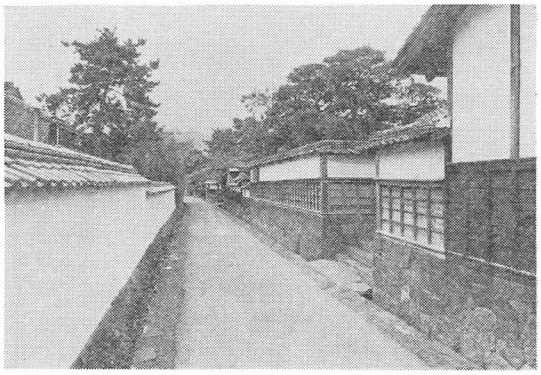

2—2　萩の町並

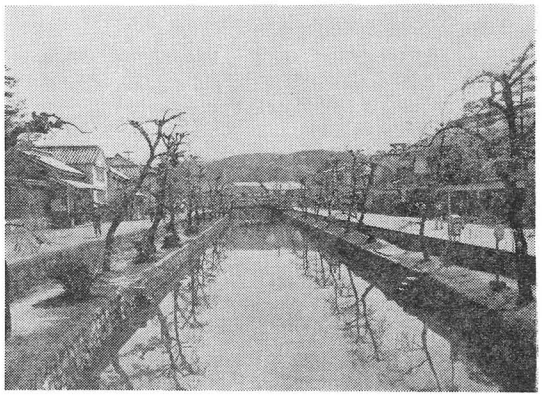

2—3　倉敷の町並

行の文化財保護法では、建造物は重要文化財もしくは史跡の指定をうけて保護対象となる。前者は意匠・技術等に優れた単体保護の面が濃く、後者も従来の選定基準は町並集落のような比較的新しい建築の集合体に馴染まない。そこで文化庁としても、新しく伝統的建造物群の保存を法律化する必要に迫られており、この高山市町並調査もそのケーススタディの意味が強いのである。町並集落の保存についての関心が高まってから既に数年以上を経過するが、明確に保存を志向した調査や研究はまだ少く、調査内容や調査方法も手さぐりの段階にあると云ってもよい。この調査も一応文化庁が計画した実施要項に添って進めたが、内容・方法ともに今後さらに修正してゆく必要があろう。

調査経過　調査は最初から予算面での制約がきびしく、この高山市町並調査に文化庁が振り向け得る経費は約40万円程度に限られていた。そこで文化庁から市に費用面でも協力を要望した結果、幸に約30万円の支出が認められ、調査は文化庁との協同で行われることとなった。当初の計画では現地調査を10日間前後の１回限りとし、それに要する経費のうち主任調査員および文化庁職員旅費等を文化庁が、他の調査員の旅費を市が負担し、調査後の製図、略報告等の作製費は文化庁が受持つ積算であった。

調査は奈良国立文化財研究所建造物研究室長鈴木嘉吉が主任となり、これを同研究所の建築史研究者全員が援けて行った。文化庁による主任調査員の委嘱のほか、市からも研究所宛の調査依頼をうけ、結果的には文化庁・高山市・奈良国立文化財研究所の三者の合同調査となり、県が行政面で支援した。始め地元調査員として高山市文化財専門委員の参加を願ったが、古文書・歴史関係の方にそれぞれ支障が起き、建築関係の委員だけ参加された。現地での調査は、予備調査、２回の本調査、さらに２回の補足調査に分けて実施され、各調査の項目とそれに要した人員及び調査員は別表のとおりであった。なお現地調査後の製図、写真等各種資料の整理、調査結果の検討および研究などについても所要人員を表示したかったが、これらは研究所の自主的研究活動の一部として行ったので輪郭がぼやけ、不正確となったため取止めた(表2—4)。

調査員

主任調査員	奈良国立文化財研究所	鈴木　嘉吉	
調査員	同	岡田　英男	宮沢　智士
		細見　啓三	宮本長二郎
		天田　起雄	上野　邦一
		藤村　　泉	中村　雅治
		福田　幸子	金井　しん
	文化庁文化財保護部建造物課	吉田　　靖	
地元調査員	岐阜県教育委員会社会教育課	各務　義章	徳松　正広
	高山市教育委員会	亀山　喜一	佐藤　正義
	高山市文化財審議会委員	八野忠次郎	
	旧田中家住宅修理工事主任	畑野　経夫	
写真現像・焼付・引伸し等、協力			
	奈良国立文化財研究所	八幡　扶桑	佃　　幹雄

日　時	調査名	人　員	作業内容
S48年 5月 16日 17日	予備調査	2名 (延4)	市内の町並保存状況の観察。調査地区の設定。市関係者との打合せ。
7月	配置図作製		航空写真による市中心部1/1000焼付作製。同上をトレースして1/1000地図(配置図)作製
9月 17日	調査準備		現地調査の項目・内容についての検討会。
9月 21日 ～30日	第1回 現地調査	8名 (延64)	東市街地の観察。町家調査。各種項目についての建物分布調査。写真撮影。地元住民・行政関係者との会合。
10月 9日 10日	資料整理 高山祭	1名 (延2)	現地調査の資料、整理。調査もれのチェック、新たな調査項目の設定。高山祭の観察。
11月 19日	調査準備		第2回現地調査の項目についての検討会。
12月 3日 ～8日	第2回 現地調査	7名 (延35)	町家正面復原調査。町家調査の追加。聞取調査。史料調査。市政関係資料の収集と聞取。
S49年 1月	資料整理		
2月 16日 17日	補足調査	2名 (延4)	屋根伏のチェック。重文松本家の調査。
12月			史料調査補足。条例施行後の状況観察。

(上記人員には、現地作業に加わった奈良国立文化財研究所および文化庁の調査員のみをあげた。)

2—4　調査経過表

2. 調査地区の設定

古い町並　高山に古い町並がのこっていると言われるとき、その代表的な町筋として恵比須台組の町並がまず挙げられよう。私達が高山を歩き、観察してみると、宮川以東の市街地に、恵比須台組以外にも古い町並景観がのこっている地区を見出すことができる。重文日下部家住宅・吉島家住宅を核とする大新町一帯、江名子川沿いの川と町家の景観をのこす一帯、吹屋町・堀端町・島川原町付近一帯、上三町筋全体、下三町筋等には建て替えも多いが、雰囲気をのこしている。宮川西岸の高山陣屋とその前面の広場、川原町一帯も見落すことはできない。

調査地区の決定　上三町筋と下三町筋とでは上三町筋がまとまった町並景観をよくのこしている。ただ上二之町南半部には鉄筋コンクリート造の巨大な電々公社ビルが3棟あり、屋上にはパラボラアンテナが設けてあるので、町並景観は著しく破壊されている。また上三町筋を東西に横断する本局通りはアーケードの商店街である。このように町並景観の残存状況は異っているが、まず、古い町並がよくのこっていると言われ、また積極的に町並保存を進めてきた恵比須台組の町並を調査することにした。さらに恵比須台組だけでは町並の性格を捉えるには範囲が狭いので、恵比須台組周辺という意味で上三町と片原町を調査範囲とした。先に述べた町並景観が比較的のこっている地区を取り上げることは、今回は調査費に限りがあるので出来なかったが、できるだけ早い時期に調査を行っておくことが望ましい。

町並調査を実施した地区だけが、高山らしい雰囲気をのこしているわけではない。むしろ散在するいくつかの地区が一体となって東の市街地を構成しているので、それぞれの地区は高山の歴史環境にとって欠かせない町並として考えなければならないだろう。[*1]

3. 町並調査の動向

町並調査にはいろいろなケースがあるにしても、今回の調査は町並保存を志向する調査である。そこで、町並調査は町並の歴史、町並の現状、町家の現状と復原についての考察、建物・工作物などについてのデザインの分析等の事項を検討した上で保存構想の策定までが含まれなければならない。今回の町並調査では建築史研究者を調査メンバーとして調査を実施したので、多様な内容のひとつひとつを取上げたとき不充分な点は免れない。町並調査では建築史研究者の他に歴史学・民俗学・社会学・都市計画等のそれぞれの専門家が共同に調査を行うことが最も望ましいであろう。

町並・集落を対象とした既往の調査にはデザイン・サーヴェイと

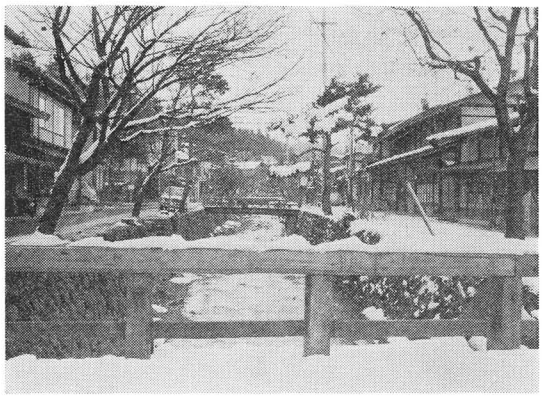

2—5　江名子川と町並

2—6　吹屋町付近町並

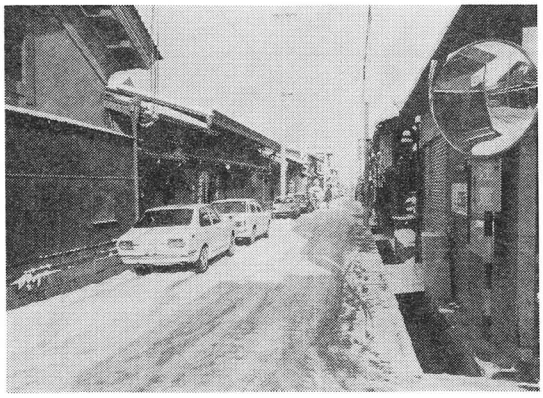

2—7　上二之町町並

2—8　上一之町町並

＊1　高山市の北方にある古川町の 町並も高山の町並を考える上で重要である。比較的保存状況も良好であるので、早い時期に調査することが望まれる。

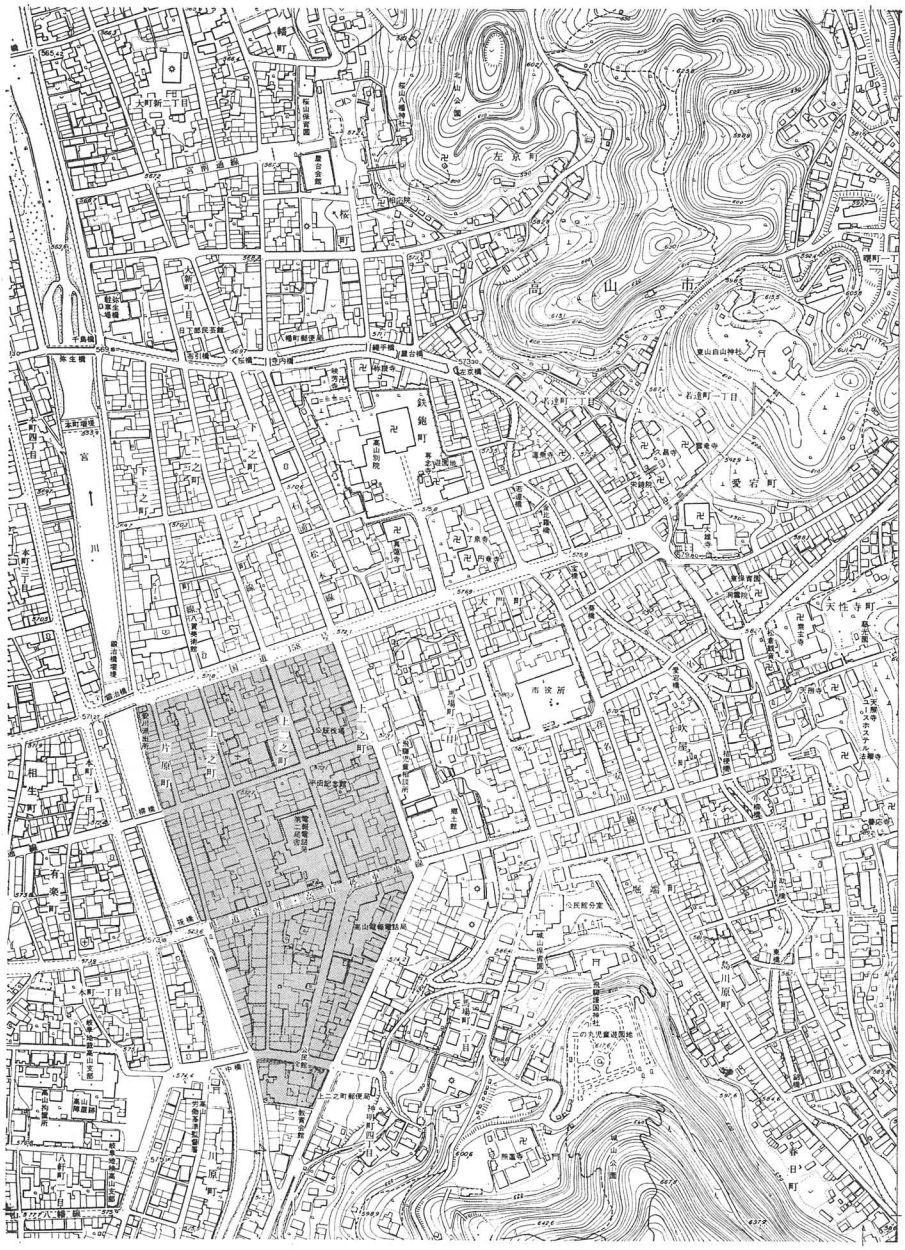

2—9　調査地区位置図

＊2　都市住宅'71年12月

呼ばれる一連の調査報告がある。デザイン・サーヴェイとは、宮脇檀氏[*2]によれば、

「ある地域を観測し、実測またはそれに近い方法で調査し、図面等で視覚化・客観化し、建築やその他のフィジカルな構成要素——生活や慣習、意識や歴史という内的な要素を分析することによって、その地域が持っているシステムの分解と整理を行なうという方法」

である。

調査は調査地区内の民家の悉皆調査、分布調査、地区の歴史などについて行い、町並・集落の平面図立面図、屋根伏図等を作成し、これら図面、分布図、歴史などから先に述べた目的に沿って町並・集落の分析を試みている。デザイン・サーヴェイは、古い町並・集落を対象としている場合が多い。それは古い町並・集落の中に、そこに住んだ人々の歴史の積み重ねとしてのデザインの叡智があるという期待と、人間的スケールの空間としての魅力があったからである。一方では、いわゆる近代都市が先に述べた期待や魅力には結びつかない空間とデザインでつくりあげられているのではないかという批判があったからでもあろう。

都市計画・地域計画を作成する際にも、対象地区の町並・集落を含めた調査が行なわれる。都市計画・地域計画を作成するには、都市・地域の性格を知り、将来を構想し、その方向での計画が必要になる。都市・地域の性格を知るために、一応歴史的考察や現状把握のための調査を行う。人口や産業による現状分析、都市の形態や都市構成の歴史的な考察などである。しかしこれまで都市計画・地域計画では歴史的景観を保持している町並・集落があっても、町並景観の保存を考慮して計画を作成するという考え方はなかったと言えよう。その地域の歴史や伝統とは関係なく、根こそぎ一変させて新しい町をつくるという考え方がこれまでは強かったと言えよう。

デザイン・サーヴェイの調査手法や、都市計画の調査手法と考え方は、町並調査にも参考になる調査方法と考え方を提供している。

町並の性格や町並景観の特質を把握するためにはデザイン・サーヴェイの調査手法が欠かせないし、また町並を保存しようとする時には、町並保存が将来の町づくりとなる性格があるので、都市計画としての調査も必要となる。従来のデザイン・サーヴェイ、都市計画の調査手法だけでは、町並調査としては不充分である。町並保存というとき、具体的には建物・工作物などの修理・修景が実施されることになる。その際伝統的なデザインと技術を、時代を遡って明らかにしておかなければならない。そこで建物を復原して考察することが省けない。

町並調査は、デザイン・サーヴェイ、都市計画調査、民家調査などの調査手法を組合わせると前述した目的に沿った調査が行える。

ところで、これまで町並調査を実施し町並保存を実行している二，三の事例をみてみよう。倉敷は市の総合的な開発計画を作成するのにあたって、「倉敷市の将来像に関する懇談会」を設け、この最終報告がまとめられ、昭和42年に発行されている。この中で倉敷川沿いの地域を「歴史文化地区」とし、「伝統美観保存条例」を昭和44年に制定し、この地域を「美観地区」に指定した。この地区内では建物の増改築に際しては届出が必要で、市担当部局が指導・助言・勧告を行う。この増改築で、通常必要とする経費をうわまわった場合には補助金を出す制度を設けている。

木曽妻籠宿の場合は、各戸について正面から奥行一間を復原することを基本とし、実際の保存工事は各戸の居住者の状況に応じてそのつど専門家が設計し、実施する。この作業によって町並景観としてデザインの均質性が保たれる。町家の保存工事は、調査を伴いながら進む体制と言えよう。

京都産寧坂の例は[*3]、調査の結果「京都らしさ」を抽出して、改造・修理のモデルを作成し、各戸の改造に際してはこのモデルによって工事を実施する。通常の改造よりも負担がかかる場合補助金を出す制度を設けている。

3箇所の事例は町並保存の実施方法が異っているので、調査内容も一様ではない。倉敷では、都市計画策定が目的であるので、各戸をどう保存するかという点では充分には考えられていないと言えよう。妻籠宿では、各戸の保存工事なので、町並全体を把える点が不充分と言えよう。産寧坂の場合は、町並の保存は景観の保存として考え、建物正面の検討が詳細である。

4. 調査の内容

今回の高山町並調査では、これらの町並調査と町並保存の方式を参考にしながら進められた。調査の具体的な内容は以下の通りであった。

A　実　測

実測したのはまず恵比須台組に属する24戸の平面・建物配置、道路に面する軒高・庇高・道路幅・水路幅である[*4]。竜神台組（上三之

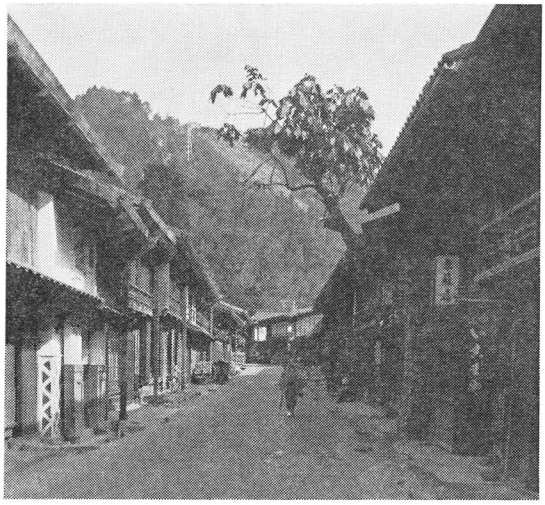

2—10　妻籠宿の町並

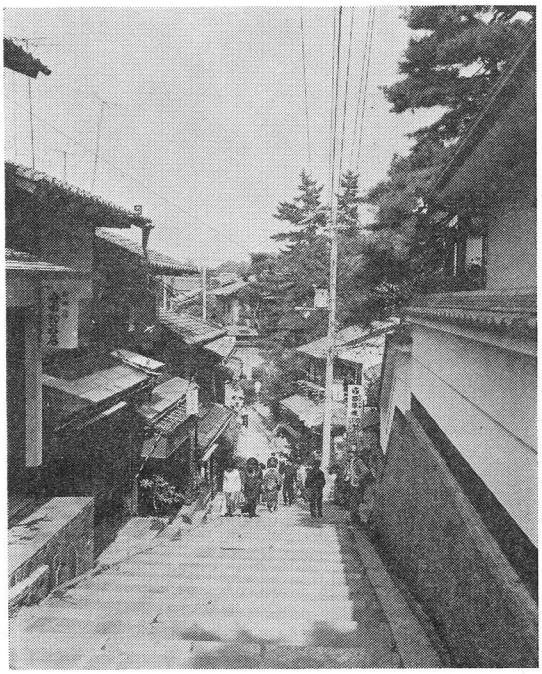

2—11　産寧坂の町並

＊3　「東山八坂地区における 歴史的環境の保全修景計画調査研究報告書」京都市都市開発局　昭　47.3

＊4　図版60　恵比須台組平面図

町のうちには恵比須台組以外に、竜神台組と三安瓢箪台組があるが、恵比須台組以外の地域を竜神台組に代表させて呼ぶことにする。以下同じ)、と上二之町北半部では軒高・庇高・道路幅の実測を行った。

＊5　図版1　調査地区屋根伏図

B　屋根伏図[＊5]

町並調査では、次にのべるいくつかの分布図を作成しなければならない。この分布図には縮尺1/1000程度のスケールの地図が適切であるが、1/1000地図は一般的には入手しにくい。高山でも1/1000地図は作成されていない。

現地調査に先立って1/2500の航空写真を1/1000に拡大し、その写真から屋根伏図を作成した。しかしこの航空写真はもともと1/2500地図を作成するためのものであるため、1/1000地図を作成する上では細部については正確には読みとれない。また10年程前の写真であるため、撮影以後の変化も無視できない。そこで一度作成した1/1000地図をもとに、現地で屋根伏をチェックした。道路からのチェックが主なので、各戸敷地裏手の土蔵・付属屋などの屋根伏チェックは不充分である。

＊6　図版2～6　各種分布図

C　分布図[＊6]

調査地区を対象として、建物時代別分布図・構造体別分布図・階数別分布図・正面様式別分布図・用途別分布図を作成した。なお、年代別・構造体別・階数別の各分布図の作成は下三町についても行った。

分布図作成の要項は次のとおりである。

＊7　図版2　建物時代別分布図

建物時代別分布図[＊7]は、道路に面する建物、(ほとんど町家主屋)がいつ建ったかを推定して1/1000地図に表示した。町並がいつ頃の建物を主体として構成されているかを知るためである。①江戸末～明治末、②昭和初～戦前、③戦後の三グループに分類して分布図を作成した。調査地区は天保8年の大火で全焼したという記録があり、調査した結果、天保8年以前に遡る町家遺構はなかった。また、明治末期頃までは、町家は伝統的な様式を保持していると考えられた。そこで江戸末から明治末を①グループとした。後述するように軒高が高くなり、庇の取付がかわるのは昭和初期になるので、これ以降を②グループとした。②グループの正面構成は伝統的様式を保持している。大正期の建物は過渡的な様式であるが、正面構成全体から判断して①グループにいれた。③グループは戦後しかも比較的新しい建築のグループで、伝統的様式を無視した建物であるが、このグループのうちには、ここ二、三年の町並保存の気運が高まってくる中で、新築であっても伝統的様式に留意して、町並景観に調和させようとした建築がある。

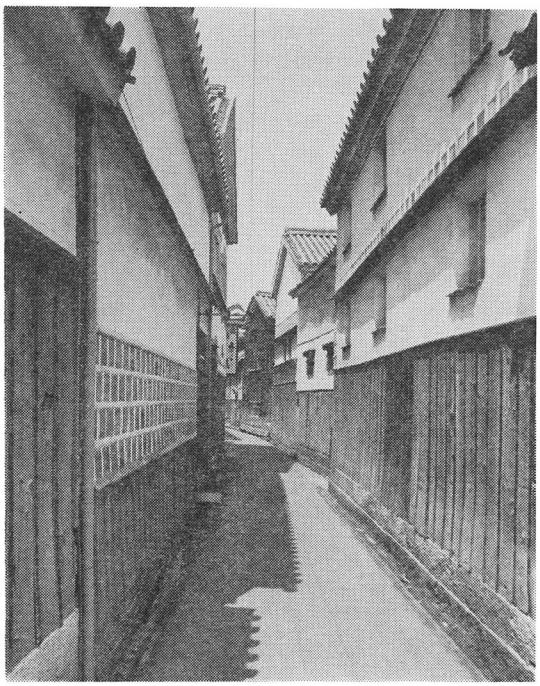

2—12　倉敷の町並

建物時代別の分布は、説明してきたように、建物の建設年代そのものよりも様式の移りかわりを考慮した時代別の分布である。建設時代と様式的特徴は必ずしも合致していない点もあるが、一致させて考えても町筋全体の建築の年代分布を考察する上では支障はない。

建物構造体別分布図[*8]は道路に面する建物がどういう構造で建てられているかを、①木造、②木造モルタル、③鉄骨・鉄筋コンクリート造の三グループに分けて作成した。町並全体の構造、材質感の基礎などがわかる。この図によって、古い町並景観ののこっている町筋では、鉄骨・鉄筋コンクリート造などの構造を持つ建物が、どの位置にどれ位の量感を持っているかなどがチェックできる。

建物階数別分布図[*9]は軒高実測と重復する面もあるが、軒高・庇高の実測範囲は調査地区の一部分であるので、調査地区全体について建物の階数を、①平屋、②中2階、③本2階、④3階、⑤4階以上の5グループに分けて分布図を作成した。②と③のグループに明確に区別できない中間的高さの2階があるが、適宜②か③に区別して地図に表示した。細かく言えば正確さに欠ける面もあるが、町並全体の性格を知ることはできる。階数別分布図によって、町並の高さについての考察ができる。併せて電柱・標識等の位置を表示した。

建物正面様式別分布図[*10]は建物の正面が、高山の町並景観の中で調和したデザインかどうかを基準にして、①伝統的な町並景観をつくり出しているもの、②町並景観の中で調和していると考えられるもの、③伝統的な町並景観とは異なるが、現状では著しく不調和ではないので一応認められるもの、④高山の町並景観と著しく不調和なので、将来的には修景が望ましいものの4グループに分けて分布図を作成した。ファサードの評価は、現段階では個人の考え方の差によって評価が他少異なることが指摘されよう。しかし町並景観の全体の評価はほとんど差がなく、大きな状況をつかむためには個人差は無視できると考え、試みとして実施した。

建物用途別分布図[*11]は建物の用途を、①住宅専用、②店舗、③その他の3グループに分けて分布図を作成した。この分布図から町が住宅地なのか、商店街なのかなどの性格がわかる。

①グループの中には、現在住宅として使用されず、観光客を対象に公開施設となっている町家がある。このような町家はかつては住宅として利用されていたもので、現在は商品を並べて商売を行うという意味での店舗ではないので、公開施設であることを表示した上で、①グループに分類した。②グループのうち、観光客を直接の商売相手とするかどうかで、さらに2つに分類した。高山での町並保存が、観光とどのように関連しているかを知るためである。③グループは土蔵・屋台蔵などと、車庫・倉庫などの性格の異なる建物を含んでいる。

D　修景チェック

町並保存を考えた場合、各戸の、主として正面のどの部分をどういう風に改造すればよいかをチェックした。また町並景観として、デザインを工夫した方が良いメーター類・郵便箱・ショーウインドウなどを摘出しておいた。現状の町並正面図[*12]を参考としながら、景観整備をした場合の修景正面図[*13]案を作成してみた。

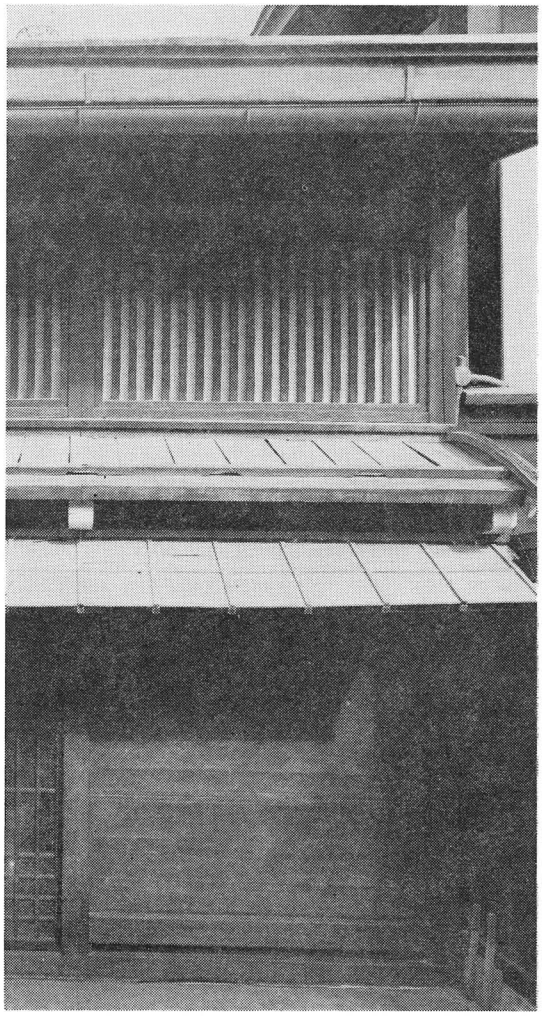

2—13—a　シトミ（外観）

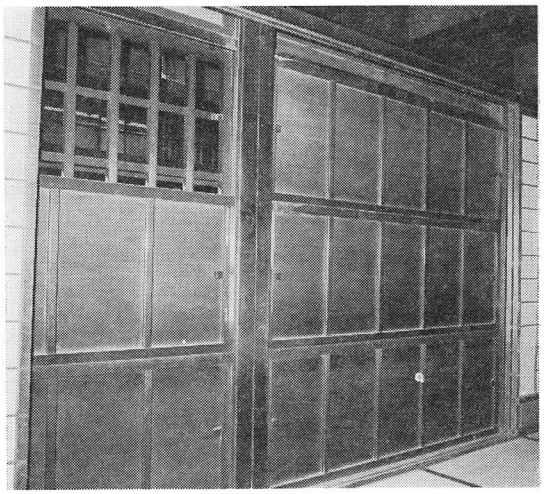

2—13—b　シトミ（内部）

＊8　図版3　建物構造体別分布図
＊9　図版4　建物階数別分布図
＊10　図版5　建物正面様式別分布図
＊11　図版6　建物用途別分布図
＊12　図版61・62　町並現状正面図
　62—aは建物のみの現状正面図
　62—bは開店している状況の現状正面図
＊13　図版61—d、62—d

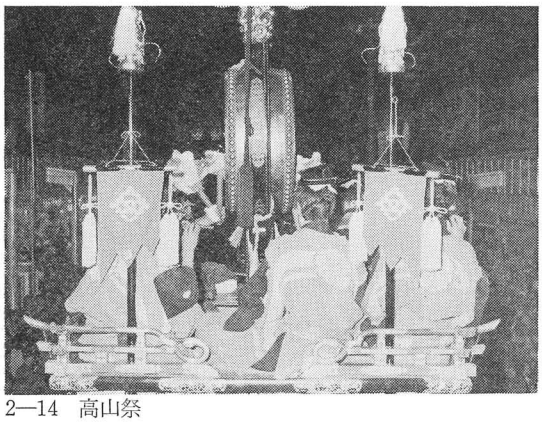

2—14　高山祭

＊14　図版60　恵比須台組平面図
＊15　図版61—b、62—a、62—b
＊16　図版61—c、62—c

E　町家調査

恵比須台組7棟・竜神台組4棟・上二之町2棟・大新町1棟・重要文化財松本家住宅の調査を行い、平面図・正面図・断面図・正面矩計図を作成し、正面の復原も併せて行った。以上の15棟は江戸末から明治末の代表例である。そのほか江戸末から明治末よりも様式的に一時代新しく考えた3棟について調査を行い、平面図・正面矩計図を作成した。補足調査の際に恵比須台組町並の全戸の正面の復原を行った。町家調査と前述の実測調査とによって恵比須台組平面図[＊14]を作成した。軒高・庇高の実測と断面矩計図を基礎とし、正面写真を参考にして恵比須台組町並正面図[＊15]を作成した。また町家の正面復原によって、推定復原正面図[＊16]を作成した。これによって町並の変化の概要をたどることができる。

F　史料調査

高山市郷土館に所蔵されている古文書を中心に調査を行い、必要なものは撮影を行った。

G　写真撮影

4×5版での撮影は、恵比須台組の各戸の正面、調査家屋の中で代表的な町家の内部、町並景観。35㎜では調査家屋の内部、調査地区の全戸の正面、正面細部、町並景観、朝市、宮川など高山のスナップを撮影した。

H　祭の調査

高山を著名にしている高山祭の状況を知るために、高山の秋祭に訪れ写真撮影等を行った。

I　聞取り調査

上三之町を中心として、昔の高山について、古老4人から聞取りを行った。また調査家屋のうち、改造が少くほぼ古い間取りのまま生活している4戸について、住い方の聞取りを行った。恵比須台組住民から町並保存運動の経過について聞取りを行った。また行政関係の資料の収集と聞取りを行い、都市計画構想、観光の動向、町並保存のための条例制定の概要などの説明を受けた。

J　懇談会

地元住民の保存についての疑問や、保存とこれからの生活について意見を交換した。また市当局が条例を定めていく経過や考え方についても市関係者と意見を交換した。

第二節　町　　並

1.　町並と町並景観

町並景観　古い町並がのこっているというとき、一般的には人々が道路を歩くときに、あるいは町を眺望したときに視野に入るすべてのものから構成される景観が、伝統的な雰囲気を保っていることを意味している。このことは、景観とともに、そこで生活する人々が培ってきた文化慣習などが一体となって古くからの町であることを実感させるという内容を含んでいる。このように町並という言葉には、景観だけでなく、その町の文化とそれを支えてきた人々の生活のイメージが重なりあっている。そこで、この報告の中では、町並と町並景観を次のように異った内容を指すことばと考える。

まず「町並景観」とは、道を歩いたり眺望したりするときに視野に入るすべてのものから構成される町の景観である。高山の場合、町並景観は道路と町家が主に構成する。ほかに看板・柵・塀・標識・電柱などの工作物、各家にある郵便箱・メーター類などの付属物や植栽、背景となる山までも含まれよう。伝統的町並景観がのこっているというのは、これらの構成物が歴史的に形成された一定の規律によって整えられ、統一感を持っていることであると言えよう。

町　並　次に「町並保存」と言われるときの「町並」という言葉は、町並景観と、町並景観を生みだした歴史的な営み、そこに生活した人々の伝統・慣習など、文化・社会生活との係り合いを含めて理解されるべきであろう。人々の生活は、町並景観を構成するもの—高山の場合、道路や町家—によって当然制約される。生活を含めた伝統的な雰囲気も、町並を保存することによって保存されるであろう。

町並をこう考えるならば、町並景観や人々の生活を制約する自然条件や歴史的条件、町並景観と生活を結びつけている状況などを明らかにしなければならない。まず町の性格を決定づけた歴史がある（この報告では第一章に述べている）。例えば「城下町であった」とか、「宿場であった」とかの歴史がある。これに加えて、「道路を広げた」とか、「橋を架けた」とか、「火災があった」とか、町のパターンに関係する歴史がある。こうした歴史の研究を経て現在の町並の状況はどうであるかが明らかにされよう。

また、歴史や自然の中で人々がどのように生活を送ってきたのかを探る必要がある。町のパターンはかわらないとしても、町の中心街が移行したりして住民の生活はかわってゆく。四季折々の生活も生活様式の変化の中で自ずからかわってゆく。こうした変化にもかかわらず、町並がのこってきた状況を明らかにすれば、町並景観を

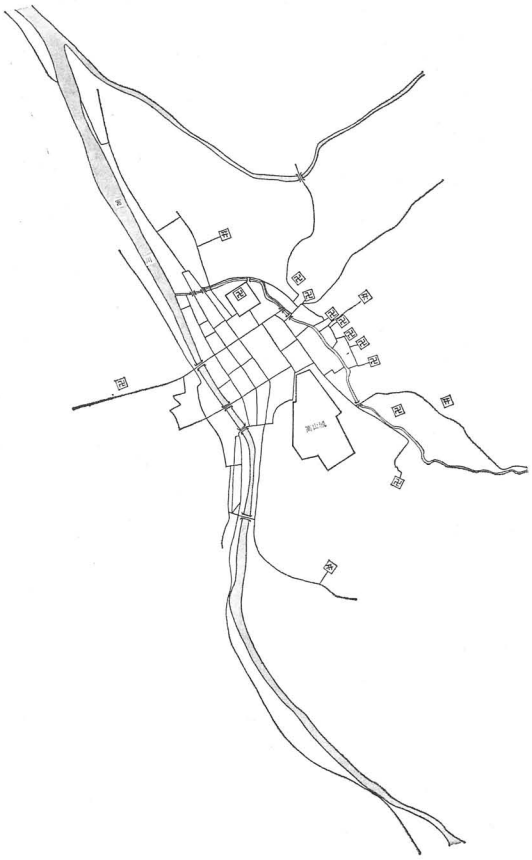

2—15—a　高山の道路パターン（元禄頃）

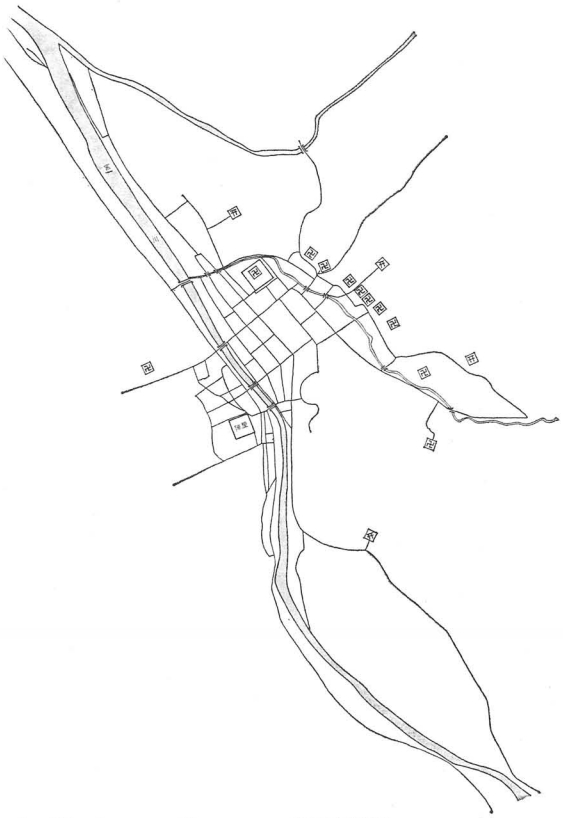

2—15—b　同　（江戸末頃）

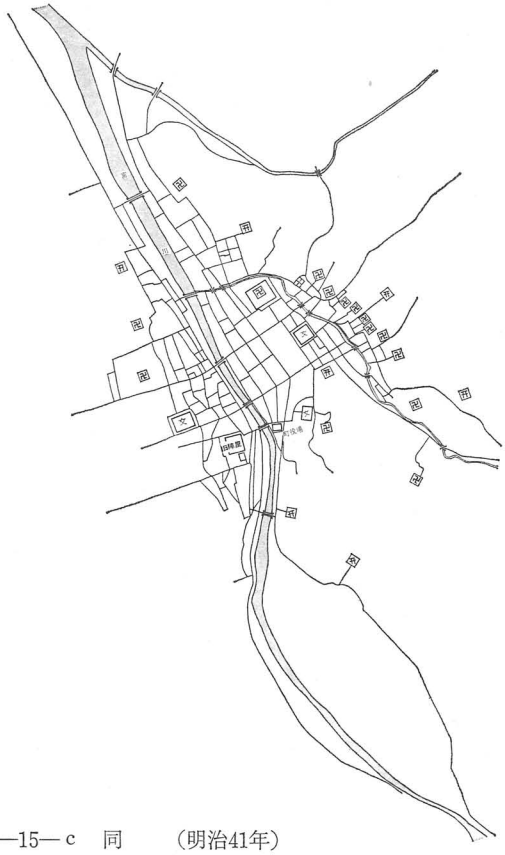

2—15—c　同　　（明治41年）

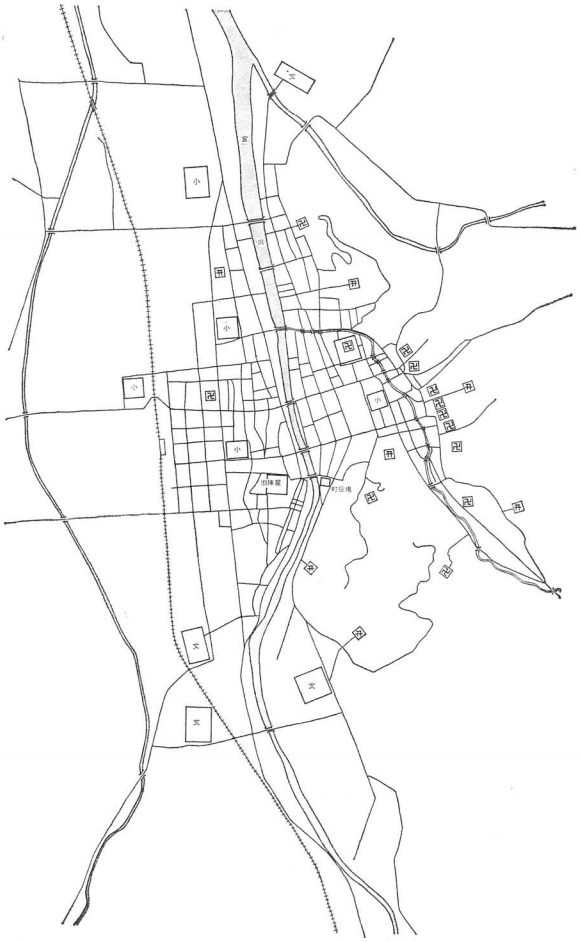

2—15—d　同　　（昭和10年頃）

のこす方向も見出すことができるだろう。

2.　町並の性格

道路パターン　高山市は旧高山町と周辺４箇村が合併して生まれた都市である。旧高山町は金森氏の城下町を基礎にして発展した町である。現在の市街地は宮川によって大きく２分されている。東の市街地と、西の市街地のうち宮川沿いの一部が旧城下町である。宮川以西の市街地は明治頃までに次第に拡大していったもので、大正頃には国道41号線が市街地の西を限っていた。昭和９年の国鉄高山本線の開通で、市街地はさらに西へ拡大した。

高山は「小京都」と呼ばれるが、格子状の街路パターンはなく、南北通りを主軸とする町筋と、南北町筋を連絡しあう形で東西道路を通すという街路パターンをもち、この街路パターンは現在にまで受継がれている。とくに東の市街地では城下町の街路パターンは基本的にかわってはいない。町が西に向かって拡大するのに伴って、東西道路が拡大されたり新設されたりして、単なる連絡道路よりもその機能が高まってきている。国道158号線（安川通・昭和20年拡幅）や本局通（昭和19—20年拡幅）がそれで、従来からの南北軸に対して、東西軸をかたちづくっている。かつての南北の町筋は、新しい東西筋によって分断されている。

町の地域割は、東の市街地では城下町の地域割を踏襲し、西の市街地では宮川沿いを除くと地域割ははっきりしていない。東の市街地は三町筋と呼ばれる商人町が核となり、北に大新町と、南に宮川東岸の川原町がある。本町筋は三町筋と平行して宮川西岸にある。これらの南北町筋のブロックとは別に高山駅前に商業ブロックがあり、この２つのブロックを東西道路で連結している。高山市は上に述べてきたように拡大し、構成されてきたと考えられる。陣屋は三町筋・本町筋・川原町筋の南北通と東西道路の結節点に位置している。国道158号線と本局通の東西道路も商店街になっている。三町筋は、国道158号線によって上町・下町に分かれ、上町は本局通によってさらに北と南の２つのブロックに分断されている。

調査地区の道路　道路幅は、上一之町７ｍ前後、上二之町北半部５ｍ前後、上二之町南半部は８ｍ前後、上三之町のうち恵比須台組では3.2ｍ前後、竜神台組では3.5ｍ前後、片原町は５ｍ前後であり、現在はすべてアスファルト舗装されている。道路幅は上一之町と上二之町南半部が広いが、上一之町は昭和29年、上二之町南半部は昭和24・25年の拡張である。とくに上二之町南半部は電々公社ビルの建設に伴って道路幅が大きくかわっている。他の地域では道路幅は旧状を維持している。

道路パターンは、公民館（旧高山市役所）を結節点として南北筋が

扇状に拡がる。本局通で分断された南北筋は、ここで西北へ折れて三筋平行する。本局通より北では三町筋に加えて、宮川沿いに片原町筋がある。国道158号線（安川通）より、下三町筋でやや収束しながら江名子川に向う。

宅地割　宅地割をみると、三町それぞれに特徴がある。まず明治6年の地割図[*1]を考察する。この絵図に記載されている上三町筋の各家の間口を表2—15にまとめた。この間口は敷地間口と考えられ、建物間口ではない。ただし、小・中規模の家の間口は敷地と建物の間口はほぼ一致する。表から、間口4間半以下の家の棟数をみると、上一之町・上三之町では各町の全棟数の約5割から6割、上二之町では3割から4割であるのにくらべて片原町で約7割あり、小規模な間口の家が多い。また、間口八間半以上の家の棟数をみると上一之町・上三之町では約1割5分であるが、上二之町では約4割、片原町では約1割である。上二之町には広い間口の家が多く、片原町では少いことがわかる。上二之町では間口が広い家が多いので、棟数が少い。

現状の宅地割をみると、間口13間半を越える家は、上一之町1棟、上二之町6棟、上三之町4棟、片原町にはない。これら11棟のうち6棟は造り酒屋、2棟は公開施設、1棟は旅館である。間口8間半以上の家は上記の商売柄広い家と、その他の二・三の例があり、明治6年の宅地割にくらべれば三町全体に減少し、広い間口だった家は分割されて、現在では4間半～8間半に集中する。片原町は旧規の傾向に加えて、分割が進んだ結果、小中規模の間口の家が多い。

恵比須台組では、明治6年の地割をみると間口20間2尺の家が1棟あり、桁はずれて広い。この家の向いに9間1尺6寸の家があって、この2軒がほぼ町並の中央に位置し、その両脇に小中規模の家が並ぶ。この状況は現在もかわっていない。間口8間半から13間半の家が分割され、間口4間半以下の家になっていることが表2—17から読みとれる。

敷地の間口に対して、主屋の占める間口をみると、現状の敷地の間口七間半以下の家では、敷地の間口と主屋の間口は一致する。敷地の間口七間半以上になると、主屋を敷地間口一杯に建てない例がでてくる。この場合、土蔵や塀が道路に沿って建っている。現在では駐車場等になって道路に面して建物の建たないところもある。

軒　高　調査地区のうち、恵比須台組・竜神台組・上二之町北半部で、道路に面する建物の軒高を実測した。町家主屋・土蔵・屋台蔵・塀、近年の建築である住宅・倉庫などを含めて約100棟ある。建物の高さがかけ離れて高い、鉄筋コンクリート造・三階建などは実測を行っていない。実測した軒高は、道路面から垂木先端の下ま

＊1　高山市立郷土館蔵「筑摩県第二十五大区第二小区飛騨国大野郡高山町之内　一之町　二之町　三之町　片原町　神明町　三百分之一簾絵図　二枚之内上　明治六年七月」

	—4間半	4間半—8間半	8間半—13間半	13間半—
上一之町	47	23	7	6
	56.6%	27.7	8.4	7.2
上二之町	23	14	19	5
	36.5%	22.2	30.2	7.9
上三之町	36	22	8	2
	52.9%	32.4	11.8	2.9
片原町	48	15	5	0
	70.6%	22.1	7.4	0

2—16　間口規模別棟数分布表（明治6年）

	—4間半	4間半—8間半	8間半—13間半	13間半—
明治六年	9	11	3	1
	37.5%	45.8	12.5	4.2
現　在	15	9	0	2
	57.7%	34.6	0	7.7

2—17　恵比須台組明治6年と現状の間口規模別分布表

	恵比須台組		竜神台組		上二之町	
	棟	%	棟	%	棟	%
3.1m未満	2	8	1	2	3	11.1
3.3m—4m	14	56	23	45.1	10	37.0
4.1m—5m	3	12	8	15.7	6	22.2
5.3m—6m	4	16	5	9.8	4	14.8
6m以上	2	8	14	27.5	4	14.8
計	25		51		27	

2—18　調査地区内の3地区別軒高分布表

2—19　電々公社ビル

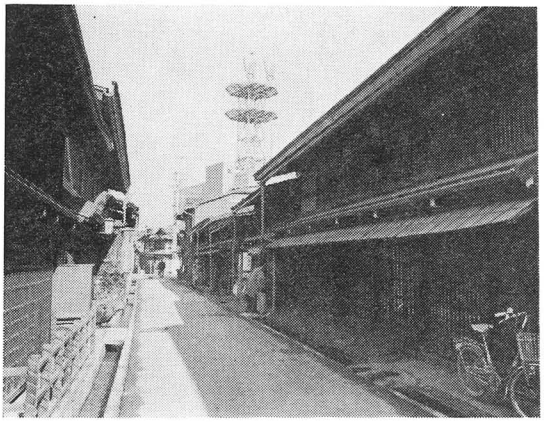

2—20　町並景観をこわすパラボラアンテナ

での高さである。実測値を3地区にわけて、表2—18にまとめた。3地区とも軒高が3,3m～4mに集中している。軒高と建設年代の関連をみると、大体時代が下ってくると軒高が高くなる傾向がある。高山では軒高3.3m～4mは江戸末期から明治末期、4.1m～5mは明治末から昭和初期、5.3mを越すものには戦後の建築と土蔵などの古い建築がある。恵比須台組の6mを越す2棟は土蔵と屋台蔵であり、竜神台組・上二之町の6mを越える建築は鉄筋コンクリート造や木造モルタルが多い。

この3地区は、調査地区の中では道路幅がせまく、全体の軒高も揃うので、落ち着いた町並景観を保持している。なかでも恵比須台組の景観には統一感がある。

分布図にみる町並　各種分布図をもとに町並の性格を考える。

A　建物時代別の分布

①　江戸末から明治末グループが集中しているのは、恵比須台組・竜神台組・上二之町北半部・片原町北半部・上一之町北半部がある。すなわち全体としては、本局通より北の上三町筋・片原町・恵比須台組町筋に集中している。②　昭和初期グループが多いのは、東西道路の本局通で、これは道路拡幅が実施されて、商店街になったことによる。本局通には、土蔵を除くと①グループに属する建物はない。③　戦後グループが多いのは国道158号線沿いと、上二之町南半部で、前者は道路拡幅後の新しい商店街であることによるし、後者は道路拡幅による建替えと、電々公社ビル建築等、このグループの建築の占める割合が多いからである。調査地区全体については、①グループが現在の町並景観をつくりだす支配的な建物であり、②グループは商店街に多い。角に建っている建物は道路拡幅のために新しくなっているものが多い。角に建つこれらの建物は町並景観のポイントになる位置にあるが、すぐれたデザインのものがない。

B　構造体別の分布

①グループの木造が調査地区全体に圧倒的に多い。とくに恵比須台組・竜神台組・上二之町北半部・上一之町に集中する。②グループの木造モルタルが多いのは片原町で、①グループと混在する状況を示す。③グループの鉄骨・鉄筋コンクリート造は上二之町南半部にある。角の建物は②・③のグループに属するものが多い。

この分布図から、調査地区は木のテクスチャーで町並景観をつくり出していることがわかる。建物時代別の分布と重ねてみると、時代別①・②グループはすべて構造体別①グループで、時代別③グループは構造体別①・②・③グループに分かれる。

構造体別の分布で木造が圧倒的に多いことは、火災によって町並が消滅に至る危険があり、防災対策が緊急に、万全に実施されなけ

ればならないことを示している。

C　階数別の分布

②グループの中二階建が全体に多く、とくに恵比須台組・竜神台組・上二之町北半部に集中する。次に多いのは③グループの本二階建で、①グループの平屋、④・⑤グループの三階以上はすくない。②・③グループを併せると調査地区をほぼ覆うことになる。このことは町並景観として階高がほぼ揃っていることを示している。三階以上の建物が少いので、周辺の山々が町並景観の背景となる。

時代別の分布と構造体別の分布を重ねてみる。まず時代別①江戸末から明治末グループは、階数別②中二階グループと対応し、時代別②昭和初期グループは階数別③本二階グループと対応する。時代別③戦後グループには、階数別①～⑤グループのすべてがあり、決った階高にするという規律に従って建てられていない。つぎに構造体別との関連は①木造グループは①平屋・②中二階・③本二階グループと重なる。②木造モルタルグループは③本二階グループと対応する。③鉄骨・鉄筋コンクリート造グループは③本二階グループか④三階・⑤4階以上のグループになる。

D　正面様式別の分布

景観に調和している①グループと②グループがもっとも集中しているのは恵比須台組で、つぎに竜神台組・上二之町北半部がある。③グループは上一之町・片原町に多く、④グループが目立つのは上二之町南半部である。

時代別と構造体別の分布を重ねると次のようなことがわかる。まず①グループの多い地区は時代別①グループが多い地区で、構造体別①グループ、階数別②グループの多い地区である。一方時代別①グループ、構造体別①グループが多いのに、調和別分布では②グループが多いのは上一之町・片原町で、ここでは古い木造で中二階の町家ではあるが、建物正面の改造が進んでいることを示している。

また時代別分布では③グループで、構造体別グループでは①・②・③グループに属していながら、調和別では①や②に属する建物がある。例えば、構造体は鉄骨でありながら、町並景観と調和していると考えてよい建物があることである。これは周辺の町並景観に調和するデザインを採用したためである。こうした新しい建物であっても町並景観に調和している例があることは、デザインの工夫によって町並保存が可能であることを示している。このことは、新築・改築に際して、デザインのチェックをする仕事が重要な課題であることを示唆している。

E　用途別の分布

住宅が多いのは上二之町南端部と片原町である。恵比須台組・竜神台組・上二之町北半部・上一之町には店舗が多い。さらに観光客

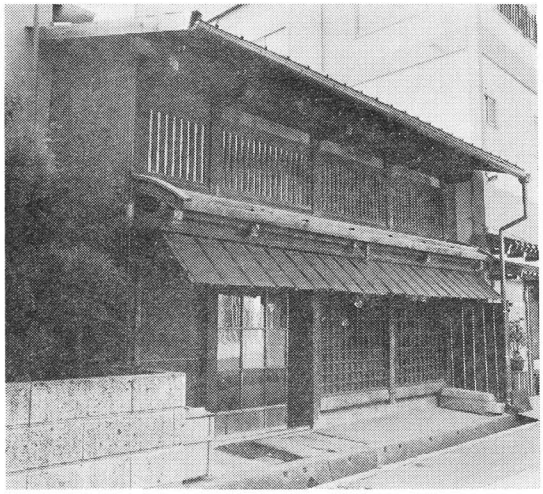

2—21　軒に腕木を出す町家

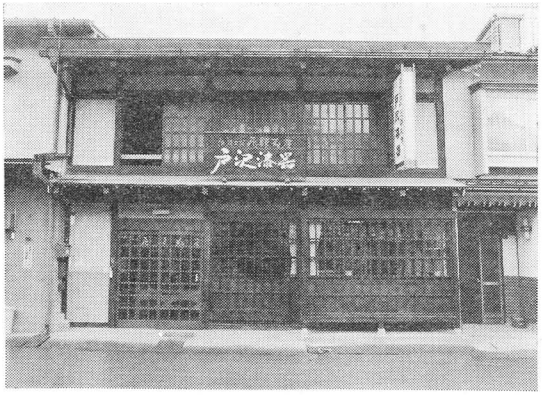

2—22—a　町並に調和する看板

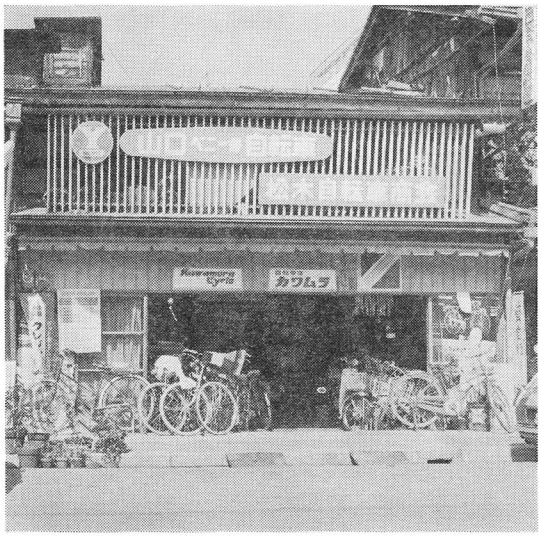

2—22—b　町並に調和しない看板

との係り合いをみると、恵比須台組・竜神台組・上二之町北半部に観光客を相手とする店舗と公開施設が多い。東西道路は商店街で、住宅がすこし混る。調査地区全体としては店舗が多い地区という性格が強い。しかも現状では観光と結びついた店舗が多い地区と言える。観光客を相手とする店舗が増えたのは、ここ二、三年のことで、町並保存の努力が評価され、それが結実し、観光客が訪れるようになったからであろう。

3. 町並景観の分析

道路と町家　高山の町並景観は、主に道路と町家、その他の建築物で構成されている。まず道路と町家について述べ、次に工作物・付属物についてふれる。町並景観の現状の性格を明らかにして、最後に町並景観の変化を考察する。

道路については前項に述べたように、恵比須台組・竜神台組・上二之町北半部が旧状を維持して狭く、上二之町南半部・上一之町では拡幅されて広い。道路にはそれぞれ側溝がある。恵比須台組では清流が流れていて景観の1つのポイントになっている。公民館前にも広い水路があり、水量が豊富で付近一帯に一種の雰囲気をつくり出している。

道路パターンは前項ですでに述べた。調査地区の道路はゆるくカーブしているもののほぼ直線で、高低差もほとんどない。道路は南北4筋あるが本局通で分断され、ここでやや北西に折れるので8筋あると考えてもよい。道幅はそれぞれ約3m～5mであり、まとまった景観をつくり出す。屋根伏をみると、瓦棒トタン葺が多い。けれども道路に立ったとき屋根面は視野に入ってこない。というのは屋根勾配が2寸7分～8分ほどとゆるく、さらに軒先にせき板が取付けてあるためである。したがって町並景観としては、屋根葺材はほとんど問題にならず、深い軒の出と各町家の正面の連続していることがもっとも重要視される。

町家は木造で平入り、中二階建が多い。正面の建具は現状では格子とガラス戸などである。格子は高山独特の形状を持ち、景観をつくり出す重要な要素となっている。一階・二階とも壁は部分的にしかなく、木のテクスチャーと色が景観を支配する。ところどころにある土蔵の白壁が、木のテクスチャーと色調に変化を与えている。

道路と軒の出・庇の出の関係についてみると、軒の出は4尺程で深く、道路・軒高・軒の出の3者の関係は人間的スケールの落ち着いてまとまった空間をつくり出していている。つぎに庇の出は3尺程と少く、軒の出の内に納まる。庇の高さがよく揃っていることと庇のデザインがほぼ統一されていることが景観にまとまりを与えている。

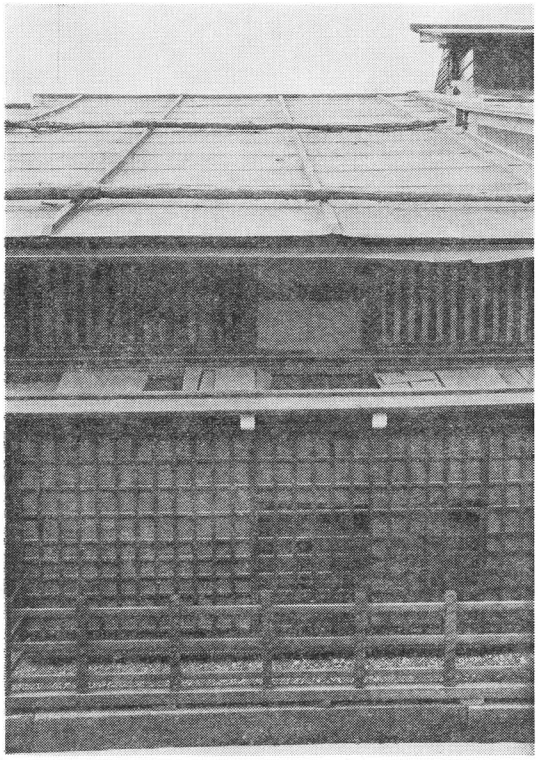

2—23　町家の正面

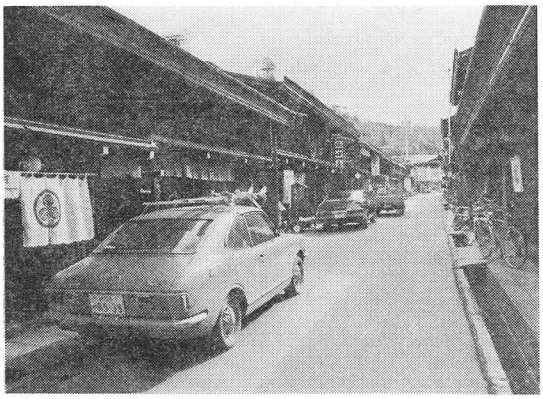

2—24　町並

町家は道路に沿って建ち、その前面はほぼ揃っている。土蔵・屋台蔵は道路から奥まって建ち、塀は道路境にあるので、その付近は出入が多く、町並景観は変化に富む。町家が続くところでは、枠組出格子があるため多少の出入りはあるが、建物の前面は揃うので、変化は少い。

高山の町並景観は、道路と町家との秩序ある関係、町家のデザインの統一性などによって保たれている。町家のデザインは同じ基調の上に成り立っているが、個々の家のデザインはそれぞれ特徴をもっている。同じデザインの繰返しは、統一感よりも単調さにつながるであろう。個々の家の個性あるデザインと、全体として均質なデザインを基調としていることが、高山の町並景観を魅力あるものにしている。

色　調　町並景観を考えるとき、色調による統一感を無視することはできない。けれども、色調については十分な調査を行っていないので、ここでは気付いた点をあげるにとどめる。

町並景観の基礎になっているものは、風化した木の材質感と、黒っぽい灰色（仮に以下古色と呼ぶ）である。落ち着いた古色に変化を与えているのは、庇腕木先端の木口に塗った白土である。町家の正面には壁は少いが、少いだけに白壁は色調の変化のポイントになっている。

落ち着いた古色は、白木のまま年月を経たものではなく、各種の塗料によるものである。例えば春慶塗のこしかすを柱・建具に塗るし、ベニガラとススをまぜた塗料もある。これらの塗料とイロリのススのいぶしとで、長い間に木材は栗色の色調にかわってゆく。

こうした塗料や、庇腕木先端の木口に塗った白土などは、禁令に触れる材木を使用しているのを隠すためとも言われる。

昭和初期以前の建物は、上に述べてきたような有機質を基調とした色調であるが、最近の建物はこうした伝統的な色調とは全く異る。モルタルの壁やアルミサッシの銀色、赤や青のトタン等を用いた屋根・雨樋など、無機質・金属質の色感をもつ建物が多い。

町並景観にまとまりや、変化を与えている他の構成要素を抽出してみよう。

視　点　町並景観は、視野の遠方や焦点となるところにシンボルとなる物体があると、そのまとまりがつき、統一感が強くなる。恵比須台組の町並では、南端で道路がT字形に交叉する地点に、伝統的様式による家があり、この家が焦点となっている。北では道路がやや折れ曲るので、同様の効果が得られている。調査地区内の他の道筋では、このように視野の焦点に、顕著な物体がある状況は認められない。恵比須台組は、このように視野のまとまりがあるという好条件に恵まれていると言えよう。

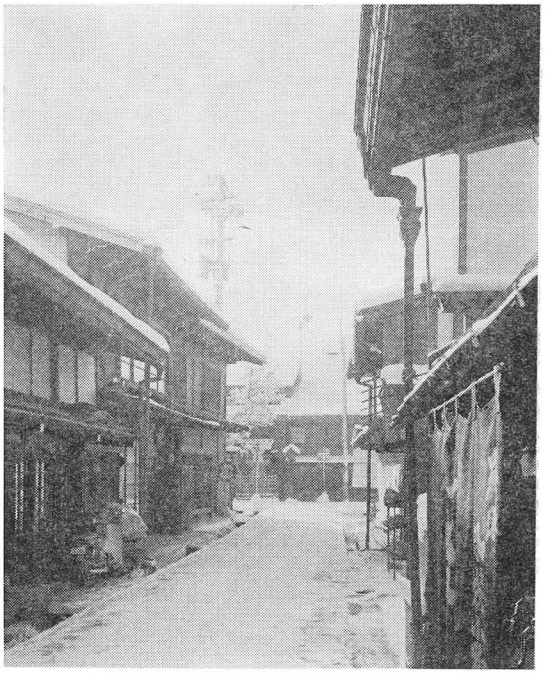

2—25　視野をまとめる町家

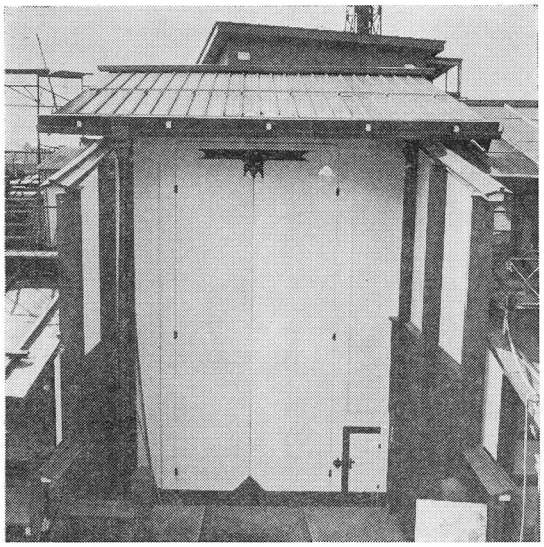
2—26　屋台蔵

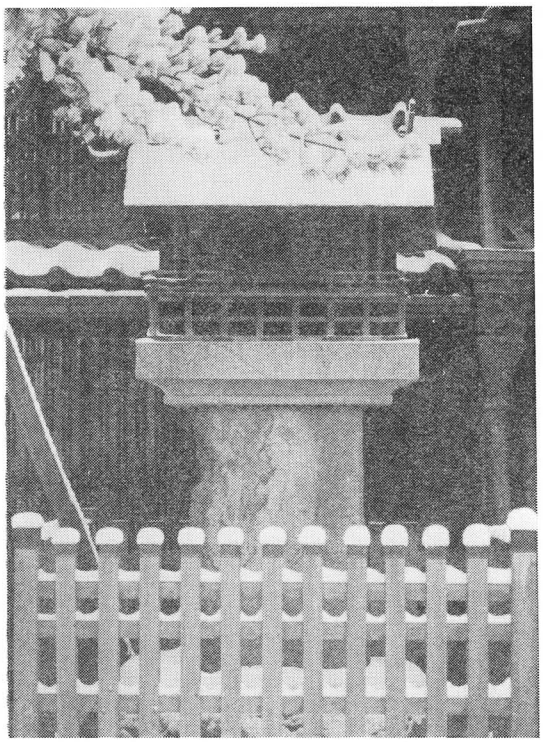
2—27　秋葉社

点景物　高山の町並景観にふさわしい点景物として、屋台蔵と秋葉社がある。屋台蔵は間口にくらべて高さが目立ち、前面が土蔵風で白壁であるので、中二階建の町家が並ぶ中では際立つ建物である。また屋台を曳き出すスペースを屋台蔵の前にとるので、屋台蔵は道路から奥まって建つ。このように屋台蔵は町並の中では特異な位置を占めているのに、町並景観と調和していると見ることができる。これは屋台蔵が、町並をつくり出している町家と同時代の様式の建物であるからである。また高山祭が高山のイメージの中で大きな比重を占め、高山祭の屋台が納っている蔵を、高山にふさわしい建物としてとらえることができるからでもあろう。

次に秋葉社は、度重なる大火を経験した町民が、火災の起らぬことを祈って建てたものである。石垣を積み上げて壇をつくり、その上に神明造の小さい社が置かれる。社は古めかしく、町民にとっては大火を防いできたシンボルであり、現在も崇められている。ひとつの町がひとつの秋葉社を祀っているので、高山の町を歩くところどころで見かける。点在する秋葉社は、高山の町並景観に趣きをそえている。

付帯要素　次に、町並景観を構成するもののうち、電柱・生垣・メーター類・ショーウインドウなど、本来この町並になかったものの取扱いについてのべよう。

大規模な間口の町家では内庭を持ち、それを塀で囲うことはあるが、その場合は塀が町並景観を構成する。最近では、主屋を道路からおくまって建て、その前に庭をつくり、前栽や生垣を設ける例がある。厳密に言えば、これらは高山らしくない要素である。しかし町並にそぐわない新しい建物を建てるよりはましであろう。塀を設ける場合には、町並にふさわしい形式・材料・高さ・色調など工夫したデザインであることが望まれよう。

町並景観を構成するもので、町家に付属するもの、例えば看板・メーター類・ガスボンベ・郵便箱・自動販売機・柵・犬矢来等について触れておこう。

まず看板を取り上げる。看板は伝統的な看板と、最近の看板との両者が見受けられる。前者は町並景観に好ましく、効果を増すが、後者は一般的には町家正面のデザインを破壊している場合が多い。後者の例で、例えば洋品店・理髪店・美容院などが新しいデザインで正面を作り、看板も町並に調和しないものをかかげている例が目立つ。住民の生活にとって必要な店舗ではあるが、必ずしも看板が町並景観と調和しないような新しいデザインである必要はなく、むしろ全体の町並景観にふさわしいデザインが考慮されるべきであろう。店舗のショーウインドウについても同様である。

メーター類・郵便箱・自動販売機なども、それぞれデザイン・色

調の工夫が必要である。高山では、例えばプロパンガスボンベを竹の柵で囲ったり、冷暖房機器を格子で囲ったりして、町並景観の統一感を維持する工夫をして、それに成功している。自動販売機・郵便箱なども町並にふさわしいデザインと色調があって当然であり、この点の工夫も見受けられる。例えば自動販売機を黒系統の色でまとめるとか、郵便箱を赤いボックスではなく、木製の箱で木地をみせて設けたりする例がある。

町家の前に設けている柵・犬矢来・敷地境に設けている柵などは、もともとは無かったと考えられる。柵・犬矢来は観光客などの増加によって、主屋の軒下スペースに観光客が入らないようにし、建物を保護する機能をもち、また敷地境の柵は各戸の敷地を明確にして、互いの独立性を明らかにしているように思われる。これらの工作物はほとんど木製で、町並景観に調和して設けられているので、現在見られるようなデザインを基調とするならば、特に問題はないだろう。

町並景観の変遷　町並景観の現状を述べて来たが、最後に町並景観の変遷について考察しておこう。まず、町家正面の復原によって得られる町並景観をもとに、その変遷を辿ることにする。

江戸末期の天保3年（1832）の大火災は、調査地区全域と下町の一部を全焼した。町の再建が始まり、伝統的に受け継がれてきた間取りと様式で次々と町家が建てられた。富裕な町人たちは、蓄積した財力を惜しげなく建物につぎこんだ。地割と道路パターンはほぼ踏襲された。土埃りが舞う道には、側溝に流れる水を汲んでの毎日の打水が欠かせなかった。新築した町家が道路の両側に並ぶ。軒高が揃い、正面はシトミの家ばかりであった。町家は前面の柱通りがどの家も揃っていて、各家の敷地を区別する境界には木の塀などはない。軒の出が深いし、妨げになるものがないので、軒づたいに歩けば、雨の日や雪の日には濡れずに町を通り過ぎることができた。町並景観に変化を与えていたのは大店の「おくみせ」正面に設けられていた出格子ぐらいであった。

商品の出し入れや、店を開けた時には、シトミが取払われ、「みせ」の正面は開放とした。通りを歩く人々は、「みせ」に並べられた商品をみることができた。「みせ」と「おえ」の境にあたる「どじ」には屋号を染めぬいたのれんがかかり、商い以外で家を訪れる人は、こののれんをくぐって訪問を告げるのである。

明治の中頃から末頃にかけては、維新の変化がやっと生活の変化として高山にもあらわれ始めた。戸締りに手間がかかり、暗いと言うことで、シトミは次第に減り、格子をはめ込み、内側に障子を入れる家があらわれる。格子は急速に普及して、格子が高山の町並景観を構成する重要な要素になってくる。

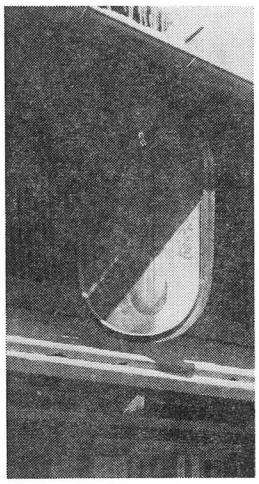
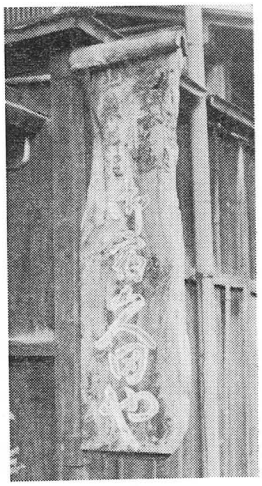
2—28　古めかしい看板

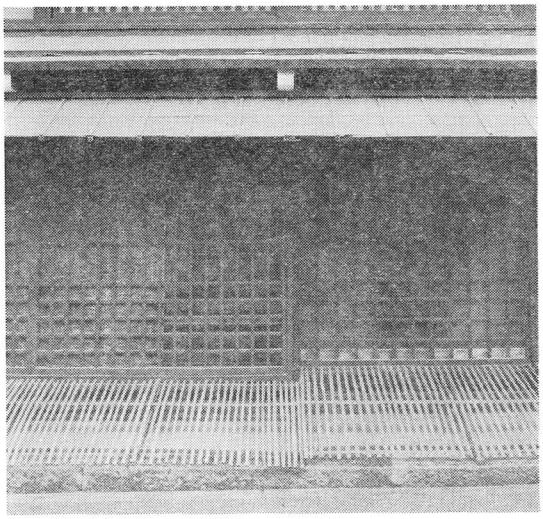
2—29　犬矢来

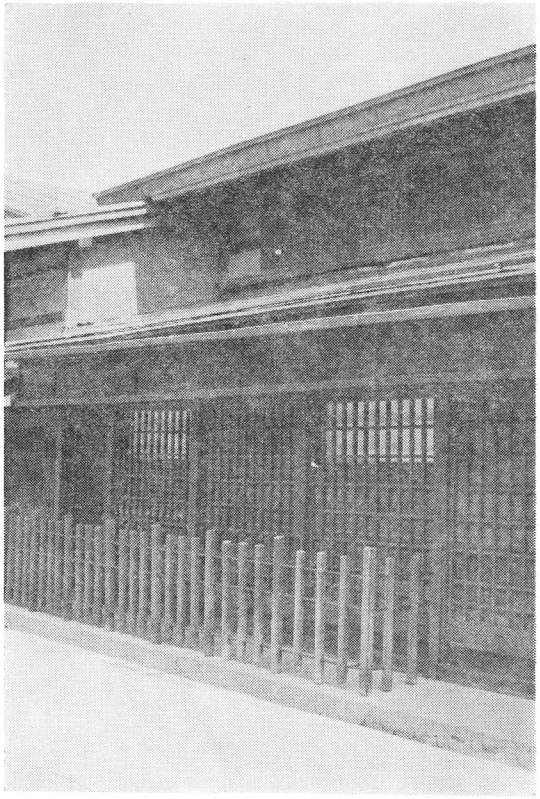
2—30　柵

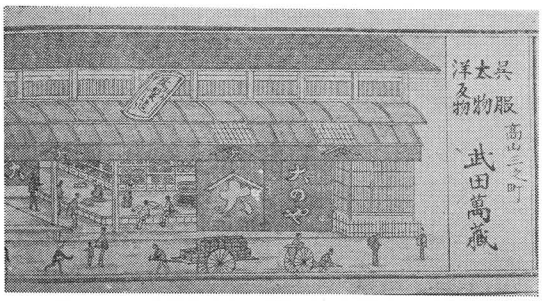

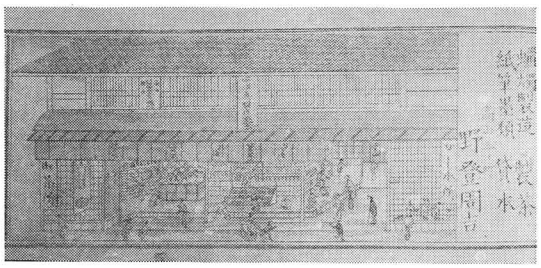

2—31　明治22年「商工技勢飛驒之便覧」にのる町家

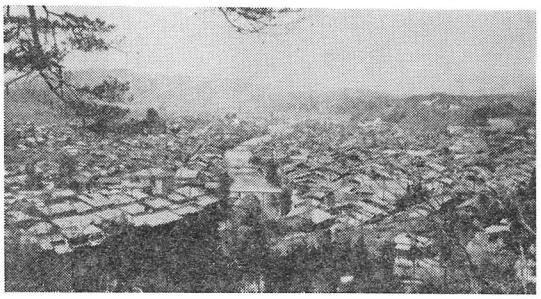

2—32　高山古写真（昭和初期）

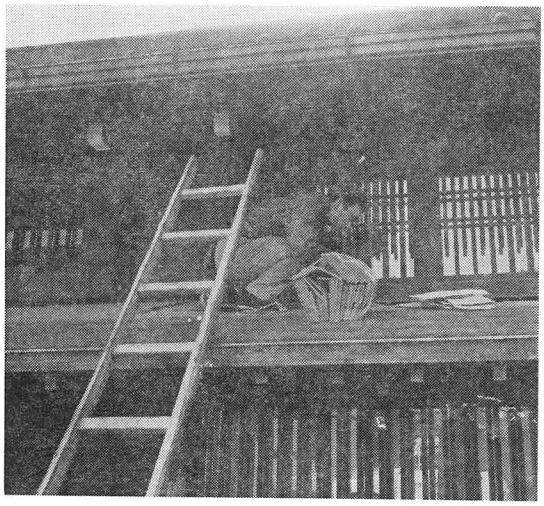

2—33　こけら葺の庇とふきかえ作業

中二階にある天井の低い屋根裏部屋は物置や使用人の寝る部屋であった。この部屋は次第に家人が生活する部屋にあてられるようになる。新築する家では軒を高くし、中二階の天井を上げて部屋をつくるようになった。中二階が高くなるほかは、一階の間取りに変化はなかったし、「おえ」の吹抜も受け継がれた。

昭和初めに高山市となり、高山本線が開通すると、新しい文化と生活様式が急速に高山に及んでくる。中二階は本二階となって部屋がつくられ、二階の格子はなくなっていく。

高山本線の開通以後、商業活動の中心が三町筋から宮川西岸へと次第に移り、三町筋ではかつて繁栄した町の面影は薄れていった。商売をやめる家が増え、昔の店舗は住宅へと変化し、いわゆる「しもたや」が並ぶひっそりとした町になった。地割も道路も大きな変化はなく、町並景観は昔の姿を保った。

太平洋戦争終戦の前後に、道路が各所で拡幅され、しばらくは土埃りが舞っていたが、次第にアスファルト舗装にかわっていった。新しい道路も設けられ、宮川に橋が新たに架けられた。新しく拡幅された道路の両側には、伝統的様式の町家もあったが、新しい様式の商店が建つ方が多かった。また昭和22年には消防法が改正され、防火のために一斉に板葺からトタン葺へとかわっていった。昭和初期に本二階になるという町家の変化があったし、戦争直後の道路の変化・屋根葺材の変化は町並景観を大きくかえてはいるものの、高山の町並は決定的には崩れずに昔ながらの雰囲気を保った。

新しい生活様式は格子戸をガラス戸にかえた。大戸が取払われ、ガラス戸の引違いを採用する家が増えていった。「みせ」にはショーウインドウが設けられ始めたし、古くからの看板も、宣伝効果を大きくするため新しい看板にかわっていった。町家の前面を覆ってしまう巨大な看板を掲げる家も多くなった。伝統的な様式とは異なる、どこの町や都市にも見受けられる店舗や住宅が建てられていった。それは建築基準法や都市計画法によって、従来の伝統的様式による新築は不可能であるという面もあった。車の普及によって車庫や駐車場をつくる必要が生じ、古い町家が取壊わされたり、改造されたりしていった。

昭和30年代までは町並の変化はゆっくりしたものであった。急激な変化の徴候は30年代後半からである。全国各地で新しい都市づくりが進められ、同じような景観の都市が各地に生まれて、その傾向が高山にも及んだ。けれどもこの時期は、一方では観光客が訪れ始め、高山の良さが語られるようになった時期でもある。商業活動の中心が移ったことは、古い町並景観が決定的には壊わされなかったひとつの要因であった。

急激な変化の徴候は常にみられたが、古い町並のよさがわかってくると、町並景観を維持しようとする努力が住民の間で払われるようになった。このことはすでにみてきた。近年では新築であっても、古い様式のデザインを採用している家が見受けられるようになっている。

保存の方向　高山の町並景観は、近年まで伝統的な雰囲気を保っていた。急激なテンポの変化は、昭和30年代の末頃からである。これまで述べてきたことからわかるように、高山の町並の変化は、ゆるいテンポで進んできた。市街地の発展、道路の改良、新しい生活様式も、しだいに町並の変化の中へ溶け込みながら、吸収されてきた。

景観にそぐわない新しいデザインや建物の形態は、自ずから取捨選択されてきた。町並景観と異なるデザインで建物を新築したり、改築することは考えにくかった。高山では、このような住民同士の暗黙の了解が他の諸都市にくらべて近年まで生き続けてきた。不文律の了解事項を押し流す程の強さと速さで町並の変化の徴候が見られるようになったとき、住民はこの了解事項を、町並保存についての規約として明文化し、町並保存会を結成した。

現在の時点での町並保存の考え方の一つとして、伝統的な町並景観をこわす急激なテンポの変化を止めて、町がゆっくりと変化してきた、そのテンポをこれからも維持してゆこうとする方向がある。このような町並保存においては、これまで不文律であった了解事項を明確にして、町づくりをしていくことになろう。

高山のこれまでの町並の変化と、町並保存の方向は、こうしたことを教えてくれているように私達には思われるのである。

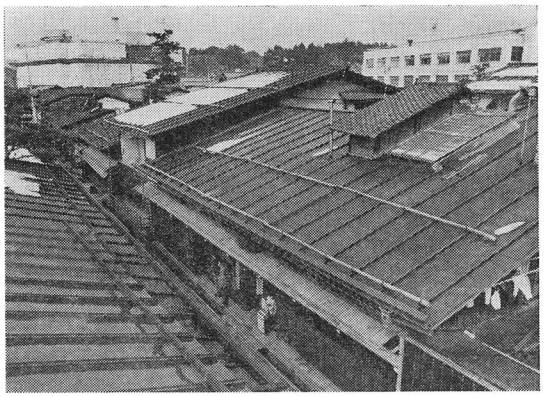

2—34　町並に調和しない建物の遠望

第三節　町　　家

1. 概　　要

年　代　数度の大火のため、高山では18世紀に遡る町家遺構はない。最も古いと考えられるのは、重要文化財松本家住宅（川原町）で、19世紀初期の建物である。調査地区は天保3年（1832）の大火に見舞われていて、全焼したと言伝えられている。調査した約40棟の町家はみなこの大火後の遺構であった。このうち10棟が江戸末期、20棟が明治、10棟は昭和である。このように調査した町家の建築年代が江戸末期から明治に集中しているため、江戸時代を通じて高山の町家の時代的変遷を考察することができない。また調査した江戸末期から明治の30棟についても大きな変化はなく、間取り、正面外観、構造、細部についてみてもひとつの時代区分に属すると考えた方がよい。明治末期まで伝統的な間取りや建て方が受け継がれていたのであろう。

昭和初期以降の10棟のうち、3棟は昭和初期の代表例と考えられる町家で、他は最近の建物である。

敷地計画　各戸の敷地は、道路に面して短冊状に宅地割が行われている。建物配置は、道路に面して奥行の深い主屋を配置する。多くの家では土蔵を持ち、主屋からやや離して裏手に建てる。敷地間口がとくに大きい家では、道路に面して主屋と土蔵とを配置する例と、主屋と庭を配置する例がある。

町家主屋は切妻造・平入りで、正面全面に出の小さい庇をつけるのが普通である。入口は南側に設けるのが原則で、この原則は調査地区内ばかりでなく、高山の古い町家について全域で認められる。入口を南側に設けるのは、城の大手の側に設けたとか、京都側に設けたとか言われるが確証はない。

新しい建築の場合も、だいたい旧規に則して南側に入口を設けているが、北側にある家も一部に見受けられる。古い家で入口が北側にある家は数軒ある。もと道の東側にあった家を西側に移築したために入口が逆になった例や、敷地北辺が道路に対して斜めになっている場合、南側に矩形の部屋をとるために、土間を北側に設けざるを得ないので、入口が北側になった例など、特殊な事情による。こうした数例はあるが、入口を南側に設ける原則は守られてきたと考えてよい。町家の入口の位置が同じ法則をもって並ぶと同じパターンの町家正面が繰返すことになる。こうしたデザインの繰返しも町並景観の特徴のひとつであろう。

2. 間取り

町家の間取りは、片側に通り土間（高山ではどじと呼ぶ）を持つ、

	三間半以下	三間半—四間半	五間—六間	六間半以上	その他	計
恵比須台組	7	6	4	3	8	28
竜神台組	15	7	4	1	26	53
上二之町	12	8	1	5	28	54
上一之町	19	7	0	0	31	57
片原町	25	4	0	0	41	70
計	78	32	9	9	134	262

2—35　調査地区内間口規模別分布表

他の町にも多くみられる間取りである。入口南側の原則から通り土間は南側にある。ごく最近の新しい家は、伝統的な間取りではなく、通り土間を持たないものが建てられている。調査した40棟のうち新しい家をのぞく28棟の間取りをみると、間取りは間口の広さと強い相関関係があり、大きく4つのグループにわけられる。

調査地区内の町家を間口の広狭によって4グループに分けると、その分布は表2—34のようになる。この表の調査地区内のその他の建物とは、土蔵・屋台蔵などの古い建物で町家主屋ではないもの、および最近の新しい建物が含まれている。間取りを調査した家のうち、古い間取りを残している町家は、表2—36の通りである。

	三間半以下	三間半—四間半	五間—六間	六間半以上
恵比須台組	後家家 丹下家 藪家 住家 飯山家 桝井家 坂井田家 柚原家 牧野家	二津谷家 阪田家 砂田家 中村家 三塚家	高島家 武田家 野登家 小鳥家	原田家 船坂家 久田家
竜神台組		堀家 松本家 大野家	飛騨民族考古館	土川家
上二之町				打保屋 平田記念館
調査地区外			重文 松本家 (川原町)	高桑家 (大新町)
計	8	8	6	7

2—36　間取り調査をした家一覧

間取りの分類　土間を除いた部屋の部屋列と、奥行の部屋数を組合わせて、図2—36のように7つのタイプに分類した。間口三間半以下は1—0群、三間半—四間半のうち二津谷家は2列群、他の7軒は1—a群か1—b群、五間—六間では小鳥家はどの群にも入らない特殊な間取り、他の5軒は2—a群か2—b群、六間半以上のうち船坂家は2列群、他の6軒は3—a群か3—b群である。

①1—0群

この群の間取りは、一階は3尺から6尺ほどの通り土間と、通り土間に沿った1列3室がある。3室は表から「みせ」・「おえ」・「おく」で、この群には「だいどころ」がないのが特徴である。「だいどころ」の機能は「おえ」が持っていたのであろう。通り土間には「こみせ」も持たない。

二階の間取りをみると、裏手二階に本座敷を持つ3例と持たない5例がある。

②1—a群、1—b群

1—a群は3棟の実例[*1]と、聞取りによって採取した間取り2例とがある。一階の間取りは、1—0群に「だいどころ」の張出しを付加した間取りと考えられる。この群では「おえ」と並べて、狭くても「かずき」を持つ例がある。1—a群の中に二階裏手に本座敷を持つ2例と、持たない2例とがある。本座敷を持たないのは1—0群・1—a群にみられるのみで、以下の群はすべて本座敷を持っている。1—b群は3例あり[*2]、1—a群の「おく」と「おえ」の間に「ぶつま」を

2—37　間取りの分類模式図

＊1　1—a群　中村家（図版15）、砂田家、三塚家

＊2　1—b群　堀家（図版20・52）、松本家（図版22・49）、大野家（図版27）

＊3　2—a群　「おく」を本座敷とするもの
阪田家（図版19）、二津谷家

＊4　2—a群　2階を本座敷とするもの
高島家（図版17）、船坂家

＊5　2—b群　野登家（図版16）、武田家（図版18）
飛騨民族考古館（図版21・48）、重文松本家（図版29・57）

＊6　3—a群　原田家（図版14）、土川家（図版23・51・53）、久田家（図版25）、打保屋（図版26・50・55）

＊7　3—b群　平田記念館（図版24・47・54）、高桑家（図版28・56）

持つ。また二階裏手には必ず本座敷を設けている。1—b群3例のうち、1例は昭和初期の建設で、この時期まで伝統的な間取りが受継がれていると考えられる。

1—a・1—b群ともに通り土間に「こみせ」を持つ。以下述べる各群にも原則として「こみせ」がある。

③2—a群、2—b群

間口規模から言えば、二津谷家は1列群、船坂家は3列群であるが、間取りは2—a群に入る。この群は1—a群の間口を広くしたもので「かずき」があらわれてくる。2—a群では「おく」を本座敷にする2例[＊3]と、二階裏手を本座敷にする2例[＊4]がある。2—b群は3例[＊5]あり、重文松本家も加えると4例となる。この群の間取りは「おく」を「だいどころ」の裏手に配置して、「かずき」の裏手に「ぶつま」と「ざしき」を配置する。2室とするには余裕がなく、やや広い1室にして「ぶつま」と「ざしき」の両者の機能を持つ部屋にする例もある。

④3—a群、3—b群

前に述べてきた各群では、主屋は敷地間口一杯に建つ。3列群では、主屋を敷地間口一杯に建てないで、「なかにわ」を道路に面して作り、「なかにわ」に面するところに茶室を設ける例が多い。

2列群とくらべて特徴的なのは、「ざしき」と「ぶつま」が鍵の手に張り出し、広い部屋をとることである。張り出しは「ざしき」と「ぶつま」が対になっていて、裏手が「ざしき」になる。2—b群にもあった、「ざしき」と「ぶつま」を1室で兼ねる例が3列群にもある。また2列群までには見られなかった、呼び名が定っていない部屋があることも特徴である。

3—a群は「だいどころ」と「おく」が並ぶタイプで4例[＊6]あり、重文日下部家、同吉島家もこの群に属する。「おくみせ」は茶室に使用することを意図しているらしく、数寄屋風である場合が多い。3—b群は2例[＊7]あり、「だいどころ」の裏手に「おく」を配置する。

3列群では、「ぶつま」の前に小部屋を設けて茶室にする例が多い。2列群・3列群では「みせ」と「みせおく」を2室並べる例が多いが、土川家のようにもと広い1室であった家がある。原田家も復原してみると1室であり、現在の「なかにわ」はなく、当初は敷地の間口一杯に主屋が建っていてここまでが「みせ」1室であった。「みせ」を縮少して「みせ」と「みせおく」の2室とし、「みせおく」を茶室風に改造している。3列群の町家の多くは明治中頃から末頃に建てられていて茶室を持っている。原田家がこのような改造を行ったのは、この時期に「なかにわ」に面するように茶室をつくる風潮があったためではないだろうか。

間取りの性格　各群に共通する間取りの性格に触れておこう。

まず炊事場は、古老の話や旧井戸の位置から、もとは「おえ」の前付近の土間にあった。次第に、主屋から通り土間を裏に出た所に庇をかけ、この付近で炊事をするようになった。炊事場をここに設けているのは現在でも多く見られるが、主屋との繋がりの点で不便なので、最近の改造をみると、もとの「だいどころ」か「どじ」を改造したり、主屋に連続した張り出しを増築して、新しい生活様式に応じた台所としている例も多い。

「おえ」と「だいどころ」の上部は吹抜である。そこで1列群では、二階は裏手の「ざしき」と表側の「みせにかい」に分離される。「ざしき」へは「おえ」から昇り、「みせにかい」へは別の階段や、梯子があったらしい。現在では、分離されていた「ざしき」と「みせにかい」を工夫して連絡し合う家が多い。

各群一階の部屋は、次のような使い方をしていた。「みせ」と「みせおく」や「こみせ」は商家では営業スペースで、オープンな部屋である。「みせおく」は「みせ」にくらべると、やや奥まった感じで、客に応対する部屋であったらしく、框を一段上げたり、やや格式ばった部屋にする。「みせ」よりも奥に入ることは、商いのためではなく、この家を訪問することを意味していた。「みせ」と「おえ」との境にあたる土間には、軽い間仕切やのれんが掛り、ここから内は、「家」に入るという意味をもっていた。

「おえ」は上に述べた意味から、この家に入った最初の部屋にあたり、応対や取次が行なわれる部屋である。1列群には、2・3列群にある「だいどころ」がないので、応対や取次の部屋としての機能とともに、日常生活の場としての部屋でもあった。

「かずき」は「おえ」と並ぶ部屋で、家の中央にあって、閉鎖的な部屋である。「かずき」と云う部屋の呼称は高山以外では使われていないようで、その意味も明らかでないが、収納スペースとしての納戸と考えられる。1列群などで、狭いにもかかわらず「かずき」を設けるのは、こうした収納スペースを確保するためであったのだろう。

古老の話によれば、昔から出産はこの部屋に限られたという。衣類にちなんだ納戸、出産など、「かずき」は女性に関係の深い部屋と考えられていたという。

「だいどころ」にはイロリを切る。ここは家族の集る部屋である。「おえ」にイロリを切っている例があるが、最近の改造によるものが多い。本来「おえ」にはイロリを切らず、「だいどころ」だけに切っていた。

「おく」は寝室にあたる部屋である。「おく」と土間の境や「おく」と「だいどころ」境は壁であって、閉鎖的な部屋であった。

次に二階の部屋について述べる。

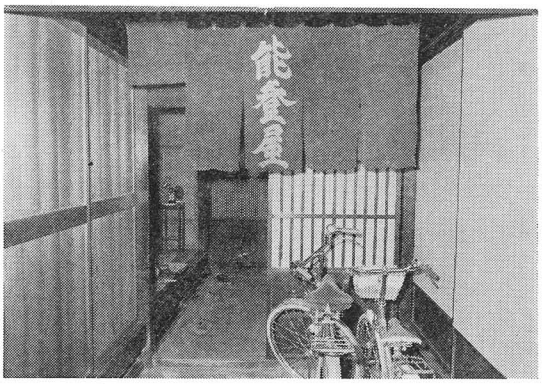

2—38　「みせ」・「おえ」境の「どじ」にかかるのれん

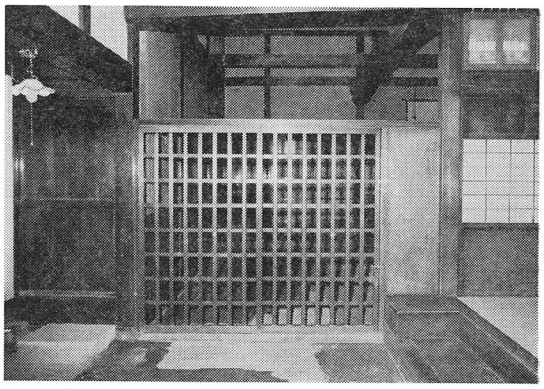

2—39　「どじ」を仕切る軽い建具

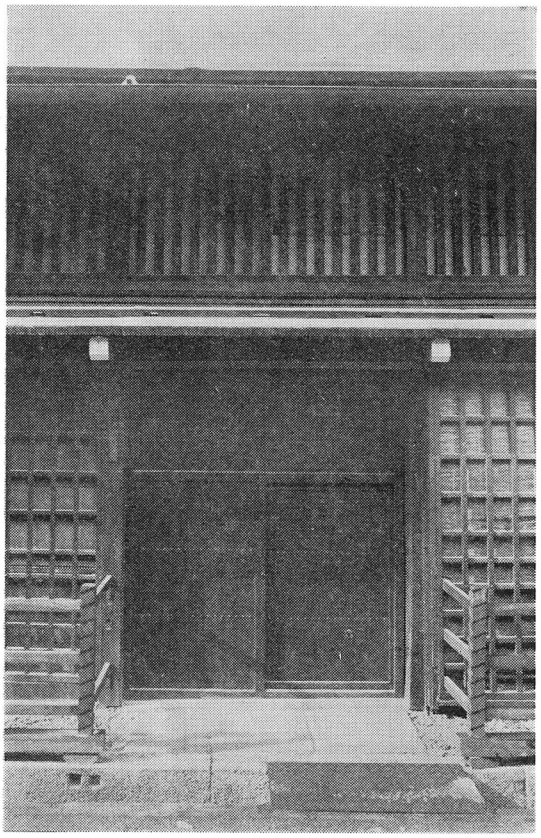

2—40　大戸

2—41　格子の大戸

「みせにかい」は、間口の広い家では、壁で仕切った互いに行き来が出来ない２つの室に分けられている例が多い。この場合１室は「こみせ」や「どじ」から昇る部屋で、使用人の部屋や物置として利用された。他の１室は「みせ」・「かずき」などから昇る部屋で家人が利用する屋根裏部屋であったのであろう。後者は明治頃から家人が生活する部屋として利用するようになる。それに伴って部屋としての整備が進み、天井を張るようになる。表側の軒高が低いため、部屋全体に平らに張ると天井高が低くなるので、屋根面に沿ってへの字形に天井を張る。「みせにかい」が家人の日常生活に必要な空間として考えられるようになると、壁の仕切りをやめ、行き来の出来る部屋をつくってゆく。間口の小さい家の「みせにかい」も使用人の部屋や物置であったが、次第に家人が日常生活に利用する部屋になってゆく。

生活空間として「みせにかい」が考えられるようになって、天井を高くし、平らに張ることが要求されるようになり、中二階建から本二階建へとかわってゆく。軒高を高くし、本二階建の町家が建ち始める時期は、二節でも述べたように昭和初期頃である。

「ざしき」が２階裏手にあるのは、１列群の特徴である。これらは間口が狭いために、一階に「ざしき」を設けることができず、また表側に「ざしき」を設けると本二階建になり、これは禁令などで建てることができなかったので、二階裏手に設けざるを得なかったのであろう。間口が広い家は、一階の奥まった所に座敷を設けるし、多少間口が狭い家でも、一階に「ざしき」を設けている例からみると、「ざしき」は一階に設ける方が本式であったと考えられる。

3. 正　　面

高山の町を歩くと、何軒も続く格子に気付くし、庇を支える腕木にも特徴を見い出すことができる。そして軒の出が深いこと、屋根面が見えないことにも気付く。屋根面が見えないために、町家正面軒下部分が連続して、町並景観の最も目立つところとなっている。そこで町家正面の江戸末期以後の変化を考察することによって、町並景観の変化を明らかにすることができる。

町家正面の変化に関係する軒高・庇高については二節で述べた。ここでは高山の町家の特徴に挙げられる格子についてまず述べ、格子の他に正面を構成している一階・二階の建具について述べる。つぎに今回の調査で、庇に古いタイプと新しいタイプがあることがわかったので、このことを説明する。

格　子　現在高山の町家正面の各柱間は、入口を除けばシトミ、格子、ガラス格子戸、ガラス戸である。ガラス戸に類するものは、勿論新しい形式である。

今回調査した町家を、建設された当初の状況に復原してみた。平面のグループ分けに応じて、復原した正面について述べる。3列群は、入口は大戸、「こみせ」はシトミである。これは摺揚げ方式で、摺揚げた板戸は中二階に設けられる一種の戸袋に納め、栓などで止めておく。現在では格子などにかわっている家でも戸袋にシトミが納められたまま残っている家が多い。古老は「シトミ」とか「ヒトミ」と呼んでいる。シトミの方が一般的であるので、この報告ではシトミとした。「こみせ」のシトミは現在でも旧来のまま用いている。

「みせ」の正面は当初はシトミであったが、後に格子をはめるようになった。格子をはめ込んだ後も内側にシトミを残し、格子とシトミが併存していた時期があったかもしれない。たとえば土川家では現在もシトミと格子が併存している。土川家の場合、当初からシトミが用いられていたことは、溝の彫り方の状況からわかる。一方格子は、柱に仕口を作らずに納めることができ、明らかな痕跡をのこさないことがあるので、当初からシトミと格子が併存していた可能性もある。

「みせおく」前面は、3列群や2列群についてみる限りでは、江戸末期には本格的出格子があらわれる。この出格子はいわゆる千本格子で、繊細なデザインの格子[*8]が多い。

2列群では、入口と「こみせ」は3列群とかわらない。「みせ」前面は3列群と同じ構えの例と枠組出格子[*9]の例がある。枠組出格子の場合は後の改造で、当初はシトミである。「みせおく」前面も枠組出格子が多く、3列群のように本格的出格子は見当らない。「みせおく」もやはりシトミであった家が多い。ただ「みせ」前面の枠組出格子と、「みせおく」の枠組出格子は、割付けをみると前者は粗く後者は細い。あるいは「みせおく」には千本格子を設ける。「みせ」と「みせおく」の区別をして格子を設けた配慮が伺える。

1列群の正面は、2列群の「みせおく」を除いた正面構成であると考えてよい。

「みせ」と「みせおく」のシトミが格子にかわってゆくのは、明治中頃以降と考えられる。明治末期頃から昭和初期には、格子が正面の大勢を占めるようになる。そして次第にシトミは取り払われ、障子が採用され、さらにガラス戸にかわってゆく。さらに、格子が取り払われてガラス戸かガラス格子戸が正面に出てくる。

中2階の窓の敷鴨居は3本溝で、外側1本ははめころしの板格子[*10]、内側2本は引違い障子の溝である。現在は、板格子だけのものや、障子だけのこっているものもある。

ここで正面の構成を考えるうえに参考になる「商工技勢飛驒之便覧」という冊子がある。この冊子は明治22年（1889）の発行で、当時の高山の町家60棟、古川町の町家20棟の正面外観が描かれている。

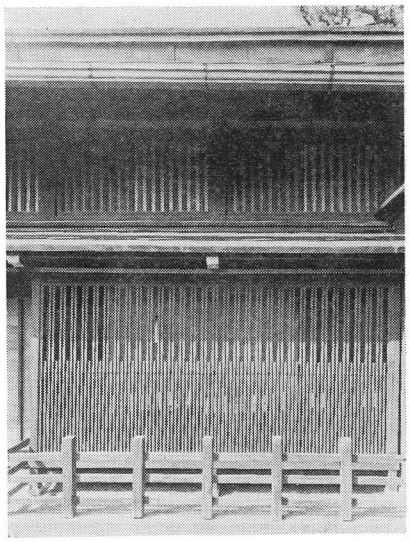

2—42—a　本格的な出格子

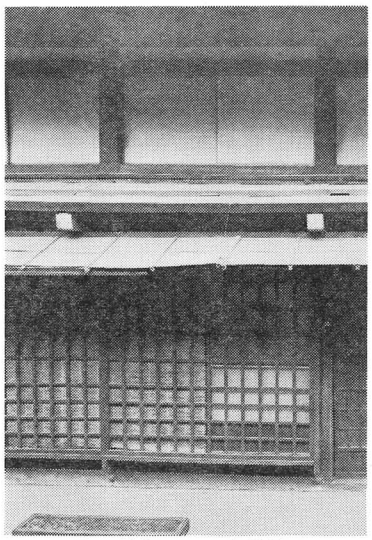

2—42—b　枠組による出格子

＊8　次に述べる枠組出格子と対比する意味で本格的出格子と仮称した。小柱を建て、1尺5寸程出す出格子である。

＊9　枠組出格子とは、下部に繰形をつけた厚手の板を両側に立て、その上下に両側と同じ幅の板で枠組をつくり内に格子をはめ込む。前述の本格的出格子に対比して仮称した。枠板の幅5寸前後である。

＊10　断面が板状で、見付が広い格子なので板格子と仮称した。

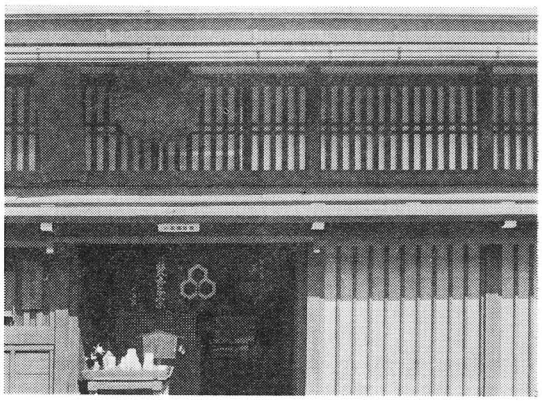

2—43　中二階の建具

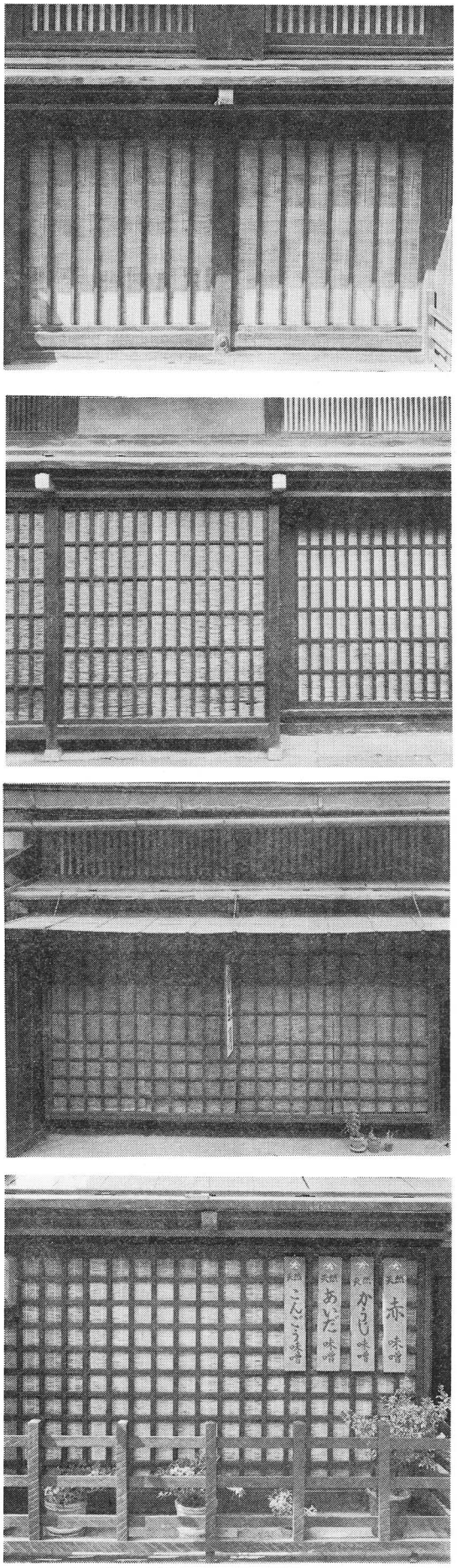

2—44　高山格子四種

この冊子によると、「みせおく」は出格子が多く、「みせ」は格子と開放、すなわちシトミと考えられるものの両者の例がある。格子の形式をみると、現在見ることのできるパターンはほとんど出揃っていて、この時期の格子の形式が、現在まで続いていると考えられる。この冊子で伺い知ることができる正面外観は、遺構の復原調査の結果とその後の変化によく一致している。

格子は桟の割付けが粗いことに特徴がある。これをかりに高山格子と呼ぶことにする。高山とその周辺に限られる特色あるものである。高山格子には4つの形式がある（2—44参照）。この他に細い縦桟を密に配した、いわゆる千本格子がある（2—42—a参照）。

正面のデザインは、柱と格子の縦横の直線、せき板と庇の横の直線など、直線が目立つ。

軒と庇　明治末期頃までの町家の軒は、腕木などを用いず、垂木だけが4尺ほど柱面から出て、軒下に深い空間をつくる。明治末期頃から腕木を用い、桁を少し前に持送る形式が出る。腕木の先端は、庇の腕木と同様に白土を塗る。この場合もやはり軒の出は4尺ほどである。腕木は軒下の化粧をするとともに、構造を補強する役割りを持っている。昭和頃になるとこの傾向がさらに強まり、腕木を2段に出したり、また柱位置とは関係なく、腕木をふやす例が出てくる。

明治12年（1879）建設の重文日下部家住宅は、軒下に腕木を用いる最も早い例である。他の町家では明治末頃からなので、日下部家はとくに早い。

庇には古い形式と新しい形式がある（2—45参照）。その最も大きな違いは、前者では垂木を用いず、後者には垂木を用いていることである。古い形式では、柱から腕木を出して桁をのせ、桁の上に厚い軒先板[*11]を置き、これと板掛りの間を板で葺く。板は“たて”に葺くことになる。庇の両側には起り破風を備え、昭和初期頃まで見受けられる。これ以後の新しい形式は桁の上に軒先板は置かず、桁と垂木掛けの間に垂木を配し、野地板を打ってこけら葺とした。現在でもこけら葺の家があるが、大部分はトタン葺にかわっている。垂木先端は、腕木先端と同様に白土を塗る。そこで庇軒裏は、にぎやかなデザインとなり、庇両側の破風はまっすぐになる。

4.　構造と内部空間

梁　組　高山の町家の特徴に、吹抜になっている「おえ」・「だいどころ」上部の梁組があげられる。この梁組はすでに多くの本で紹介されている。今回調査した町家は、どの家も見応えのある梁組を持っている。現在では「おえ」・「だいどころ」に天井を張って、梁組を隠してしまっている家も多い。

梁組は、まず太い梁を「おえ」・「だいどころ」の吹抜で十字に架ける。この太い梁は鴨居から2尺程の高さのところに架けるのでよく見える。太い梁の位置は、高山以外の町家に比べると低い位置にあり、特徴的である。太い梁の上に、断面5寸×8寸程の梁を一間毎に梁行・桁行に縦横に架ける。この上に束を立て、もう一度縦横に同じ梁組をして束を立て、母屋桁に至る。梁と束だけで構成され、貫は用いていない。貫を用いないことも、高山の梁組の特徴であろう。貫を用いずに、束と梁だけで固めて構造的に耐えられるのは、屋根葺材が板で荷重の負担が少いからであろう。

吹　抜　「どじ」に入り、「みせ」と「おえ」境ののれんをくぐると、「おえ」の前に出る。ここに一歩足を進めたときに、梁組と吹抜空間の広がりが目に入る。この梁組は高山町家の内部空間を、もっとも特徴づけているものである。

吹抜と梁組は京都の町家などと異なり、木曽の町家や、飛騨一円の農家に似る。

吹抜に天窓や高い位置に側窓を設ければ光が入る。「おえ」・「だいどころ」は家の中央部にあるけれども、天窓から採光することによって明るい空間となる。そのため「おえ」の周囲に配置されている各部屋も、明るさを得ることができる。昭和22年に消防法が改正されたのが契機となり、住民のあいだに防火に対する意識が高まって、それまで板葺であった屋根が一斉にトタン葺にかわり始めた。トタン葺にかえるときに、天窓を設けたり、大きくすることが行なわれた。天窓を大きく設けたことは、古い町家でも比較的快適に生活し続けることを可能にし、高山で町並がのこっていったひとつの要因としてあげられる。天窓は各家おもいおもいの形をとっていて、必ずしもデザイン的に優れているとは言えない。ただ屋根面は道路から見えないので、天窓が町並景観に直接大きな影響を与えていないのは幸いである。

二　階　二階の構造についてみてみると、まず「みせ」は根太天井で、それがそのまま「みせにかい」のゆかになっている。「みせにかい」は天井を張らず、登梁や屋根裏が見えていた。二階裏手に「ざしき」を持っている町家では、棟を奥行の中央よりも後に下げている。表の軒高が低い上に勾配がゆるいので、棟を奥行の中央に設けると、二階裏手の「ざしき」では天井を平らに張ることができず、また必要な天井高を確保することもできない。そこで棟を後に下げていると考えられる。

建　具　内部空間を引締めているものに建具がある。町家の建具はデザインに優れ、多くは春慶塗で美しい。これらの建具も高山の町家の特徴のひとつである。

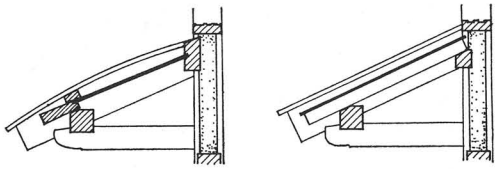

2—45　庇詳細模式図　左　古い形式　右　新しい形式

＊11　広小舞状で、庇の葺板を受ける。地元でも呼称がないので、軒先板と称することにした。

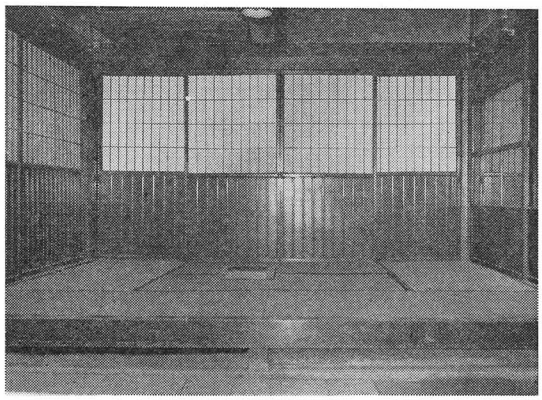

2—46　町家内部の建具

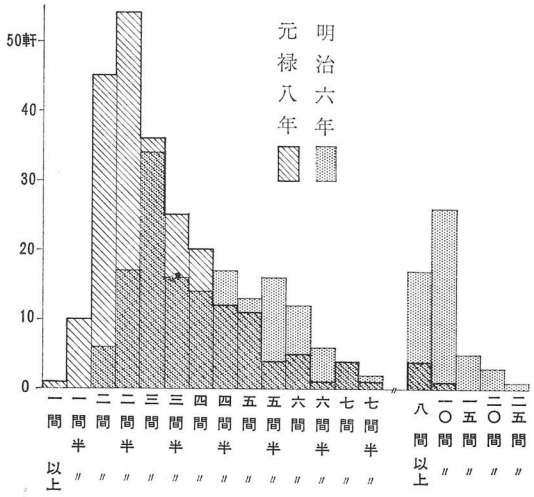

2—47　元禄8年と明治6年の三之町の敷地間口

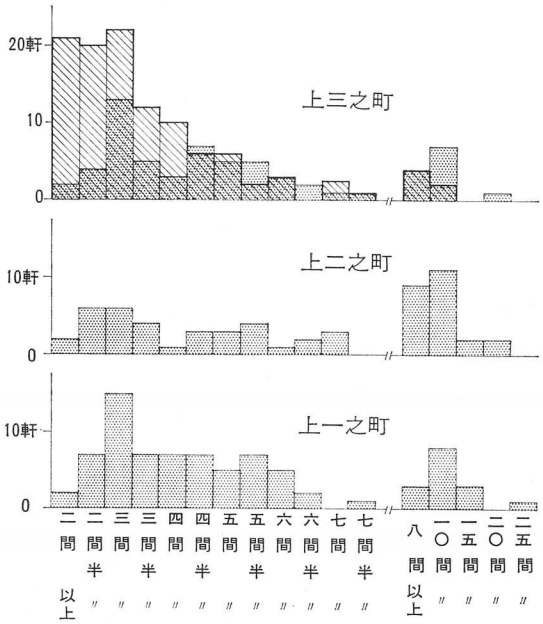

2—48　上一之町、上二之町、上三之町の敷地間口
（明治6年）

＊1　「岐阜県史　史料編・近世四」に一部所収。

＊2　高山市立郷土館蔵、なお同館には一之町・二之町他の検地水帳も保存されている。

＊3　当史料は各家ごとに絵図と小前帳を袋に納め、さらに24軒分をまとめて「天保十四卯六月　建家造作建具絵図面小前帳入　高山町」と表書した袋に納める。各家毎の絵図と小前帳を納めた袋には「建家絵図面并造作建具小前帳入」「建家造作建具并絵図面入」など種々の記載があり、小前帳の表書も「建家造作建具巨細書上帳」「建家造作并建具取調書上帳」のほか各家で異なった記載が見られる。本文では史料全体を納めた袋書により、当史料を「天保十四卯年六月建家造作建具絵図面小前帳」と仮称し、「町家絵図・小前帳」と略した。

第四節　史料に見える町家

敷　地　町人地の敷地割を知るもっとも古い史料は、今回調査した三之町に限って見るなら、「元禄五年申十月三番町中家屋敷絵図帳」[＊1]および「元禄八乙亥年三月飛驒国大野郡灘郷高山三之町片原町屋敷御検地水帳」[＊2]（以下元禄8年検地帳と略す）である。前者は元禄5年（1692）の表題をもつが、内容は延宝5年・同7年、貞享3年、元禄2年・同5年など元禄5年以前の各戸の敷地平面（寸法の書入あり）を集めたものである。岐阜県史所収の渡部久三郎組26軒は、元禄8年検地帳と比較すると、現在の竜神台組南半部分のものである。またその注記により、高山では1間＝6尺の基準間尺を使用していたことがわかる。

元禄8年検地帳には三番町（現三之町）の町家234軒について敷地の間口と奥行寸法が記されている。このうち間口について明治6年地割図（第2章第2節参照）と比較したのが表2—47である。比較範囲が元禄8年では三之町全域、明治6年では安川通以南の一之町・二之町・三之町と異なるが、約200年間における敷地割のおおよその変化がつかめる。元禄8年には間口2～5間が多く、特に2～3間半が全体の約58％を占めるのに対して、明治6年では間口2間半～6間半で全体の約67％を占め、このうち3間が特に多い以外、この範囲にほぼ均等に分布する。大規模なものについて見ると、元禄5年では最大間口11間2尺5寸、間口8間以上が6軒（2.6％）であるのに対して、明治6年では最大間口25間2尺5寸、8間以上が52軒（25％）を占める。表2—48上段は、上三之町に限って元禄8年と明治6年を比較したものであるが、ほぼ同傾向を示している。

以上のことから、古い時期には敷地の間口を細分化した町家が多く、特に大規模なものはごく稀であったが、後世になると小規模町家を併合して大規模な町家が増加し、その規模を拡大していったことが推測できる。また江戸中期以前には、間口2～3間半という特に小規模な町家が多いことも注目される。なお表2—48は、明治6年の上一・上二・上三之町の敷地の間口を比較したものである。これについては第二章第二節で述べた。

天保14年の町家絵図・小前帳　高山市立郷土館蔵「天保十四卯年六月建家造作建具絵図面小前帳」（以下町家絵図・小前帳と略す）[＊3]は、当時の町家の略平面図とその建家造作詳細を書き上げた小前帳からなり、高山の町家を理解する上で欠かせない史料である。以下これについて述べる。

天保14年6月11日に、高山御役所は次のような家作制限令を出している。[＊4]

町中は勿論国々在々共、家作之儀に付而は、先年ゟ度々相触置候処、追

々相弛なけし杉戸附書院入側付等に紛敷家作いたし、くしかた彫物床ふちさんかまちを塗、金銀之唐紙等相用、門玄関抔之もの取建、或は外見質素に而も、却而工手間等相掛け候茶席同様、好事之普請も有之候趣相聞奢侈僭上之儀、不埒之至に候、仮令先代に取建候家作に候共、此節早々造作相改、其外別荘を補理格外手広不相応之家作も有之由、相聞候間、当六月を限、質素之家作に相改可申候（中略）、

右様之分は、門堀玄関之有無、建家造作建具其外釘隠金物等、有躰巨細相認、建家絵図相添、御役所え差出可受差図候、此廻状村下え令受印、早々順達、留ゟ可相返者也、

卯六月十一日　　高山御役所

当史料はこの家作制限令に関連するものと考えられる。ここに集められた町家絵図・小前帳は24軒分（うち1軒は絵図なし）であるが、これらは禁令に触れるほどの贅を尽した普請であったことが推測される。残存している24軒分の町家絵図・小前帳が、天保14年に提出したものすべてを含むかどうかは疑問であるが、当時の上層町家の傾向を当史料から推察できる。

まず24軒の町家の位置についてみると、一之町7軒、二之町10軒三之町7軒で二之町がわずかに多い。明治6年地割図と、その姓名と屋号・位置・間口と奥行を比較すると、11軒についてその位置が推定できる(図2—49)。残りのうちの大半は、安川通以北にあったと思われる。

また現存する町家とその平面を比較した結果、三之町長瀬屋弥兵衛宅と現原田家、二之町打保屋忠次郎宅と現平田家（打保屋）、三

＊4　「御廻状請印帳」（大野郡史）。

なお当禁令以外にも天保年間には多くの家作制限がなされている。例えば、天保11年5月18日、一之町矢嶋茂右衛門の居宅普請が殊のほか華美を尽していたため、10日間の閉門慎を命ぜられた。

天保14年8月17日、町年寄の家作が倹約令の趣旨に不相応のところがあるので、表通りより取払い、古木にて修繕した。

2—49　「天保14年　建家造作建具絵図面小前帳」にある町家の位置図（下図は明治6年図）

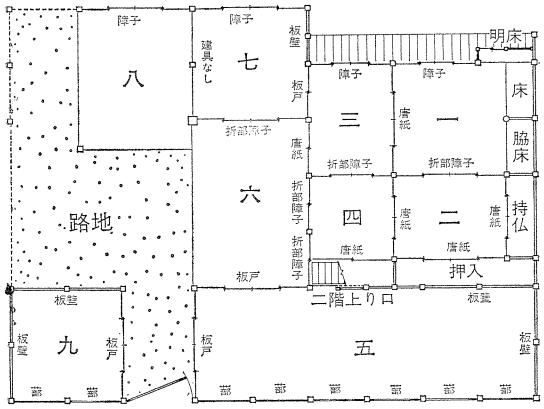

2—50　原田家住宅復原図

之町宗右衛門宅と現土川家が、それぞれ極めて相似することがわかった。調査の結果、原田家住宅は天保14年の絵図に描かれているものがほぼそのままの形で残っており、一部改造した部分も大略絵図の通りに復原できた(図2—50)。また後者2軒はその後明治年間に建替えを行っているが、ほぼ旧規を踏襲していることがわかった。この比較は今回調査した町家についてのみ行ったものであり、今後の調査によりその比較例が増えるであろう。

次に町家絵図・小前帳の考察に移る。町家絵図はその精度に差異が見られる。単に部屋境を単線で記したものが5軒、柱位置まで記したものが18軒ある（うち4軒は長押位置を朱引している）。部屋には原則として座敷・仏間・かずきの順に一・二・三の番号を付し、小前帳の記述と対応させている。このほか、い・ろ・はの記号を使ったものや、台所・居間・店（本店･小店・北店･南店）など部屋名を記した絵図が数枚ある。床・脇床・釣床・明床・押入・棚などの記入もある。

小前帳は一之間（座敷）から始めて、各部屋の建具の形式・材料、天井・長押の有無、柱・天井板の材質などについて詳細に記している（図版63参照）。以下当史料によって、当時の町家についてみてみよう。

まず建物規模をみると、最小間口は一之町清六宅の6間、最大間口は矢嶋茂右衛門宅の17間で、全体の約6割、13軒は間口7～9間に集中している。奥行はどの家もほぼ7～9間である。前節で述べた方法によって平面形式についてみると、2a型—2軒、2b型—4軒、3a型—11軒、3b型—2軒、特殊型—3軒となる。最低2列型で、3列型が大半を占め、現存遺構では見られない4列以上あるいは別棟の座敷などをもつものが3軒ある。これを今回調査した現存町家と比較すると、規模において格段の差が見られる。

小前帳からは建物内部の造作が知られるのであるが、今回は通りに面した表側部分に限って考察し、町並の復原立面図作成の資料とした。入口は二之町新兵衛宅を除き、すべて南側（宮川の上手）においている。これは現存遺構と同じである。「こみせ」（絵図には小店とある）を持たないのは二之町清六宅のみである。「おくみせ」・「みせ」を1室の「みせ」とするのは三之町長瀬屋弥兵衛宅ほか2軒あり、「おくみせ」の上手にさらに1室設けるものが三之町桐山屋源兵衛宅ほか2軒ある。通りに面して「おくみせ」・「みせ」・「入口」・「しもみせ」の順に並べるのが原則である。

通りに面する部屋の表側の建具は、「おくみせ」では内側に障子を立て、外に杉か桧の白木格子を入れるのが一般的である。「出格子」と銘記しているのは二之町清六宅ほか1軒で、当時の格子がどのような形式のものであったかは不明である。二之町佐兵衛宅は内側を

障子、外側を「打付スダレ」としているが、当家では「みせ」・「しもみせ」にも打付スダレが使用されており、他と異なる構成である。なお打付スダレの使用は、現存遺構でも格子と併用して用いられている。[*5] つぎに「みせ」では、内側にはすべて障子が入っていたと思われるが、外側を格子とするもの3軒、打付スダレ5軒、シトミ4軒である。また「しもみせ」ではシトミ4軒、打付スダレ1軒である。小前帳の記述は、禁令に触れる可能性のある「座敷」・「仏間」・「かずき」などの記述が主で、「居間」・「台所」・「みせ」部分に関しては略している家が多い。このため参考例が少なく断定的なことは言えないが、「おくみせ」は格子、「みせ」はシトミまたは格子、「しもみせ」はシトミとするのが、当史料で見るかぎり一般的傾向であったと見ることができる。

借　家　今回調査した町家では、いわゆる借家は少ない。江戸時代には町家の大半を占めていたと思われる借家について、最後に簡単にふれておこう。

表2—51は、一之町村について借家・持家の変化を見たものである。借家率（借家数と借家・持家総数の比を百分率で示す）は享保18年に37.2％であったものが、天保13年には60.9％に倍増している。なお天保9年の高山町全体の借家率は60.4％（家持591軒、借家900軒）でありこの傾向は高山町全体の傾向を示していると見てよいであろう。次に家数と竈数についてみてみよう。竈数／家数は享保18年の1.55から、借家率の増加に比例して天保13年には2.21まで増えている（高山町全体では天保9年には家数1,671軒、竈数2,660でその比は1.59）。この間、人口は2,435人から3,812人と約1.6倍に増えている。家数を軒数、竈数を戸数（世帯数）とみなすと、竈数／家数の増加は、一軒の家数に数えられない棟割長屋に住む世帯、あるいは大商人に付属した使用人の世帯などの増加を示していると考えられる。また人口増加分は、ほとんどこれら家数に数えられていない世帯に吸収されたものであろう。

借家の実態について知る史料は少ない。文政12年2月の一之町八幡町の火災には、家数11軒（竈数21）が焼失しているが、この時高

＊5　挿図2—44（47頁）

	竈　数	家　数	持　家	借　家	その他	竈数/家数	借家率(%)	人　口
享保18年　(1733)	760	510	270	160	80	1.55	37.2%	2435
宝暦2年　(1752)	773	492	248	190	54	1.57	43.4	2520
寛政元年　(1789)	821	446	177	231	38	1.84	56.6	2681
天保13年　(1842)	1153	521	164	255	102	2.21	60.9	3812

・その他は寺・門前地借・宮寺・出店・空地・空屋・御地役人・こぼち家・持添・番小屋・家守を含む。
・当表は高山市立郷土館蔵「天保十四卯年八月改　家数人別改帳　一之町村」（岐阜県史　史料編　近世四　所収）により作成。

2—51　一之町村家数・人別改帳に見る借家率の変化

山御役所に届け出た記録[*6]には、借屋を含む焼失家屋の内訳が記されている。火災の範囲は通りの両側に及び、東側では家持２軒、借家４軒が焼失している。４軒の借家は間口３間・奥行４間、あるいは間口２間５尺・奥行４間で、これらをそれぞれ家数１と数えていることから一戸建借家であったと考えられる。西側で焼失したのはすべて借家であるが、このうち地役人の家は間口５間半・奥行６間、藤太郎家は間口２間半・奥行４間で、ともに一戸建である。残りの13軒は６軒長屋（各戸間口２間・奥行３間）、３軒長屋（同規模）、４軒長屋（各戸間口２間・奥行３間半）である。このように同じ借家でも、一戸建と棟割長屋の間には規模に差が見られる。このことは現在でも同じである。

明治27年の平田家文書[*7]には、貸家を含む平田家持家について、その平面図と規模や形式を記している。このうち棟割長屋と見られるのは、

板葺木造二階造建物１棟（10戸）78坪５合、二階37坪

板葺木造二階造建物１棟（10戸）74坪、二階31坪５合

などの10軒長屋の他、２軒長屋、８軒長屋などがある。10軒長屋の大半は、各軒一階８坪（間口２間・奥行４間）、二階は３坪５合である。この他半間×１間の土間を持つ２間四方の家を10軒並べた極小規模の棟割長屋も見られる。

このように建物間口が20間近い町家がある一方、２間四方の借家が同時に存在しており、高山町住民の貧富の格差がはげしかったことがわかる。

＊６　「願書留」―高山市史

＊７　明治27年10月30日の飛騨高山平田家遺産相続文書―「岐阜県史　通史編　近代下」による。

第三章　町並保存の問題点

第一節　高山町家・町並の特徴

1　町家の特徴

町家の外観　高山の町並は道路に面してたちならぶ町家群を主要な構成要素としている。町家はすべて「木」を主材料として作られており、木の文化の所産である。[*1] 構造材・造作等が木であるのはもちろんのこと、正面の壁面・庇・屋根もみな木が主材料である。

高山町家の外観の形式上の特徴として、次のような点があげられる。まず屋根勾配がきわめてゆるく、軒の出がひじょうに深いことである。屋根勾配は2寸7,8分ほどで3寸に満たない。この勾配は板葺で可能なもっともゆるいものであろう。[*2] 軒の出は1.2m ほどである。軒の出が深いので、道路におおいかぶさってくるように感じる。多くの家は二階建あるいは屋根裏部屋をもつ中二階建[*3]で、腰に小庇をつける。この小庇は高山独特の形式で、すべて木でつくられており、出は小さく、大屋根の内側でおさまっている。小庇の高さは各家でほぼそろっているので、連続すると水平線が強調され、町並に統一感をあたえる。次に一階の壁面は大部分が建具あるいは格子である。格子は桟の割付け方などによって3種類に分けられる。そのうち最も特徴があるのは、比較的細い桟を縦だけに疎に配したものと、これにやはり比較的細い桟を横に疎に配したものである。すなわち桟の疎な方形の格子である。格子にはこのほか千本格子のように密に縦桟を配したものがある。ただ奈良等の町家や農家にみられるような太い桟を用いた格子はない。現在では格子を用いている家が多いが、柱にのこる古い仕口などを調べると、かつてはシトミが入っていた家が多い。ここでいうシトミとは柱間に雨戸のような板戸を横にして、柱にほってある溝にしたがって落し込むもので、板戸は多くの場合3枚である。これを開くときは上にすりあげ、内法上に収納する。格子の内側にシトミを用いている家も多いが、格子がなくシトミだけの家もあり、特に「こみせ」の前面はシトミだけである。格子の内側にはスダレをたらしている家も多い。天保14年の「建家造作建具絵図面小前帳」に「打付すだれ」とあるのはこのスダレをいっているのであろう。内側に障子をたてている家も多い。現在ではガラス戸が多くなっている。次に二階の壁面をみると柱間全体にわたって開口部をつくり、格子を入れ、内側に障子をたてるのが普通である。この二階の格子は縦桟だけで横桟はないものが多い。また障子だけで格子のない家もある。

以上のように外観は木を主体として構成されており、少しある

3—1　木曽　奈良井宿の町並

3—2　会津　大内宿の町並

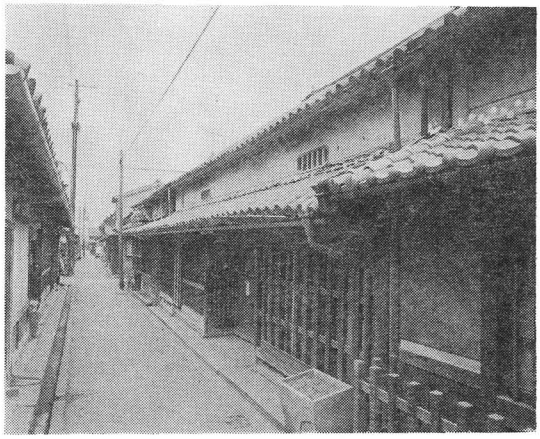

3—3　大和　今井町の町並

＊1　町家を材料・外観・テクスチャーによって分類すると次の三種類が考えられる。

1　屋根・壁面とも木を主材料としている——高山・木曽など中部日本に分布

2　土壁の真壁、草ぶき屋根——主に東日本に分布

3　土壁の大壁、瓦ぶき——主に西日本に分布

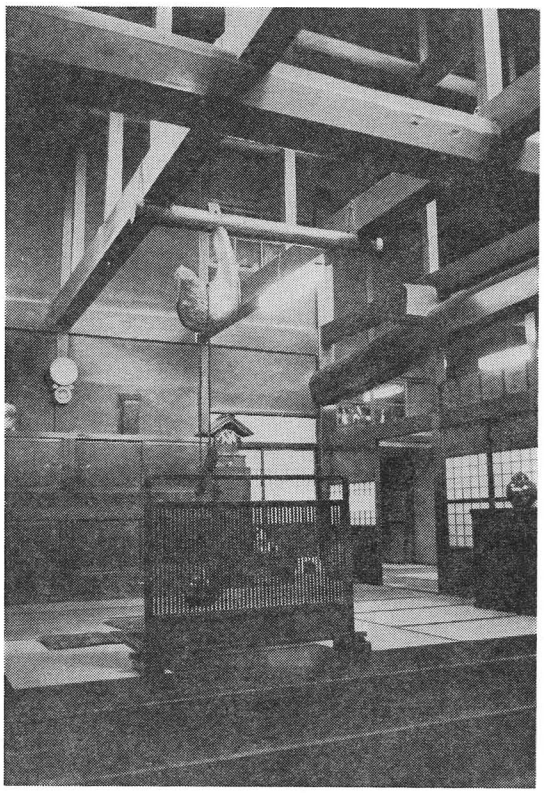

3—4　高山の町家内部

＊2　高山町家の屋根はもと板葺石置屋根であった。現在はほとんど全部が鉄板葺にかわっているが、勾配がゆるいので道路からは屋根面が見えず、屋根が鉄板葺にかわったことが外観に与える影響は少い。

＊3　木曽路の街道にたちならぶ町家は高山町家と同様に木を主材料とするが、二階建、中二階建の場合、二階部分を前面にせりだすのが一般的である。

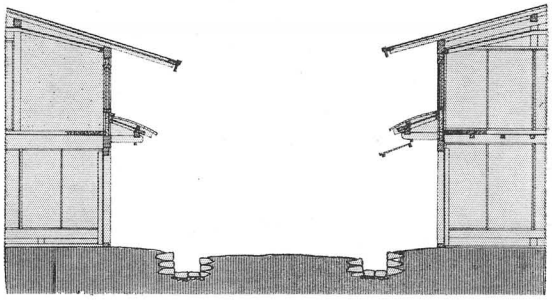

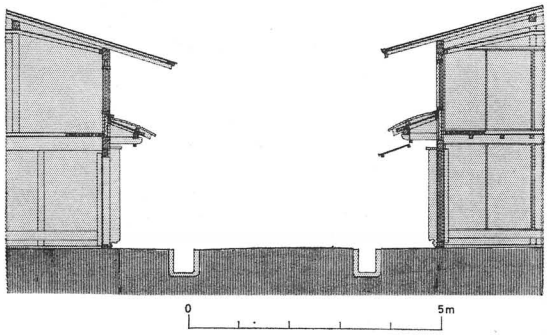

3—5　恵比須台組　道路と町家の関係
（上　復原、下　現状）

土壁はアクセントの役割を果している。

町家の内部　次に家のなかに入ってみよう。内部は3部分にわけて考えることができる。表通りに面した「みせ」部分、「おえ」を中心とした中央部、奥の裏側部分である。「みせ」部分は二階の床がそのまま一階の天井となっているので、根太天井で、その高さは低く、やや圧迫感のある空間である。次の「おえ」は「みせ」部分とは逆に天井がなく、吹抜で高い解放的な空間となる。主要な梁が比較的低い位置を縦横に走っている。この吹抜部分のデザインは、高山の町家の特徴をもっともよくあらわしている。吹抜は「だいどころ」の一部にも及ぶ。規模の大きい家では「おえ」と隣りあわせて部屋（かずきなど）をとる。ここは吹抜としない。次の裏側部分は家族の部屋と座敷がとられる。二階があるので天井は高くない。小規模な家では接客座敷をこの裏側部分の二階につくることもある。

「おえ」の吹抜け部分に高山町家の特徴がみられるのだが、この吹抜はごく最近に建てられた家を除いてすべての家にみられる。ここを吹抜とした理由は、間口が狭く、奥行の深い家が隣と接して建っているため、中央部には外に面しない暗い室ができるので、吹抜にすることによって天窓や上部の側面から採光するためである。また「だいどころ」上部の吹抜は、ここにイロリがあるから煙を抜くためでもある。これに加えて吹抜の大きな役目はデザイン上の効果である。縦横に組まれた梁組は、板葺屋根の民家である高山町家の魅力をいかんなく発揮している。「おえ」上部で縦横に組んだ梁組を見せる構法とデザインは、富山・新潟県などの農家にも一般的にみられるもので、この点は農家と共通している。ただ高山の町家では主要な梁が比較的低い位置に配してあるのにくらべ、富山・新潟県のものは高い位置にのみ配してある。

高山町家の規模をみると、間口2.5間から3.5間のものが多いが、間口が9間、10間以上の大規模な家も多いことが注目される。これらは高山における建築文化を支えてきた上層のものの家であり、禁令にふれる造作が多く用いられていたことは、さきにあげた天保14年の小前帳の記載によっても明らかである。

2　町並の分析

恵比須台組町並の特徴　前項で町家の特徴をのべたが、このような町家が道路の両側に連続してたちならび町並をつくっている。ここで、町並の景観を特徴づける要素を分析し、恵比須台組の町並がどのような特徴をもつか調べてみよう。○印は恵比須台組町並にあてはまることを示す。また末尾に簡単な説明を加えたものもある。

道路に関する事柄

幅員——広い　狭い　○中間、幅員は両側溝をふくめて4m

勾　配――強い　弱い　○ほとんどない

直・曲――○直線　わずかな曲線　強い曲り

交　叉――多い　○少い

舗　装――石敷　バラス敷　コンクリート

○アスファルト（もとはバラス敷）

水　路――○両側　片側　中央幅広い　○狭い

樹　木――あり　○なし

町家に関する事項

構　造――○木造　練瓦造　モルタル　R.Cその他

平入・妻入――○平入　妻入　両者まじる

階　数――平家　○中二階　○二階　三階以上

屋　根――○切妻造　入母屋造　寄棟造

軒の出――○深い　浅い　中間

軒　高――高い　低い　○中間

間　口――広い家が多い　狭い家が多い　○両者まじる

正　面――○建具・格子を主とする　壁面が多い

○二階の壁面がそろう　一階が前面に出る　二階が前面に出る

庇　――大きい　○小さい

色　彩――○木肌　○黒色　その他

年　代――○江戸時代　○明治・大正・昭和

道路と町家の関係

道路幅と町家の軒高との関係――道路幅が狭く圧迫感がある

道路が広く散漫　○普通

道路に面する町家――○密に建つ　密でない

町家の前面――一直線上にそろう　○多少の出入がある

建物の種類――○主屋が主　倉・塀・その他の建物が多い　生垣など多い

町並に関する事項、その他

デザインの統一性――○あり　なし

デザインの強弱――　○強い　弱い

視点となる物――　○あり　なし

同時代の建物の集中度――○あり　なし（江戸末から明治のものが多い）

異質あるいは目ざわりな物――多い　○少い

商家・シモタヤ――○商家が多い　シモタヤが多い（現在は観光関係の商店が多い）

町を通る人車――○観光客が多い（観光客の車の通過を規制）

看板・ゴミ箱、各種メーター類・郵便受けなど――目だつ

○目だたない（目立たないような工夫がみられる）

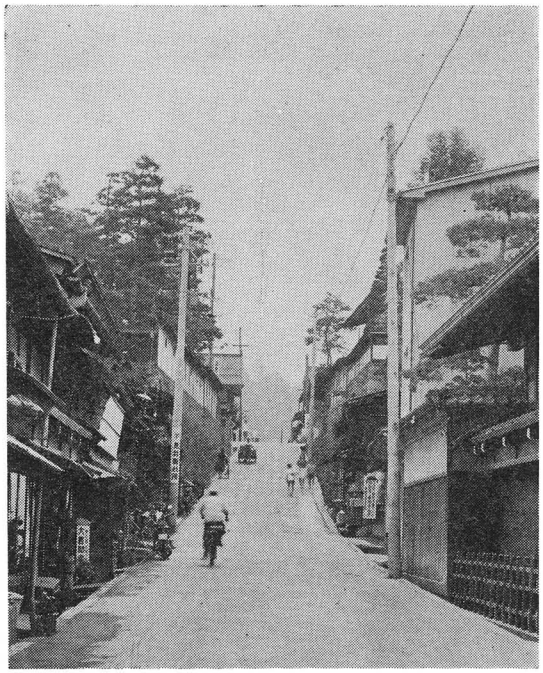

3―6　坂道と町並（高山えび坂付近）

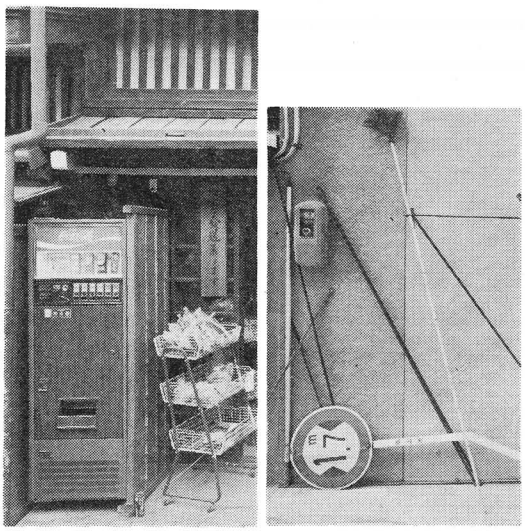

3―7　自動販売機とメーター類

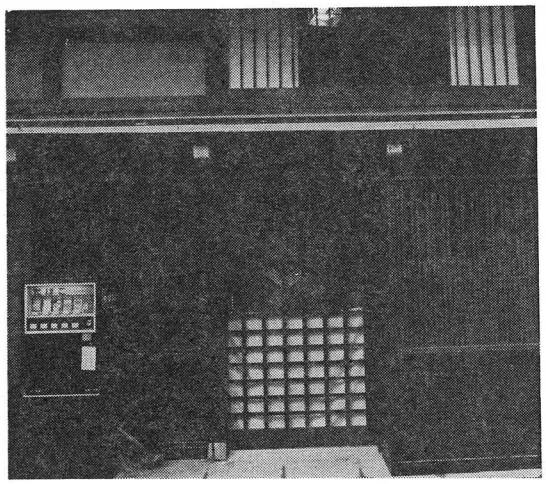

3―8　黒く塗った自動販売機

3—9　車の進入

電柱・交通標識などのあつかい——電柱は撤去、交通標識は町の両端にある。

町並の構成要素およびデザインの分析をしたが、高山の町並、特に恵比須台組の町並の最も特徴とするところは、幕末以降明治時代にいたる間に建てられた町家が集中し、これらの町家が同様式によっており、そこに統一性があることにある。

町並の構成要素およびデザインの分析をしたが、このような項目にしたがって高山の町並を分析すると、ひとくちに高山の町並といっても、そこには共通点が多く見出される一方、町並・町筋によって多少の相違がある。たとえば軒高をみると、恵比須台組では3.3～4mが56%をしめているのに対し、隣りの上二之町では3.3～4mは37%で、4m以上のものが50%以上をしめている。また中二階建と本二階建の分布（図版4）をみると、恵比須台組では中二階建が多いのに対し、片原町では本二階建のほうが多い。このように一、二の点を比較しても、町並・町筋による特徴があるから、町並保存にあたってはそれぞれの特徴をつかみ、計画をたてなければならない。恵比須台組をとりあげてみると、ここでは江戸時代末期から明治時代にいたる間に建てられた町家が集中し、同様式による家がそろっており、そこに統一性があることにもっとも大きな特徴を見出せるのである。軒高が低い家が多いので、ここに本二階建など軒高の高い家を建てた場合には著しく目立つことになる。これに対し、本二階建の多い片原町などでは、新築する家が二階建であっても、そのデザインいかんによっては、現状の町並景観を著しくこわすことはないであろう。町並・町筋ごとにきめこまかい検討が必要である。

第二節　町並保存の理念と現実

1　町並保存の理念

新しい町づくり　町並保存は、保存することが第一に求められるが、その保存とはただ単に現状のままを凍結することではない。長い年月にわたって蓄積され、歴史的評価にたえてきた遺産——物質・技術・精神的なものをふくめた遺産を正しく伝承し、発展させるという、町づくりのひとつの方法である。そこは人々の生活の場であるから、なにを伝承し、なにを発展させるかがもっとも重要な問題である。町並保存は人間的スケールで地域に根ざした都市をつくることを根本的な思想としているから、町並を構成する物的要素の保存を基本として、それを動かす人々、それを形成してきた歴史的

要素、それを支える地場産業や経済的要素、それを秩序づける法的要素が深くかかわっている。そして町並保存を推進させる哲学とすぐれた計画と実行力が強く要求される。

町並保存を推進させ、それにかかわる人々は、まずその地域の住民に代表されるのであり、これに行政にたずさわる者、各種の専門家、観光者その他第三者があり、がそれぞれはたすべき役割をもっている。

町並保存の基本的な立場を以上にのべたが、卑近な例をあげて再び説明しておこう。町並保存はそれぞれの都市・地域がもつ伝統や特性をいかし、発展させることである。たとえばある種のプレファブ住宅のように、住宅を消費材とする考え方やその都市・地域に無関係な材料・技術を用い、その都市・地域に対して、物的にも、文化的にも、技術的にも蓄積にならないような、いわば植民地的文化のあり方を拒否し、それに対抗して、その都市・地域に根ざした特徴ある文化を築き、育てることにある。

2　町家の修景・保存

町家ファサードの評価　高山の町並・町家をどのように保存するかという問題を考える前に町家の現状を把握しておく必要がある。

町並を構成している町家を一軒ずつみると、建てられた時代、それ以来今日にいたるまでの経過はそれぞれみな異なっている。したがってその保存は、それぞれの事情・条件を考慮して計画がたてられなければならない。そこで道路に面する各家の正面について、年代と当初の形の残存状況とを指標として、大きく次の4ランク6種に分類してみた（表3—10）。

a　江戸時代から明治時代の建築で、高山の町家としての伝統的な姿をよく伝えているもの。

b-1　建築年代は古く江戸から明治時代、改造はあるが、伝統的な姿を保っているもの。

b-2　建築年代はaより新しい。昭和になってから建てられたものをふくめ、伝統的な姿をもっているもの。

c-1　建築年代は古いが、大改造を受けているもの。

c-2　建築年代がa・bよりも新しく、伝統的な様式で建築されたもの、すなわち復古調のもの。

d　建築年代が新しいもの、その他、高山の町並にそぐわないもの。

修景・保存[*1]　以上にあげた各項について図版5建物正面様式別分布図に示した写真を参考にしながら簡単な説明を加える。aは町並のデザインのうえでは問題がなく、高山町家の基準的なものとな

町名＼ランク	a	b	c	d	
恵比須台組	17	9	3	3	32
竜神台組	20	11	8	9	48
上二之町	19	17	21	14	71
上一之町	10	9	9	25	53
片原町	4	17	18	25	64
	70	63	59	76	268

3—10　調査地の町家のランク別一覧表

＊1　修景—ここでは町並と調和するすぐれたデザインによる町家の修理・改造や町並みをととのえることをいう。
修理は建物の維持保存の必要に応じて行なう工事で、工事の大きさにしたがって区別すると次のものがある。
1　解体修理　　2　半解体修理
3　屋根替修理　　4　部分小修理

り、いわば高山の町並景観を生み出す町家である。bはその現状を認めうるものと部分的な修景ですむもの。b—1はのちに改造が加わったため、町並景観にそぐわない部分ができたものであるから、復原的な手法による修理や修景が望まれるもので、部分的な小修理ですむ。図版5—b—1はその例で、建物の構造体は明治以前の古いものであるが、正面に用いられている建具が改造を受けて新しいものにかわっている。すなわち、一階の入口は縦桟の格子戸ではあるが、ガラス戸であって、新しい感覚のものになっている。「みせ」前面も新しい建具にかわっている。二階ももとは格子が入っていたがここもガラス戸にかわっている。

b—2は昭和の建築でaにくらべ年代的に新しく、また軒高などかなり高くなっているものもあるが、町家がaからb—2に変化したことを示す例となる。図版5—b—2にみるように軒高が高く、二階の建具は当時流行したとみられる桟のわり方によるガラス戸を用いているが、一階部分は伝統的な出格子によっており、一応高山の町家らしさを持っている。

cにはかなり大規模な修理・修景を必要とするものと、最近建てられたもので、修景の必要のないものとをふくむ。c—1は構造材は古いが、正面などに大改造が加えられているため修景することが必要であり、それによって、町並に調和する可能性があるもの。図版5—c—1は軒高は高くなく、構造体は古いが、屋根を瓦葺とし一・二階とも正面はすべてガラス戸にかわっており、しかも「みせ」前面では腰壁を設けているなどの大きな改造が加わっている。

c—2は最近になって建築されたもので、高山の町並との調和を一応考慮しており、現状では可と考えられるもの。図版5—c—2はその例で、本二階建であるため軒高は高い。一・二階前面とも格子を用いている。しかし写真にみるような形式の格子が高山町家の二階部分に古くから用いられていたかは疑問である。新築にあたっては民芸調に走らないような注意が必要である。

dは高山の町並にそぐわないから町並に調和するような改築が必要と考えられるもので、図版5—dはその例である。外壁をモルタル塗とし、銀色に光るアルミサッシを用いるなど、高山の町並においては異和感がある。

上記のようにb—1・c—1・dは修理、あるいは修景による整備が必要であり、aは近い将来に修理が必要となろう。これを町並全体についてどのような方法、手順によって実際に行なうかが問題となる。すなわち、現在「高山市市街地景観保存条例」ができているが、これにもとずき、① 修理・修景など整備を年次的計画にしたがって行い、これを比較的短期間のうちに推進させる。② 当事者から修理・改造の希望や届出があったときにそれぞれに対処する。

③　上記の両者を組合せた形にする、といった3通りが考えられ、実際には両者の比率が問題となるが、③の方法によって進められることが望ましいとおもう。

3　修景・保存にあたっての基本的な立場

法規との関係　　まず法規との関係をみておこう。

今回の調査地区は都市計画法によって「都市計画区域」に指定されており、また「市街化区域」に定められている。この地区は「近隣商業地域」・「準防火地域」に定められている。しかし「高度地区又は高度利用地区」・「美観地区」・「風致地区」などの定めはない。

次に建築基準法に関することがらをみよう。調査地区は近隣商業地域であるから、工場や劇場・映画館・待合・料理店・キャバレー・トルコ風呂などいわゆる風俗営業のための建築は制限される。また建物の延面積と敷地面積の割合（容積率）は10分の30（300%）。建築面積と敷地面積の割合（建ぺい率）は10分の8である。建築の高さは、前面道路が4mであれば、道路に接して高さ6mまでのものが建てられ、道路から1mさがるごとに1.5m高くなってもよい。

採光については居室の面積の1/7以上の開口部が必要である。ただ室境のふすま障子の間仕切はないものとして考えてよい。

天井高は、居室では2.1m以上あることが必要である。これは平均の高さであるから、天井が斜めになっている場合は2.1m以下の部分があってもよいことになる。

床高は45cm以上あることが必要である。ただ床下の湿気・通風を考慮したもので、コンクリートとした場合は、これ以下でもよい。

調査地区は準防火地域であるから、木造の建築物はその外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分[*2]を防火構造としなければならない。高さ2mをこえる門やへいも延焼のおそれのある部分は不燃材料で造るか、またはおおわなければならない。屋根は不燃材料で造るか、ふかなければならない。

また入口や窓などの開口部で延焼のおそれのある部分は、防火戸か防火設備を設けなければならない。

土台は構造耐力上主要な柱には使用し、布基礎に緊結する必要がある。このほか柱の径・筋かい・内装なども、建築基準法から問題になる。

町並保存のため大修理や建替えを行なう場合、以上にのべた法律にふれるところがでてくる。特に問題になるのは防火に関連することがらである。他のことがらは生活環境をよくするためには必要なことであるから、町並との調和を考慮して推進すべきである。防火に関しては、建物がすべて木造であることから最も注意をはらわ

＊2　延焼のおそれのある部分――建築基準法に定義されている法律用語。「隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす）相互の外壁間の中心線から、一階にあっては三メートル以下、二階にあっては五メートル以下の距離にある建築物の部分をいう」。

なければならないことであるが、法律をそのまま適用したのでは町家・町並の景観は伝統的なものとはまったくかけはなれてしまう。そこで防火に対する万全の設備を設け注意をおこたらないことと、防火に対する新しいデザインが必要であり、また法律上の緩和措置や特例を設ける必要がある。[*3]

いわゆる民芸調について　次に修景・保存の設計にあたって注意しなければならないことは、その家が建築された時から今日にいたるまでの修理や改造の経過を明らかにし、そのなかでデザインが決定されなければならないという点である。したがってただ単に正面に格子をとりつければよいというものでない。

高山町家を代表するデザインのひとつは確に正面の格子である。現在もっとも特徴的な格子は大割りで、1枚の戸を縦4、横8こま程度に割り、桟は3㎝ほどの幅で黒色とする。この形式の格子がモダンな感覚であることから、高山を表現する代表的なものとして用いられている。格子を歴史的にみると、この格子は比較的新しい時代の流行であって、江戸時代の町家を復原的に考えた場合、正面は格子でなくシトミであるものが多い。また明治22年「商工技勢飛驒之便覧」には、縦桟を強調した格子もかなり多く描かれている。したがって方形大割りの格子は、かつては必ずしも高山を代表するものではなかった。ただ、最近までには流行したのである。

方形大割の格子は高山町家の特徴を表現するひとつの手段ではあるが、町家の修理・修景、あるいは新築にあたって、この形式の格子を用いればよいということにはならない。この格子は用いかたによっては、いわゆる民芸調となって、高山町家の本来の姿を正しく伝えるものでなく、ニセモノになってしまう。修理・修景にあたっては、それぞれの建物について調査し、復原的なものを用いるなり改造の過程においてかつて存在したことがあるものなど、客観的に根拠があるものを用いるべきである。またこれとは異なった考え方として、その建物、さらには町並と調和したデザインを採用すべき場合もある。例えば大ガラスの1枚戸を用いても、そのデザインの優秀さによっては、単に方形大割の格子よりよくなることもありうる。

いわゆる民芸調が、高山町家にみられる最近の新しい傾向であり新しい蓄積になりつつある。しかしこのような家ばかりならんだのではアキが来るだろう。現在の民芸調は正しく伝統を受けつぐまでの一種の試行錯誤の過程であると考える。

なお、高山市市街地景観保存計画の第2種保存区域の保存基準では、町家住居は一階並びに二階とも格子を設けるものとする。町家様式店舗は、二階に格子を設けるものとするとあり、損失補償金の限度額の項に二階の格子として3種の格子が描いてあるが、方形の

＊3　高山市街地の大部分は防火地域・準防火地域であるから（図版9）建築基準法によると木造建築の軒裏は防火構造としなければならない。ところが、高山市市街地景観保存計画では第2種保存区域の保存基準（69頁）に「軒裏には垂木(化粧)を設ける」とある。一般の構造によって垂木を設けたのでは建築基準法にあわない。したがってここに工夫が必要となる。たとえば、軒裏の垂木の間を土あるいはモルタル等をあげ塗りするか、裏板を防火材料とし、その下に垂木を化粧として取付ける方法である。保存基準の（化粧）の内容はこのようなことで運用されているのであろう。

3—11　民芸調の改造例　上　改造前　下　改造後

桟割りの格子や吹寄せ形式の格子は、最近の家に用いられてはいるものの、古い家には用いられていないから、高山町家を修景する場合に採用することは必らずしも適切ではないとおもわれる。

正面だけの保存でよいか　次に町並保存は各建物の正面の保存だけ考えればよいのかという問題がある。

町並景観は町家のファーサードを主要な構成要素としている。このことから町家のファサードだけをのこすという保存の考え方が生まれる。事実、「高山市市街地景観保存条例」や「京都市市街地景観条例」などでは、正面1.8mを単位としてそれに補助金をだすたてまえになっている。また高山市上三之町の恵比須台組では、正面をのこし後部をまったく新しくやりかえている家もある。

「恵須台組町並保存会規約」では、「全員が区域内において新築・改築等する場合、前側だけでもできるだけ町並にふさわしく自主的に創意工夫する…」 とうたっている。 この規約は最低限町家の正面だけでも町並景観にふさわしくしようとするものであり、正面だけを町並景観にふさわしくすればよいといっているのではない。

町並保存は前にのべたように物的なもののみの保存に限られるのでなく、長い年月にわたって刻みこまれた生活のあとを保存することをも考慮しているのであるから、正面だけでなく、家全体についての調和を考慮した保存が望まれるのである。

このような観点にたつと、正面だけをのこして他を全くやりかえるやり方や、正面にのみ補助金をだすという方法は、町並保存の本格的な段階にいたるまでの暫定的あるいは過渡的な手法として考えられるべきであろう。基本的には正面だけでなく、その建物全体についての配慮が必要であり、そのひとつのケースとして、正面だけの保存でもやむをえないというものがでてくるのである。町並保存は基本的にはその町に所在する建物すべてを考慮し保存するのであり、この基本線にそって修景・修理が行われるのである。

生活の場の保存　町家はそこを根拠として人々が生活している。町もまた人々の生活の場であり、日々刻々と変化し、これまで変化してきた。この町を現状のままに凍結するということは考えられない。生活の変化に応じた改造や修理は当然必要である。それにあたっての問題は、改造や修理のやり方をどうするかという点である。柱や梁など主要な構造材を取りさるとか、これらの部材にのこる古い仕口や痕跡など、その建物の歴史を刻んでいる証拠を隠滅することはさけなければならない。これらにかかわらないように工夫した改造や修理の方法が望まれる。

一部の町家では、外観は伝統的な景観をそのまま残し、また内部も主要構造には手を加えずに「おえ」に天井を設けたり、「ろじ」の一部にユカを張って生活に便利なように改造している。高山町家

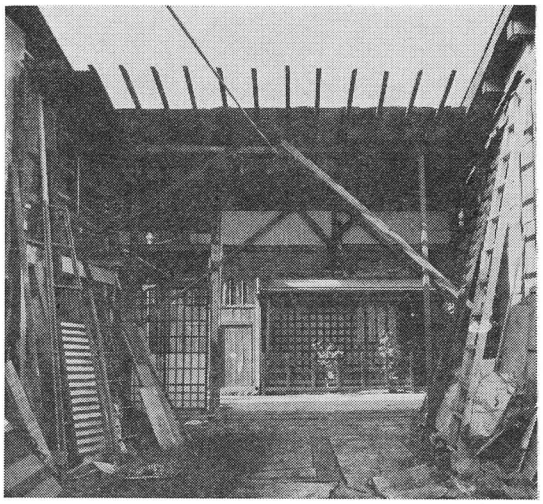

3—12　正面だけの保存

3—13　保存区域の表示

の特徴のひとつである小屋組構造は下から見えなくなるけれども、大部分の町家はこの程度の内部の改造によって、最近のモルタル塗・新建材張りの家よりも、落付いた生活のうつわとなり得るであろう。次第にこのような内部の改修が進むのは避けられないかもしれない。しかし、高山の町家はすぐれた文化遺産であるから、外観ばかりでなく、できるだけ全体的な保存の措置をとる必要があろう。

町家の修景・修理にあたっては、住民・行政・専門家の協力が必要で、そのデザインについて専門家のチェックが必要である。このため町家・町並などの整備にあたっては、住民・行政側・専門家から構成される委員会を設け、デザインについて最終的に責任をもつ者（チーフデザイナー）をおく制度を設けることが考えられる。

高山における町並保存は、住民の積極的な活動と、それを援助した市当局の努力により、恵比須台組をはじめとして上三之町・上二之町などで進展し、さらに市は「高山市市街地景観保存条例」を制定することになった。この条例は京都市に次いで早い時期に制定されており、この点高く評価される。ただ惜しむらくはこの間に専門家の参加が少なかったことである。

第三節　保存地区と住民

1　市街地景観保存条例

保存地区　高山市は「高山市市街地景観保存条例」にもとづいて市街地景観保存区域を指定し、昭和49年２月15日に告示した。[*1] 保存区域には現在のところ、自然景観をふくめた市街地保存を主とする第１種保存区域と町並保存を主とする第２種保存区域がある。第１種には東山保存区域および神明町保存区域が、第２種には上二之町保存区域、恵比須台組保存区域および上三之町保存区域が指定されている。東山保存区域は江名子川の東側の寺院が集中している山麓地域であり、他地区と離れているが、残る四地域は宮川の東側にあって互に接続したひとつの地区を構成している。

前にものべているように、高山市の市街地は、宮川および高山陣屋跡をふくめた東の市街地を保存区域、その西の市街地を商業区域とするのがこれまでに打ちだされた構想である。この構想は市街地が形成された歴史的経過からみて適切なものと考えられる。高山市の保存区域の指定はこのような線にそって行なわれ、今後も継続することになろう。近い将来さらに、準備がととのった区域から順に、第１種もしくは第２種保存区域に指定し、保存区域を拡げることが望まれる。そこで宮川東側の市街地は大部分が指定区域に含まれる

＊１　町並保存関係の条例を持っている市町村
金沢市（石川県）
「金沢市伝統環境保存条例」昭和43.4
倉敷市（岡山県）
「倉敷市伝統美観保存条例」昭和43.9
京都市（京都府）
「京都市市街地景観条例」昭和47.4
萩市　（山口県）
「萩市歴史的景観保存条例」昭和47.10
白川村（岐阜県）
「白川村自然環境の確保に関する条例」昭48.1
南木曽町（長野県）
「妻籠宿保存条例」昭48.8

可能性をもっているから、この地区全体を保存の一般地区として指定し、条例の第1種、第2種保存区域を特別地区とする方法が考えられる。一般地区は特別地区よりは規制がゆるやかな地域とするが、高山の市街地の特徴と伝統を受けつぎ、それを発展させる地域には違いなく、特別地区とともに高山の伝統を伝えるのである。

補償・補助　条例には、①　保存区域内での新築・改築・増築等にあっては届出を義務づけており、これに対して必要があるときは市長が助言・指導・勧告することができる。そしてそれに従ったことによって損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償することとし、補償の基準を定めている。また、②　保存区域内の建築物その他の工作物の保存管理に要する経費の一部を補助することができるとし、それは市街地景観保存区域内の住民により組織された保存会に対して行なうことを定めている。このほか、③　保存区域内の環境整備について市は、環境の保全整備、防火体制の充実等の事業を計画的に実施することを「高山市市街地景観保存計画」でうたっている。

条例に定められた補償のほか、修景・修理等に要する経費に対して融資制度を設けることが考えられる。町並保存に住民みずからが積極的に参加することが最も望ましいと考えるからである。

たとえば現在、京都府や京都市では文化財に対する融資制度を持っている。「財団法人京都府文化財保護基金[*2]」は、文化財保護のため、所有者・管理者の財務相談にのったり、調査などを行うとともに、文化財の修理にあたって個人負担となる分についてはひじょうに低利で長年限の返済による融資を行なっている。

また最近の報道によれば、日本開発銀行は文化財保存事業向けの融資制度を新設することになり、その融資第1号の対象として、「明治村」（愛知県犬山市）、「江戸村」（金沢市）を選び、具体的な検討にはいったという。この制度は、文化庁が文化財保存事業向けに長期低利融資制度の新設を要請したことに答えたもので、対象は、当面、原則として文化庁の推薦のあるものに限られるという。

＊2　「財団のあゆみと融資のあんない」財団法人京都府文化財保護基金

2　町並保存と住民

町並と観光　町並保存は町づくりの一方法であるとのべた。この町づくりはごく最近になって具体的になったので、町づくりの方法としてはユニークなものであって、全国的にみても、話題にのぼっている地域・都市は多いが、実施に移している地域・都市は多くはない。この町並保存というユニークな町づくりを最近の歴史ブームなどに関連して実施している地域は、どこも観光者でかなりのにぎわいをみせている。観光者は町の住民にいろいろな面で大きな影響を与えている。

民宿やみやげものの販売など観光者を対象とする人々にとっては観光者が客として落す金は収入源になる。また住民と観光者がお互いの情報を交換することによって知識をふやすことにもなる。

これに対し観光者を対象としない人々、とくにシモタヤの人々にとっては、観光者はむしろ害あって利ないものとしてうつる。利害関係が対立する。このことは町並保存を行なっている地域で大きな問題となり、またなるであろう点である。その地域の歴史や町並保存にいたる経過やそれぞれの地域の事情を考慮し、それぞれの地点で解決すべき問題である。

観光者がふえることによって騒音がふえ、駐車場が不足し、道路に車があふれたり、また一部の俗悪な観光客によって、風紀がみだされたり、プライバシーの侵害がおきたり、また汚物・ゴミで町がよごされるという問題も少なからずある。これらの問題は地元住民の中だけでは解決できない点も多く、行政側、専門家など互に協力して解決策を見出す努力が必要となる。

規　制　次に町並保存を実施するにあたっては、それを秩序だてる法的規制が加わるのが普通である。「高山市市街地景観条例」では、保存区域内での建築物その他工作物の新築・改築・増築および撤去、宅地造成、木材の伐採など、市街地の景観を変更するさいには市長に届出を義務づけている。さらに「高山市市街地景観保存計画」によると、保存基準として第1種保存区域（町並保存区域）では7項目、第2種保存区域（景観保存区域）では13項目にのぼる事項をあげている。

これによると、保存区域内に鉄筋コンクリートの建物や高さが現在の町並の建物より著しく高いものは原則として建てられない。また家の正面を勝手気ままに変更したり、つくることはできない。

このような法規制は、住民に、自分の土地であり家であるのに自分の思うにまかせられないという不満となることがある。ただここで考えなければならないのは、大都市や都市周辺のスプロール現像のはげしい地域、一部の農村にみられるようなもうけ一点ばりの資本による宅地造成や住宅建設、個人による勝手気ままな住宅の建設がいかに都市や農村の住環境や景観を破壊しているかという点である。この事実をみると、一定の秩序にしたがった町づくりが、住環境をよくするために必要であることが了解されよう。そしてこのような秩序は住民自身が町づくりの過程のなかでつくりあげるべきものであって、上から押しつけられたものではない。最終的には地域住民が、行政側・専門家などの間でなっとくづくで決めなければならないことはいうまでもなく、このような方法によらなければ、町並保存が成功しないことは明らかである。このような観点から住民がつくる法律である「建築協定」についてのべよう。

3—14　共同で雪かきをする住民

建築協定—住民が自らつくる法律—　「建築協定」とは建築基準法第4章に規定されているものである。その条文は9条（第69条—第77条）からなる。

建築協定の目的は第69条によると、「市町村は、その区域の一部について、住宅地としての環境または商店街としての利便を高度に維持増進する等建築物の利用を増進し、かつ、土地の環境を改善するために必要と認める場合においては、土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者が当該権利の目的となっている土地について一定の区域を定め、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を協定することができる旨を、条例で、定めることができる」というものである。要するに住民が住環境や商店街をよくするために協定し、それを条例とすることができるという主旨であり、この協定を結ぶためには全員の合意が必要であるが、全員の合意があれば、条例がつくれるのである。協定の公告があった後においては、後にそこに来た人にも適応される。協定の内容、有効期間等を変更する場合には全員の合意が必要であるが、それを廃止する場合には過半数の合意でたりる。

歴史的町並保存についての建築協定を結んだところは現在のところないが、新しい住宅地や商店街などでは例がいくつかある。[*3]

町並保存で建築協定を結んだところがないといっても、「恵比須台町並保存会規約」・「妻籠宿を守る住民憲章」（長野県木曽郡南木曽町妻籠）は、その成立の経過と実行において、実質的には建築協定と同様の内容と効力をもっているものと考えられる。

＊3　建築協定の実例については下記を参照のこと。
「建築雑誌　第85集　第1029号」昭45
川崎浩「報告・建築協定の実情」

3.　文化財保護法改正

法改正と町並　現在保護法の改正作業が進められている。ここには町並・集落の保存に関する条項が加わるはずである。

市町村レベルでの町並保存は、関係市町村が条例をもつことによって実施にうつされているが、国の行政レベルで町並保存をどのようにするかという問題はいまだ解決されていない。現行の文化財保護法では、建造物は重要文化財(あるものは史跡)の指定をうけ保護の対象となるが、これは単体保護の面が濃く、意匠・技法等に優れたものが対象となっており、その法的な規制も強いものである。このため町並のような一定地区内の建造物群を、その歴史的な環境や背景までふくめ一括して指定することにはいくつかの問題があった。それにしても、地方自治体や学界などから、町並を文化財として保護対象にすべきであり、そのための文化財保護法改正の要望は早くからでていた。また最近の激しい開発の波は、国土や文化財の周辺の環境をいちじるしく破壊しており、文化財の保存が個々の文化財

3—15　地場産業　　春慶塗（上）　渋草焼（下）

を保存の対象とするだけではなく、周辺の環境をもふくめて考えないと、文化財そのものの価値が著しく低下することが明らかになってきた。「点」としての保存だけでなく、「面」・「群」の保存が必要であり、建造物だけでなく、それがたっている土地までふくめた歴史的環境までを文化財とする概念が必要となっている。

報道によれば、衆議員文教委員会の「文化財保護小委員会」は、以上にのべたような要望を受けて保護法の改正にとりくみ、その要綱をまとめた。その骨子は「歴史的な集落・町並みの保存」をはじめとする5本の柱からなっている。各党での検討をへて合意がえられれば、超党派の議員立法として国会に提出されるという。改正案では、由緒ある町並集落を「伝統的建造物群」として、新たに文化財として定義づけ、保存地区制度を新設する。同保存地区は市町村が定め、保存のため必要な現状変更を規制する規定を設けるほか、保存措置を講ずる。文化庁長官は市町村に必要な指導・助言をすることができる、としている。市町村が定めた町並集落のうち特に価値が高いものについて、国は、市町村の申出により、重要保存地区に選定し、管理・修理などの経費の一部を補助することができるようにしている。このような文化財保護法の改正は、国の対策が遅きに失した感がないでもないが、期待される面が大きい。

住民と行政との協力　町並保存の事業をすすめるうえには住民の主体性を尊重すべきであり、住民と行政側の密接な協力関係があってはじめて成功することは、これまでの事実が教えてくれる。そして住民と行政との間にはそれぞれ果すべき役割がある。

まず住民の側は、自分たちの住宅・町並・町を伝統的な姿を保ちながら保存し、そこで生活しているのであるから、所有の住宅は原則として所有者の責任において維持管理すべきであろう。ただ維持管理や町並にふさわしい修景などの工事にあたっては、通常の工事より多くの経費がかかるのが普通であり、また道路に面する住宅のファサードはなかば公共性をもつものであるから、行政その他の機関による助成や融資が行なわれなければならない。

いっぽう行政側は都市計画公共施設（防火・道路・上下水道・駐車場・各種便益施設など）の整備を受けもつとともに、修理や修景の設計、融資・助成などに関して住民からの相談を受けることなど町並保存の事業がスムーズに進展するための潤滑油としての役割を持っている。また、その地区の住氏、ひいては市民の生活を守るための法の整備、地場産業の育成などに積極的に取りくむ必要がある。さらにこの地を訪づれる人々に対するサービス業務も行政の受持つ役割である。

町並保存は、そこで生活する住民のその町に対する愛情と、保存に対する熱意と努力なくしての成功はありえない。

高山市町並保存関係条例等資料

1　高山市民憲章
2　高山市環境保全基本条例
3　高山市市街地景観保存条例*
4　高山市市街地景観保存条例施行規則*
5　高山市市街地景観保存計画*
6　恵比須台組町並保存会規約*
7　高山市上三之町町並保存会規約*
8　高山市上二之町々並み保存会規約*
9　宮川を美しくする会会則
10　宮川の鯉を守る会趣意書
11　宮川の鯉を守る会規約
12　江名子川を美しくする会規約

（＊　以下に条文等を収録したもの）

高山市市街地景観保存条例

（昭和47年10月１日　条例第17号）

（目的）

第１条　この条例は、高山市環境保全基本条例（昭和47年高山市条例第５号）第12条の規定に基づき、郷土の重要な歴史的、文化的資産としての市街地景観の保存に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「市街地景観」とは、本市の歴史上意義を有する建造物等が周囲の自然的環境と調和をなして本市における伝統と文化を具現し、及び形成している状況をいう。

（保存区域の指定）

第３条　市長は、市街地景観を保存するため必要な区域を市街地景観保存区域（以下「保存区域」という。）として指定することができる。

2　市長は、保存区域の指定をしようとするときは、区域住民の意見を聞かなければならない。

3　市長は、保存区域の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。保存区域の指定を解除し、又は変更したときも、また同様とする。

（保存計画）

第４条　市長は、保存区域を指定したときは、市街地景観保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

（保存区域内における行為の届出）

第５条　保存区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為で市の規則で定めるもの及び災害のため必要な応急措置として行なう行為については、この限りでない。

(1)　建築物その他の工作物の新築、改築、増築及び撤去
(2)　宅地の造成、その他土地の形質の変更
(3)　木材の伐採
(4)　建築物その他の工作物の色彩の変更
(5)　前各号に掲げるもののほか、市街地景観の保存に影響を及ぼすおそれのある行為

2　市長は、前項の届出があった場合において、心要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（損失の補償）

第６条　市は、前条第２項の助言、指導又は勧告に従ったことにより損失を受けた者に対して、通常生すべき損失を補償しなければならない。

2　前項の規定による損失の補償の額及び方法については、市長と損失を受けた者とが協議しなければならない。

（経費の補助）

第７条　市は、保存区域内における建築物その他の工作物の保存管理に要する経費につき、その一部を補助することができる。

（委任）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附　則

この条例は、昭和47年10月１日から施行する。

高山市市街地景観保存条例施行規則

改正　昭和49年２月９日市規則第43号

（昭和47年11月20日　市規則第27号）

（目的）

第１条　この規則は、高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例17号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（保存区域区における行為の届出）

第２条　条例第５条第１項の規定による届出は、別記様式によるものとする。

（条例第５条第１項ただし書の市の規則で定める行為）

第３条　条例第５条第１項ただし書の市の規則で定める行為は、次の各号の一に該当するものとする。

(1)　次に掲げる建築物の新築、改築、増築又は撤去
　イ　地下に設ける建築物の新築、改築、増築又は撤去
　ロ　建築物の改築又は増築で、その改築又は増築に係る部分の高さ及び床面積の合計がそれぞれ３メートル及び10平方メートル以下であるもの
(2)　次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築、増築又は撤去
　イ　仮設の工作物の新築、改築、増築又は撤去
　ロ　地下に設ける工作物の新築、改築、増築又は撤去
　ハ　消防又は水防の用に供する警鐘台
　ニ　その他の工作物の新築、改築、増築又は撤去で、その新築改築、増築又は撤去に係る部分の高さが３メートル以下でああるもの
(3)　次に掲げる土地の形質の変更
　イ　面積が30平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが２メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
　ロ　地下における土地の形質の変更
(4)　次に掲げる木竹の伐採
　イ　枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行なわれる木竹の伐採
　ロ　枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
　ハ　自家の生活の用にあてるために必要な木竹の伐採

ニ　仮植した木竹の伐採

ホ　建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが10メートルをこえず、かつ1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルをこえないものの伐採

ヘ　測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(5)　建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

（損失の補償基準）

第4条　条例第6条の規定により損失の補償の基準は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に掲げる場合に要する費用の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内で行なう。

(1)　建築物の新築、改築又は増築をしたとき　2分の1

(2)　板止め、格子又は出入口和式引戸の新築又は改修をしたとき　2分の1

(3)　へい又は垣の新設又は改修をしたとき　3分の1

2　前項各号に掲げる損失の補償金の限度額は、別に定める。

（経費の補助）

第5条　条例第7条の規定による経費の補助は、市街地景観保存区域内の住民により組織された保存会に対して行なう。

付　則

この規則は、昭和47年11月20日から施行する。

付　則（昭和49年2月9日市規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

高山市市街地景観保存計画

高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例第17号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり高山市市街地景観保存計画を定める。

1.保存区域の種別

条例第3条の規定による市街地景観保存区域（以下「保存区域」という。）は、それぞれ地域の特性に応じ、次のいずれかの種別に区分して指定し保存を図るものとする。

イ．第1種保存区域

歴史的、伝統的建築物の周辺地域、または自然景観が優れていて建築物と調和している地域等で、景観及び環境の保全に配意する地域とする。

ロ．第2種保存区域

伝統的建築様式により構成されている町並み、または伝統的建築様式の家居が点在し、風趣あるたたずまいを示している地域で、その景観を保存する地域とする。

2．保存基準

(1)　保存区域内の建築物、工作物は別表に掲げる保存区域の特性と調和するようにする。

(2)　区域内の空地は、植樹、花壇、造園等により環境の整備を図るものとする。

(3)　区域内における保存のための具体的基準は、次のとおりとする。

イ．第1種保存区域の保存基準

1.　当地域内における建築物の高さ、形態及び意匠が周辺の景観に調和するものであること。

2.　建築物の形態は、コンクリート、金属物等の物量感を感じさせないものとする。

3.　建築物、工作物等の位置、規模、形態及び意匠が自然景観、歴史的建築物及び道路、社寺等に調和し均整のとれたものであること。

4.　建築物の屋根は、景観と調和を保つため、寄棟、切妻、入母屋等、屋根の勾配、軒の出、ひさしの出があるものとする。

5.　建築物の道路に面した部分は、べにがらにすすを混じた古代色、またはそれに類する色等、落ち着きのあるものとする。

6.　屋外広告物のデザインは、周辺の景観に支障を及ぼさないものとする。

7.　現存する建築物、工作物のうち景観にそぐわないものは、今後改築に際し基準に基づき周辺との調和を図るものとする

ロ．第2種保存区域の保存基準

1.　建築物の高さは、現在の家並みにそろえるものとする。

2.　建築物の道路に面した部分は木造形式とする。

3.　町家住居は、1階並びに2階とも格子を設けるものとする

4.　町家様式店舗は、2階に格子を設けるものとする。

5.　軒裏には、たる木（化粧）を設ける。

6.　つとめて板どめを設ける。

7.　道路から望見出来る部分の壁は、しつくい塗壁様式とする。

8.　建築物の道路に面した部分は、べにがらにすすを混じた古代色、またはそれに類する色等、落ち着きのあるものとする。

9.　建築物の外観に係るアルミその他金属性の建具等は、金属感を出さない着色のものとする。

10.　へい並びに土蔵保護囲いは和風式にする。

11.　屋外広告物のデザインは、周辺の景観に支障を及ぼさないものとする。

12.　区域内建築物のうち、本局通り、安川通りに面したものは、建築物の高さ、設備、位置、規模、形態及び意匠が、保存区域内の町並みと調和し、均整のとれたものであること。

13　現存する建築物のうち町並みにそぐわないものは、今後改築に際し基準に基づき周辺との調和を図るものとする。

3.保存区域内の環境整備

市は、保存区域内の環境の保全整備、防火体制の充実等の事業を計画的に実施する。

別　表

保存区域の名称	特　　性
東山保存区域	緑濃い東山を背景に由緒ある社寺群と坂道に沿って並ぶ風趣ある民家が調和し、陰影の深い静かなたたずまいを示している。（面積　202,192㎡）
神明町保存区域	宮川々畔に沿って軒を連らねる民家と、川面に影を映す樹木、朱塗高欄の中橋が美しく調和して落ち着きのあるたたずまいを示している。（面積　4,887㎡）
上二之町保存区域	落ち着きのある民家が建ち並び、互いに調和を保ちながら明るい端正なたたずまいを示している。（面積　25,191㎡）
恵比須台組保存区域	古い格子入りの町家が軒を連らね、すぐれた景観を形成し、伝統的な町並みを保っている。（面積　8,096㎡）
上三之町保存区域	落ち着きのある民家、古い格子入りの民家が互いに調和を保ちながら、美しい町並みを保っている。（面積　17,734㎡）

損失補償金の限度額

(1) 建築物

間口1.8メートル当たりの限度額は、次の表に示す額とする。

区　分	全面改築	平家及び1階改築	2階改築
限度額	60,000円	40,000円	20,000円

(2) 板どめ、格子及び出入口和式引戸

間口1.8メートル当たりの限度額は、次の表に示す額とする。

型式 / 限度額	板どめ	1階の格子		2階の格子		出入口和式引戸
	3,000円	5,000円	3,000円	3,000円	2,000円	4,000円

(3) へい及び垣

間口1.8メートル当たりの限度額は、次の表に示す額とする。

様　式	和風		土べい	和風	
	板べい	塗べい		屋根小壁付	屋根らん間付
限度額	13,000円	33,000円	50,000円	26,000円	26,000円

様　式	竹がき	生けがき	
		いちい	その他の樹種
限度額	高さ0.9メートル以上 1,000円	苗高1メートル以上 3,000円	苗高メートル以上 2,000円

恵比須台組町並保存会規約

1. 名称　この会は恵比須台組町並保存会といいます。
2. 性格　この会は、会員が区域内において新築、改築、改装等をする場合、前側だけでもできるだけ町並にふさわしく自主的に創意工夫することを申合せ、その上に成立しているものでありますから、したがって他から制約干渉を受けたり、会自体が個人の生活をさまたげたりするものではありません。
3. 目的　この会は区域内の町並保存について協議することを目的とします。
4. 会員　この会の会員は区域内の恵比須台組員とします。
5. 町並区域　この会の町並区域は上三之町1番地より15番地まで（西側）、94の2番地より111番地まで(東側)および洲岬に至る間の町並とします。
6. 役員　この会の役員は恵比須台組役員が兼任します。
7. 会議　この会の会議は役員会および総会とします。
   会議は必要に応じ会長が招集します。
   会議成立の定数は会員数の⅔以上とします。
8. 会計　この会の運営に要する経費は必要に応じ会費を徴集してあてます。
   別途収入の受入及び使途については、その都度協議します。
   会計年度は5月1日より翌年4月30日までとします。
9. 規約の改訂　この規約の改訂は総会の議決を必要とします。
10. 解散　この会は会員の半数以上の反対があるときは解散します。
11. 附則　この規約は昭和46年2月3日より施行します。したがって昭和41年に発足した上三之町保存会規約は廃止します。

高山市上三之町町並保存会規約

第一条（名称）　この会は高山市上三之町（魚屋町より安川通りまでの区間）町並保存会と称し事務所を会長宅に置く。

第二条（目的）　この会は江戸時代より受けつがれている古い町並の家屋を温存し、地域の形態を尊び、良き伝統を生かし地域住民の融和の下に福祉と発展を図り以って美風を後世に遺すことを目的とす。

第三条（性格）　この会の目的を達成する為に地域間にある古い伝統ある家屋の改築、増築又は新築する場合はそれぞれ工夫をこらして伝統をこわさない様自粛し、この目的に同調し、協力することを申し合わせるものである。

第四条（構成）　上三之町々内に住居（魚屋町より安川通り迄の区間）をかまえている者によってこの会を構成し、町並保存会員とする。

役員は会員中より選出し、会長1名、副会長2名、幹事若干名、会計1名、監事2名を置き役員会を構成する、役員の任期は2年とす。

第五条　会長はこの会を統卒し必要に応じ会員並に役員を招集し会議を開き諸事項を議決す。

第六条（運営）　この会の運営費は会費、寄附金及補助金を以て当てる。

第七条（其の他）　会計年度を3月末とし総会に報告し承認を受ける。本規則は昭和48年4月1日より之を施行す。

（附則）(1) 顧問は会長の要請により、第三条及其他の条項について審議に加わり意見を述べ調停役をつとめる。

(2) 会議の議長は会長を以って当てる。

高山市上二之町々並み保存会規約

1. 名称　この会は、上二之町々並み保存会といいます。
2. 目的　この会は、風趣ある町並みを保存するとともに、地域の良き伝統を生かし、住民の福祉と融和を図ることを目的とします。
3. 構成　この会は、上二之町に住所又は土地家屋等を有する者により構成し、町並み保存会員とします。
4. 性格　会員は、家屋等の改築、新築又は増築する場合に、自主的に工夫をこらして伝統をこわさないように努め、この目的に協力することを申し合わせるものとします。
5. 役員　この会の役員は、次のとおり会員中より推せんにより選出します。
   会長1名、副会長1名、庶務会計1名、会計監査2名、理事若干名。
   2　役員の任期は2年とし、再選をさまたげない。
   3　必要に応じ顧問若干名を置くことができる。
6. 会議　この会の会議は、役員会及び総会とし、必要に応じ会長が招集し、諸事項を決するものとします。
7. 会計　この会の運営に要する経費は、会費、寄附金並びに補助金をもってあてます。
   2　会計年度は3月1日より翌年2月末日までとし、年度終了後2ヶ月以内に会計報告をすることとします。
8. 規約の改訂　この規約の改訂は、会議の議決を必要とします。

付則　この規約は、昭和49年3月14日より施行します。

PUBLICATIONS OF
NARA NATIONAL CULTURAL PROPERTIES RESEARCH INSTITUTE, NO.24

TAKAYAMA

A STUDY OF TOWN AND TOWNSCAPE

IN 1973-1974

ENGLISH SUMMARY

CONTENTS

Page

Chaper I. The history and the regional setting 1
1. The city in history 1
1) The castle town 1
2) The land under the direct control of the Shogun's 3
3) Since the Meiji period 6
2. The city today 9
3. Historical character and town's charm 12
4. Movement of conservation of the historic quarters 18
Chapter II. Survey and analysis of the study area 22
1. Outline of our research 22
1) Purpose and Diary 22
2) Choice of the study area 24
3) Some researches in other historic cities 24
4) Contents of our research 26
2. Town and townscape 30
1) Conservation of 'town' and 'townscape' 30
2) Physical characteristics 31
3) Town and townscape 35
3. Houses 41
1) Outline 41
2) Plan 41
3) Facade 45
4) Construction and inside space 47
4. Old houses in the manuscripts of 1843 49
Chapter III. General problems of the conservation 54
1. Summary of houses and townscape 54
1) Houses 54
2) Survey and analysis of townscape 55
2. Some proposition of the conservation 57
1) Policy for the conservation 57
2) Architectural design and control 58
3) Standpoint 60
3. Conservation and inhabitants 63
1) Municipal regulation for the conservation 63
2) The conservation and the civil life 64
3) Amendment of the Law for the Protection of Cultural Properties 66
Data (Municipal regulation, etc) of the conservation 71

PREFACE

This is a report on the historic town of Takayama. Since the latter part of the 16th century Takayama had been the center of the Ancient Province of Hida. Up to the present the historic townscape survives in it and there are many old houses. The town, called "Little Kyoto", draws an increasing number of visitors on account of its historical character and charm. Since Takayama is a living city with 60000 people, it must become a city convenient and satisfactory for those who live in and work there. On the other hand it is desired to conserve the historic quarters.

The historic towns of Takayama, Kurasiki, and Hagi were committed to study by The Agency for Cultural Affairs in 1973. The purpose of these studies was to contribute to the conservation of historic quarters in each city. The study in Takayama was taken in hand by members of the Nara National Cultural Properties Research Institute and a member of Architecture Division of the Agency, with the cooperation of the City and Gifu Prefecture.

THE CITY IN HISTORY

Early Takayama was built by the Kanamori family in 1586, as the center of their rule over the Hida domain. They constructed the Takayama Castle and built the town to the north of it. Surrounded by Miya River on the west, Enako River on the east and north, and the castle on the south, the town was well built for defence.

After the first rulers were changed to another domain in 1692, Takayama was under the direct control of the Shogun until 1868, the last year of the Edo period. Many retainers of the Kanamori family moved with their lord, and their dwelling area gradually became a merchant sector. The merchant town Takayama prospered as the center of goverment, trade, and culture in Hida country. Through the Edo period a few merchants attained to wealth and they were the main supporters of the original culture of Takayama.

Since the Meiji period (beginning in 1868) notable change did not appear until the early 1930s, so that the town developed slowly, preserving traditional folkways. One of the changes was that the Takayama Line of JNR was opened to traffic. The Takayama station was located well to the west, so that new dwelling and shopping areas spread west over Miya River and reached to the station.

SURVEY AND ANALYSIS OF THE STUDY AREA

1. The study area: There are many historic quarters in the older part of the city, the east area to Miya River. Out of them we selected as the study area Kami Ichi no Machi, Kami Ni no Machi, Kami San no Machi, and Katahara Machi streets. Ebisutai-gumi in Kami San no Machi Street is famous for its historic townscape and other streets make an united area with it. We selected this area for two reasons. Firstly, this area will be the first conservation area if the inhabitants and the city decided to conserve their

own town. Secondly, we expected many objects for survey and analysis of the town, townscape, and old houses.

2. The street pattern: The original street pattern is composed mainly of south-north streets and east-west streets connected with them. This pattern was founded basically at the time of building the town, but it scarcely changed except for the widening of a few streets after world War II.

3. The age, construction, usage, and facade of houses: Many houses are in the old traditional style of a gable roof, an attic-type low second storey, and an appendant roof under the eaves. This style continued until the 1930s. Since then the upper eaves became higher and the upper floor changed to dwelling space. But the facade style remained the traditional shape. New styles different from them appeared after world War II. For example, timber-framed and cement plastering, reinforced concrete, and three storey buildings. In the study area, many (about 70%) of old houses are for dwelling and trade, and the rest are for dwelling only. In Kami San no Machi and northern part of Kami Ni no Machi the trade is mainly with sightseeing visitors. In both parts there are many houses conserving the old traditional facade.

4. Street and houses: The streets are narrow (3m-4m) except for the southern part of Kami Ni no Machi and Kami Ichi no Machi streets. The upper eaves and the appendant roof have become higher over the years. In the old traditional style (from the end of Edo period to Meiji period) the eaves are 3.3m-4m and the appendant roof is about 2.1m, in the next style (from early 1930s to World War II) the former is 4.2m-5m, and in the new style (after World War II) these heights have been not controlled.

The narrow streets and old houses make a human scale environment and attract many visitors.

General problems of conservation

We were comissioned to discover how to reconcile the old town of Takayama with the future without knocking it down. In this report, we propose new town planning preserving the architectural and historical character of the town of Takayama. The conservation of the town has to be town planning for the inhabitants and by them. For making up the planning, it is necessary to coordinate inhabitants, local government and professionals. If the conservation area is decided with the inhabitants' consent, new building and re-building will be regulated and at the same time assisted by national law and the municipal regulations for the conservation of the town. To apply it the city had better take as the chief designer someone who is familiar with old traditional houses in Takayama.

Recently old anonymous houses, stores, etc. consisting of townscape or villagescape have been regarded as architectural heritage, and historic environments have come to be regarded as our valuable heritage. And now, reflecting these opinions it is proposed to amend the Law for Protection of Cultural Properties.

図　面・写　真

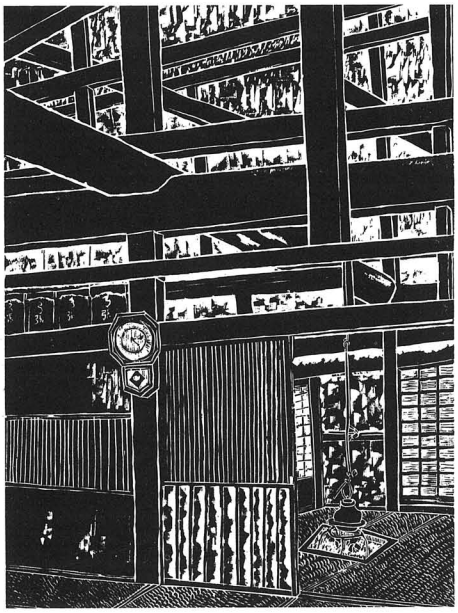

安川通
鍛冶橋
国分寺通
片原町
上三之町
上一之町
上一之町
柳橋
宮川
筏橋
広小路通
駐車場
上三之町
上三之町
上一之町
中橋
高山陣屋跡
駐車場
0
50
100m

1　調査地区屋根伏図

2　建物時代別分布図

3　建物構造体別分布図

4　建物階数別分布図　　○電　柱　＋案内板　－交通標識　□秋葉社

5　建物正面様式別分布図

5 −a

5 −c_1

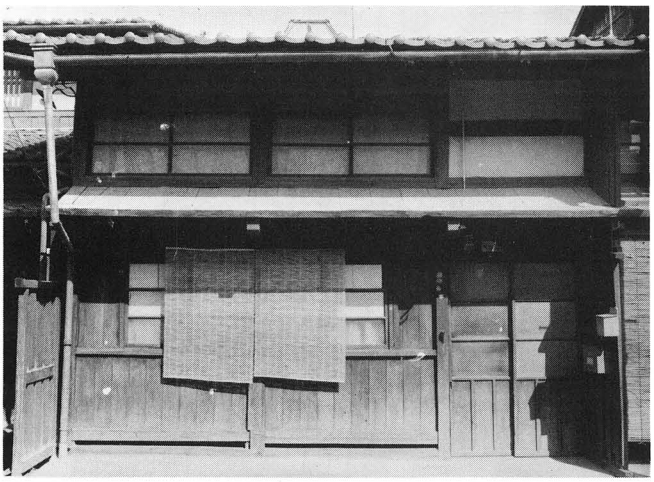

5 −b_1

5 −c_2

5 −b_2

5 −d

	建物の古・新	正面の保存等の状況
a	古	良好
b_1	古	やや改造あり
b_2	やや新	良好
c_1	古	改造大
c_2	新	伝統形式による
d	新	新形式

6　建物用途別分布図

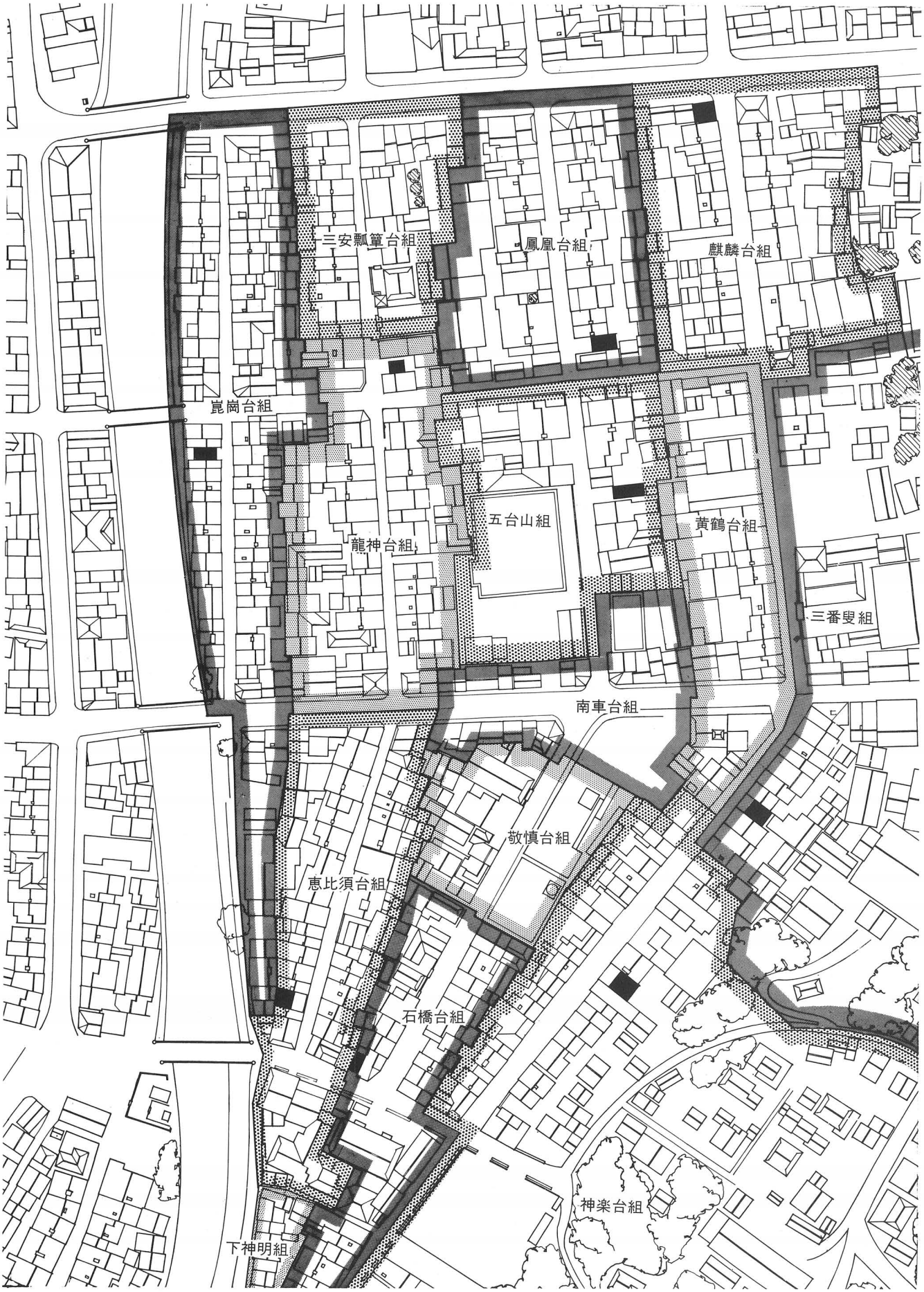
三安瓢箪台組
鳳凰台組
麒麟台組
崑崗台組
五台山組
黄鶴台組
龍神台組
三番叟組
南車台組
敬慎台組
恵比須台組
石橋台組
神楽台組
下神明組

7　屋台組区分図

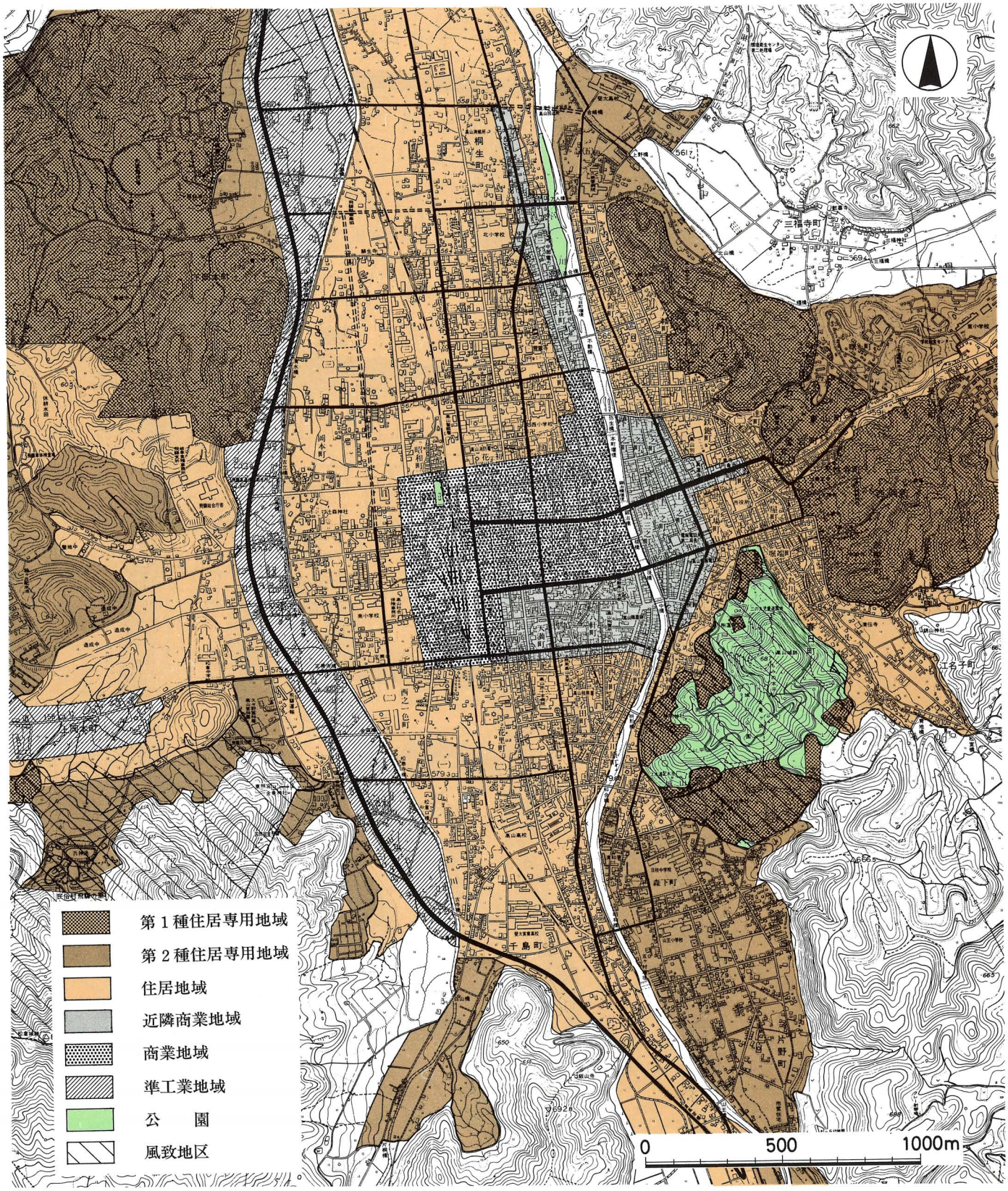
第１種住居専用地域
第２種住居専用地域
住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
公　園
風致地区
0
500
1000m
桐生
三福寺町
上岡本町
千島町
森下町
片野町
江名子町

8　道路・都市計画図

9　高山周辺地図（防火・準防火地域の表示を含む）

10　文化財・風致地区関係図

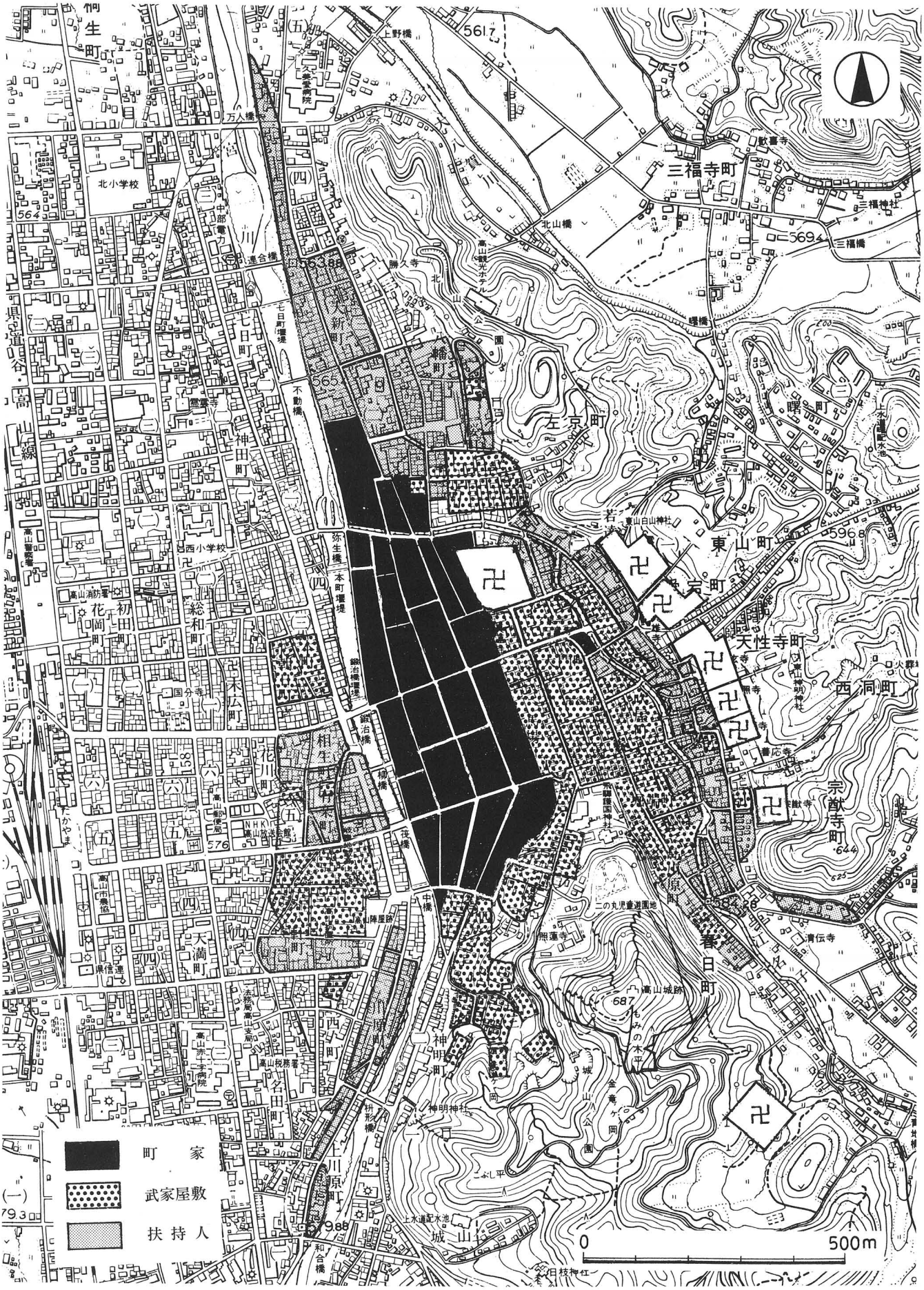

11　絵図による元禄年間の高山

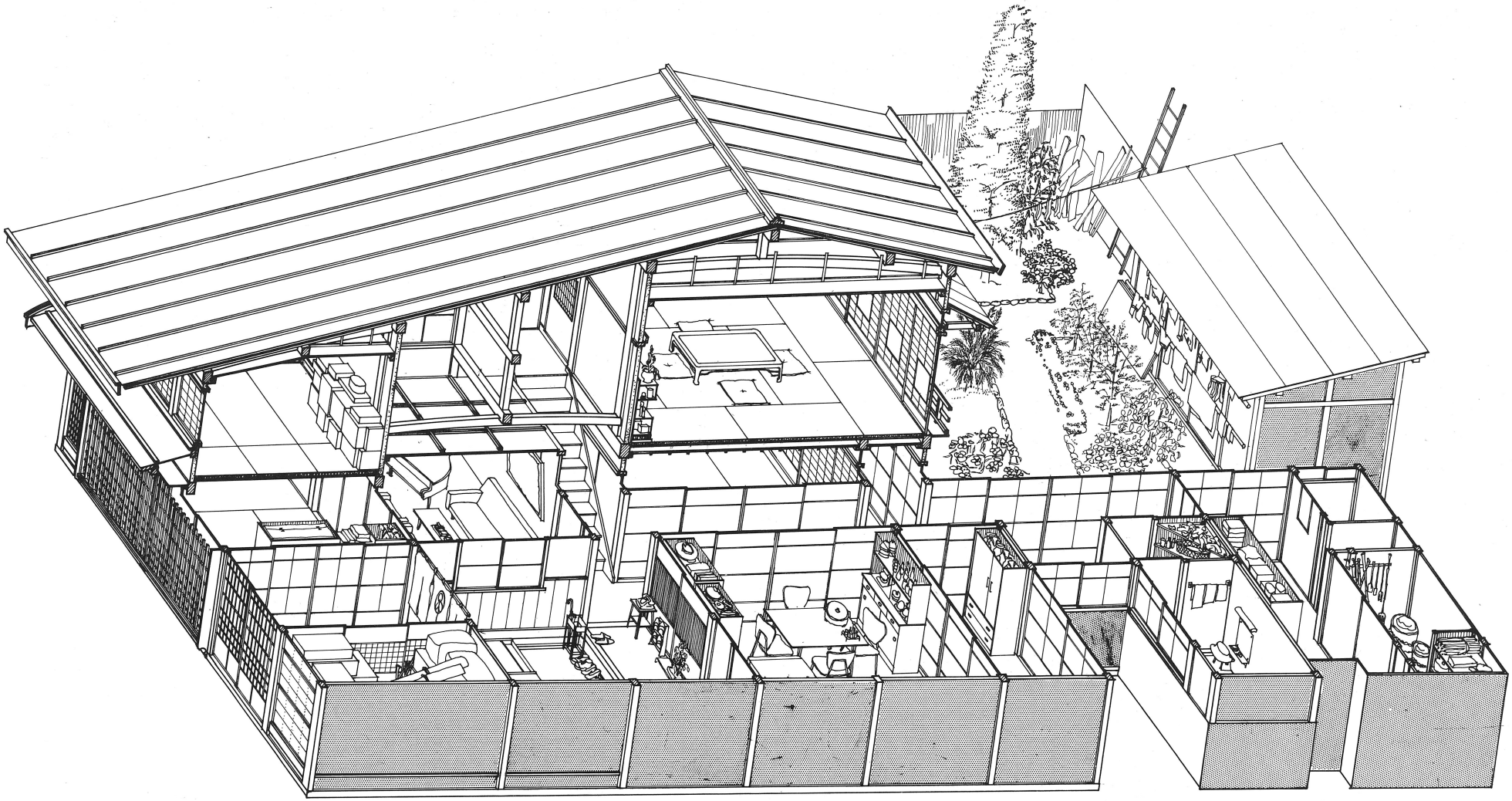

12　中村家住宅現状透視図

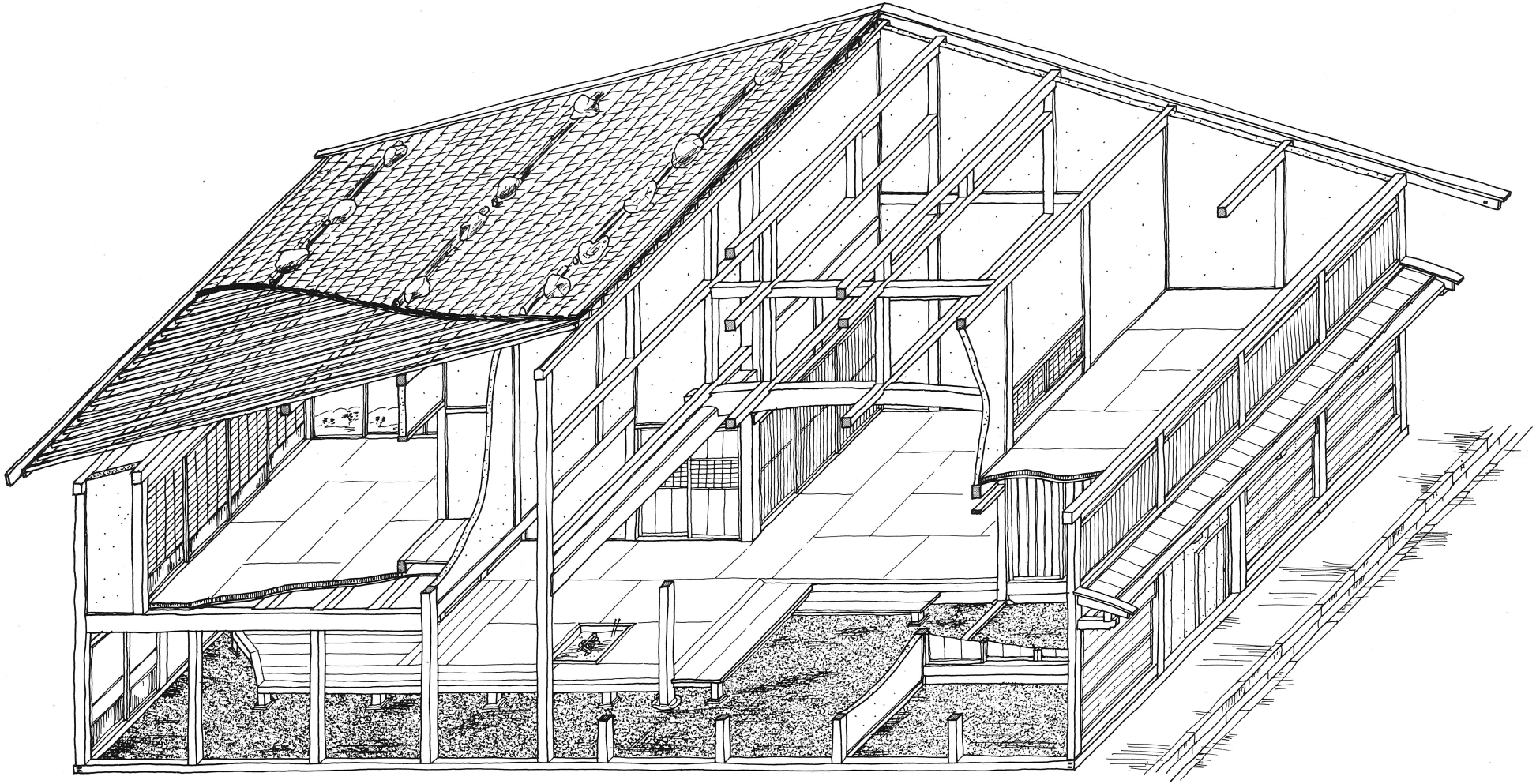

13　堀家住宅復原透視図